

平生町告示第51号

平成21年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年2月23日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年3月9日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

吉國 茂君

福田 洋明君

平岡 正一君

藤村 政嗣君

田中 稔君

3月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成21年3月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成21年3月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員提出議案第1号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第14 議案第9号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第10号 平成21年度平生町一般会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成21年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 日程第26 議案第21号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第22号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第24号 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第25号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第33 議案第28号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第29号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 議案第31号 町営土地改良事業について
- 日程第37 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第33号 田布施町道路線認定の協議について
- 日程第39 議案第34号 平生町土地開発公社の定款変更について
- 日程第40 報告第1号 平生町土地開発公社の平成21年度事業計画及び資金計画並びに予算について
- 日程第41 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(10日間)
- 日程第4 議員提出議案第1号 平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

- 日程第12 議案第7号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第14 議案第9号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第10号 平成21年度平生町一般会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成21年度平生町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 平成21年度平生町老人医療事業特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成21年度平生町下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第21号 平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第22号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第23号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第24号 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第25号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第26号 平生町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第27号 平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第33 議案第28号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第29号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第36 議案第31号 町営土地改良事業について
- 日程第37 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第33号 田布施町道路線認定の協議について
- 日程第39 議案第34号 平生町土地開発公社の定款変更について

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
企画課長	角田 光弘君	町民課長	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	石杉 功作君

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 . 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において藤村政嗣議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2 . 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

日程第3 . 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年1月分及び2月分例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定による定例監査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4 . 議員提出議案第1号

議長（田中 稔君） 日程第4、議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

平生町議会議員の報酬につきましては、平成17年4月から平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例に基づきまして、報酬月額10%を4年間継続して自主的に削減いたしていただいております。その目的とするところは、改めて申し上げるまでもなく、厳しい財政状況の中、

行財政改革の一助とするためのものです。

現下の経済動向を見ますと、100年に1度といわれる世界的な金融危機による景気後退の影響を受け、山口県においても過去最大の財源不足が見込まれ、少子高齢化、環境問題等の山積する重要課題を前に、町民生活にも多大な影響をもたらそうとしています。このことは平生町においても同様であり、地域経済の急激な悪化は新年度における大幅な税収の落ち込みが予測され、国や県の支援措置も安定的な財源の確保を補償するものとは言えません。これまで緊急平生町行財政改革プログラムによる各種の改革に早くから着手され、行財政運営全般にわたって懸命な努力をなされているところでありますが、脆弱な財政基盤は依然として継続していたものと思われ

ます。こうした中、私どもは町民の皆様から期待されている職務と議員報酬は、いかにあるべきかということを実際に協議を重ねてまいり、現在の経済情勢や厳しさを増すであろう今後の町財政の状況を重く受けとめ、削減期間をさらに1年延長し、平成22年3月31日まで継続しようとするものであります。

以上、今回3名の提出者を代表して提案いたしますものであります。何とぞ議員各位におかれましては、この趣旨を御理解いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第5．行政報告

日程第6．議案第1号

日程第7．議案第2号

日程第8．議案第3号

日程第9．議案第4号

日程第10．議案第5号

日程第11．議案第6号

日程第12．議案第7号

日程第13．議案第8号

日程第14．議案第9号

日程第15．議案第10号

日程第16．議案第11号

日程第17．議案第12号

日程第18．議案第13号

日程第19．議案第14号

日程第20．議案第15号

日程第21．議案第16号

日程第22．議案第17号

日程第23．議案第18号

日程第24．議案第19号

日程第25．議案第20号

日程第26．議案第21号

日程第27．議案第22号

日程第28．議案第23号

日程第29．議案第24号

日程第30．議案第25号

日程第31．議案第26号

日程第32．議案第27号

日程第33．議案第28号

日程第34．議案第29号

日程第35．議案第30号

日程第36．議案第31号

日程第37．議案第32号

日程第38．議案第33号

日程第39．議案第34号

日程第40．報告第1号

議長（田中 稔君） 日程第5、行政報告並びに日程第6、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から日程第39、議案第34号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明並びに日程第40、報告第1号平生町土地開発公社の平成21年度事業計画及び資金計画並びに予算についての報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

平成21年も早いものでもう3月、年度末を迎えております。立春を過ぎた2月中旬には春一番が吹き荒れ、5月並みの気温の上昇で汗ばむ陽気の日もあれば、また寒さが後戻りする、いわゆる冬と春が綱引きをする三寒四温の時期が続きました。ここ最近においては一雨ごとに暖かみが増し、春の息吹が感じられる気候となってまいりました。

そうしたさなか、平成21年第2回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

また、ただいまは議員提出議案として、議員報酬の特例条例が上程をされました。特別職報酬等審議会からの答申では、議員報酬の削減は緩和することが適当であるとの意見をいただいております。あわせて他の市、町に先駆けての自主的な削減の取り組みに対して評価したいという審議会の意見でもありましたが、議員の皆様方の意思として判断され、5年連続にわたるお取り組みに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

私も今後とも困難な地方財政状況のもと、財政基盤の確立につきまして誠心誠意取り組んでまいりたい決意でございますので、町議会の皆様をはじめ、住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

このたび、本定例会に御提案いたします議案は平成20年度補正予算9件、平成21年度予算10件、条例10件、事件5件、同意1件、報告1件でございますが、初めに平成21年度予算編成につきまして御報告申し上げます。

まず、我が国の経済状況でございますが、特に昨年秋以降の世界経済の減速に伴う景気後退は、国民生活に大きな影響を及ぼしております。また、厚生労働省は企業の人員削減で、昨年10月から今年3月までに職を失ったり、失う見通しの非正規労働者は全国15万7,806人に達したと2月末に発表したところであります。山口県は、このうち2,811人ということですが、平生町としてもこうした状況に対応するため、いち早く離職者緊急支援相談窓口を経済課に設置をし、対応しているところであります。こうした中、国では100年に1度の経済危機ととらえ約75兆円の景気雇用対策を打ち出したところでございますが、御承知のとおり現在の国会の事情もあって、なかなか迅速な対応となっていないのが現状であります。

また、内閣府が2月16日に発表しました2008年10月から12月の国内総生産の底落ちは、年率換算でマイナス12.7%となり、第1次オイルショックの時に続くマイナスとなっているところであります。平成21年度の国の予算は、何より景気対策という意気込みの中、一般会計の総額は対前年度比プラス6.6%の8兆8,480億円にまで膨れ、過去最大規模の予算となっております。しかしながら、最も重要なのは内需拡大の中身について、いかに国が将来ビジョンを描き、先導役を果たしていくかが重要であります。さきに就任をしたアメリカのオバマ大統領は、環境エネルギー産業を中心に、現代版ニューディール政策として300万人の雇用を生み出すことを打ち出しておりますが、我が国においても早急な景気回復への道しるべを示すことが必要であると考えております。

次に、平成21年度の地方財政計画であります。対前年度比マイナス1.0%の8兆

5,600億円となりまして、減額は2年ぶりであります。地方税の減少などが背景となっており、地方交付税は対前年度比プラス2.7%の15兆8,200億円と2年連続の増加となっております。麻生首相が指示をした1兆円の増額については、地域雇用創出推進費等に充当されますが、原資の落ち込みで実質前年度との増額幅は4,100億円に圧縮された形であり、依然として三位一体改革で削減をされました5.1兆円の復元には至っておりません。

次に、県内情勢であります。景気が後退局面の中、一部の製造業においては大規模な雇用調整が行われるなど、今後も極めて厳しい状況となっております。県の新年度予算の内容におきましても、県税収入の過去最大の下落幅等によりまして、過去最悪の610億円の財源不足の中、一般会計は対前年度比プラス0.6%の7,141億1,300万円の予算となっております。税収の穴埋めである県債の増額によりまして、県債残高は本年度末見込みで過去最高の1兆1,974億円となり、二井知事は「厳しい編成作業となった」と、2月24日から開会をした県議会で説明をされているところであります。

このような状況の中において、本町の予算編成に取り組んできたところでございます。平成21年度は第4次行政改革大綱や集中改革プランの計画最終年であることから、選択と集中による歳入歳出を一本化した徹底的な行財政改革と財政の健全化を主眼におき、21年度のテーマを選択と集中による行財政改革と財政基盤の健全化の推進として予算編成に当たりました。

特に景気の低迷、株価の下落などの影響により、地方税収の減少は避けて通れない状況であります。一方で少子高齢会の進展等により、社会保障関係経費が増大する中、義務的経費の大幅な減少が想定できない状況であります。また、基金も年々減少していることから、一般財源の不足に対して基金を繰り入れる予算編成は限界にきていることなど、今まで以上に歳出の削減に取り組むことや、歳入の確保を図ることを念頭に歳入歳出全体にわたり徹底した洗い出しを行うよう予算編成の基本方針を支持したところでございます。

こうしたことを踏まえ、このたびはこれらの予算の考え方について行政報告として申し上げたいと思っております。

平成17年度より平生町緊急行財政改革プログラムの実践によりまして、50億を下回った予算編成が続いているところでございますが、この基本方針は変わらず堅実型の予算組みとなっております。一般会計の予算は、対前年度比3.7%増の46億8,180万円であります。また、特別会計全体におきましては、国民健康保険事業や介護保険事業において医療費や介護費の増加に予算規模は拡大しておりますが、老人医療事業につきましては、老人医療給付の精算年度の大幅な減少などにより、対前年度比マイナス2.5%の34億3,845万1,000円となっております。町の会計全体では対前年度比1.0%増の81億2,025万1,000円となっております。

まず、歳入であります。税金につきましては、個人、法人住民税につきまして、景気低迷により、また固定資産税につきましては、評価替えの影響により、当初予算比で2,960万円程度と大きく減額しての計上となりました。今後において徴収率向上体制や徴収対策の一層の強化を図っていきたいと考えております。

地方交付税におきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の出口ベースでは2.7%増の約4,100億円の増加となっておりますが、21年度に創設されました地域雇用創出推進費等により、対前年度比6.0%増の18億2,900万円を見込んでおります。

その他、国庫支出金や県支出金の増加は、漁港海岸保全事業をはじめ、漁村再生交付金事業、団体営ため池整備事業によるものであります。

繰入金につきましては、将来の財政需要に対応するため、今年度は基金からの繰り入れに頼らない予算編成に取り組んできたところでございます。

諸収入の大幅な増加につきましては、柳井地区広域事務組合の出資金等の返還金によるものであります。

町債の増加につきましては、臨時財政対策債において、国の予算の伸び率が55.3%と増加したことによるものであります。

なお、寄附金であります。ふるさと納税につきましては、引き続きふるさと平生に応援していただくよう取り組んでいきたいと考えております。ちなみに平成20年度の現在までの実績は、14人の方から総額110万200円の温かい御支援をいただいております。御寄附をいただいた方々に対し、厚くお礼を申し上げますとともに、皆様方の今後の御支援を、この御支援を追い風に一層のふるさと平生のまちづくりに取り組む所存であります。

次に、歳出であります。

まず、一般会計全体の工事請負費であります。前年度対比27.2%増の約2億9,400万円が確保できたところでありますが、引き続き本町のインフラ整備に取り組んでいくものであります。そのほか扶助費など、社会保障費の予算も大きなウェートを占めているのが現状であります。

なお、その他歳出につきましては、後ほど改めて御説明をさせていただきます。

次に、平成21年度のテーマであります選択と集中による行財政改革と財政基盤の健全化の推進のもとに、5つの実践テーマによる予算案となっておりますが、行政報告として、そのテーマに沿って御説明を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の柱は、「町民との協働によるまちづくり」であります。町民の方々の御協力と御理解を得て協働のまちづくりは着実に浸透してきているものと考えております。地域の生涯学習活動によるイベントの開催をはじめ、自治会活動の活性化や自主防災組織の取り組み、花いつ

ばい運動、地域の力発揮事業など、随所で活発に取り組みが行われているところであります。

協働による住民活動の拡充につきましては、今後少子高齢化に対応したまちづくりのキーワードであると認識をいたしております。住民をはじめ、各種団体、企業など、自発的、積極的に参加する気運を高めるとともに、着実に推進をしていくため、今後まちづくりにかかわる事項をまとめた基本条例の制定に向け、引き続き諸準備を進めていきたいと考えております。

このことは、平生町の次の道しるべとなる第四次平生町総合計画の位置づけはもちろんでありますが、このたびの機構改革で新たにスタートする総務課の地域活動推進班で精力的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、地域の力発揮事業におきましては、平成21年度は休止をさせていただき、今後のあり方等を含め、十分協議を行い、平成22年度からリニューアルの上、再出発したいと考えております。

次に、2つ目の柱は、「安全安心なまちづくり」についてであります。まず、防災につきましては、消防の体制強化について、引き続き施設整備等の拡充予算を計上いたしております。現在の自主防災組織は144自治会のうち、100自治会で組織化され、自治会ベースでの組織率は69%となっておりますが、今後も自主防災組織の組織率の向上に取り組んでいくものであります。平成20年度に自主防災組織の主催として初めて実施をされました曽根地区の防災訓練に取り組みましたが、引き続き他の地域で計画してまいりたいと考えております。

また、平成20年度に策定をいたします平生町洪水ハザードマップにつきましては、町内の河川がはんらんした場合の被害を予測し、住民の方々に被災想定区域や避難場所などをわかりやすく示した地図を作成をいたすものでありまして、このマップによってほぼ平生町の中心部がカバーできるものと思っております。今後しっかりと周知に努めていきたいと考えております。

そのほか、防災ボランティアの位置づけや、災害時要援護者支援マニュアルによる実践計画の策定など、今後の課題は多くありますが、平成22年度は山口県総合防災訓練が平生町の引き受けで開催されることも踏まえ、体制づくりの強化につきまして、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、災害に強いまちづくりの推進につきましては、保育所をはじめ、小学校、中学校の耐震診断について、早急な対応として国の平成20年度の補正予算を充当し、前倒しで取り組むものであります。また、平成21年度においても、引き続き住宅建築物耐震化促進事業を実施してまいります。

ここで学校耐震化につきまして少し説明をさせていただきます。学校の耐震化につきましては、児童生徒の安全の確保のため、早急な対応が求められているところであります。本町におきましては、本年度平生中体育館の設計を終え、計画どおり平成22年度の工事着工に向けて、今後万

全の準備をしていきたいと考えております。また、3月補正による地域活性化・生活対策臨時交付金により、平生小、平生中の管理特別教室棟の2次診断を前倒しをして来年度実施することといたしております。

耐震化は、多大な財政負担を伴いますが、安全安心の学校づくり、非常災害時の地域住民の応急避難場所として、学校施設の安全確保は極めて重要な課題と認識をいたしてありまして、財政状況や学校運営との兼ね合いを図りながら、効率的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他の取り組みといたしましては、安全で安心なまちづくり条例に沿って、児童や高齢者の安全を守るための取り組みはもちろんでありますが、交通安全対策、防犯対策、環境対策、住民の健康を守る保健医療体制の強化につきましても実施をまいります。

ここで喜ばしいニュースを御報告申し上げます。医療体制についてであります。柳井地域の休日夜間応急診療所につきましては、早いもので2年目に向けて柳井、熊毛、両医師会の御協力をいただき課題を解決しながら順調に経過しているところであります。特に、年末年始、12月30日から1月4日までの6日間の受診者数は492名、1日平均82名となっております。このような地域を上げての救急医療体制の取り組みが評価をされまして、課題でございました周東病院の小児科医師確保につきましても、次年度以降、引き続いて山口大学医学部から派遣をしていただくことが内定したところであります。

今後とも地域にとって重要課題として、小児科医師確保等、地域医療の充実について引き続き、病院関係者、医師会、行政等の関係機関が連携を図り取り組んでまいりたいと思います。

次に、3つ目の柱は、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」であります。少子高齢化の中で、子供たちの育成は重要な課題であります。子育てに要する保護者の経済的な負担や、子供を産み、育てることに喜びと充実感の持てるような子育ての支援をしていくことが重要であります。各種保育サービスや母子保健対策事業を柱に、子供の健全な育成や子育て支援体制の整備、母子の健康支援といった子供と親が健やかに暮らすことができる環境整備を進めていきます。

また、次代を担う子供たちのため、地域住民をはじめ、団体、企業、行政等の関係機関が一体となって子育て、親育てに取り組むことを基本理念に、次世代育成支援行動計画の策定を行うことといたしております。

教育におきましても、将来の次代を担う子供たちが、心身ともに健やかに育つための環境づくりと同時に、変化の激しいこの社会を生き抜いていくための生きる力や、たしかな学力を養うことが必要であることから、引き続き拡充を図ってまいりたいと考えております。

なお、平成20年度から設置をされております平生小学校のコミュニティ・スクールは、家庭や地域が連携しての、まさにタイムリーな取り組みであると期待をいたしておるところであります。

す。

その他、学校の施設整備といたしましては、先ほど御報告をいたしました学校耐震化や教育環境の充実も、引き続いて取り組んでいくものであります。

次に、4つ目の柱、「活力にあふれ躍動するまちづくり」であります。活力がある地域を目指すためには、やはり産業振興の取り組みが必要であります。農業や水産業においては担い手の育成や、関係機関と連携して引き続き取り組みを実施をしてまいります。特に農業体験農園につきましては、今後においても継続して実施をしていき、1人でも多くの方々に農業に興味を持っていただき、遊休農地解消や農業生産につなげていきたいと考えております。

また、魅力あるまちづくりには、インフラの整備は必要不可欠でありまして、引き続き道路や下水道など、利便性の高いまちづくりに向けて取り組むものであります。

ここで風力発電と阿多田地区開発計画について御報告を申し上げます。

まず、風力発電でございますが、大星山山頂に既に1基稼働している風力発電所に続き、新たに6基の風力発電所が平生風力開発株式会社により、大星山周辺の室津半島スカイライン沿いに建設をされました。現在、施設の試運転、諸検査を行っておりまして、来月から本格稼働となる予定であります。本町といたしましては、現在の地球温暖化防止対策や環境対策への取り組みを初めとして、税収面、観光面などから大きな期待をいたしているところであります。

また、風力発電所の完成にあわせまして、手づくりのイベントを大星山一帯で行いたいと考えておりまして、そのイベントにより平生の元気を発信していき、地域の活性化につなげていきたいと思っております。

次に、阿多田島開発計画であります。現下の厳しい財政状況のもと、平生町主体による開発を断念をし、国において土地の売却手続をお願いしたという方針を決定したことは、既に御案内のとおりであります。

当地区の活性化の取り組みの中、当該用地の一部への企業進出につきましては、国と協議をいたしましたがいりませんが、国、企業、双方のスケジュールの一致を見ず、困難な状況であるため、企業におかれましては残念ながら取得を断念をされたところであります。

県内にあります重要な未利用地でありますので、今後におきましても本町の活性化につながるよう、県の支援もいただきながら、国との協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の柱は、「持続可能なまちづくり」についてであります。

まず、機構改革であります。平成20年12月議会において課制条例の改正の御承認をいただき、この4月から総務課が庶務人事班、地域活動推進班、地域安全班、情報管理班の4班となり、企画課が総合政策課として政策調整班、財務班の2班に、税務課が町民税班、資産税班の2班に、また教育委員会の総務課が学校教育課として新たにスタートすることになります。現在の組織体

制の状況を踏まえ、業務上の喫緊の課題として取り組んでいくものでありますが、今後組織体制の強化による住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、行政評価につきましては、平成18年度から事務事業評価として行われてきたところですが、評価の見直しが行われ、対象事業も激減をしておる現状を踏まえ、今後につきましては施策評価への移行を検討してきたいと考えております。つきましては、今後新たな総合計画を初め、行革大綱や集中改革プランの策定とあわせ、施策目標を年次的に立てる仕組みを構築していく諸準備に取り組むものであります。

次に、行政改革についてであります。平成17年度から本町がおかれた環境に合わせ、第4次行革大綱に基づき、歳入歳出一体の改革を進めてきたところであります。しかしながら、三位一体の改革による、特に5兆円以上にも及ぶ地方交付税の削減は、誠に厳しい内容でありまして、本町のみならず全国のほとんどの自治体が年々脆弱な財政体質に追い込まれてきたというのが現状であります。そうした状況の中においても、町政運営は待ったなしであります。地方自治の本旨に基づき、行政運営に鋭意努力していくものであります。平成22年度から新たな行政改革大綱及び集中改革プランのスタートに向けて、平成21年度は計画策定の年となります。また、平生町総合計画も平成23年度から新たにスタートすることになるわけでありまして、既に策定の準備に入っておる状況であります。

今後におきましても、今まで築き上げてきたさらなる拡充や、時代に対応した新たな施策を展開し、このことによって町民と行政が一体となり、住みたくなる町、住んでよかった町と言えるようなまちづくりに向けて取り組んできたいと考えております。

また、これを支える強固で持続的な行財政基盤を構築するため、今後も行財政改革を推進することにより、町政の基盤づくりを構築していきたいと考えております。

このため町議会の皆様をはじめ、町民の皆さんの御提言や御意見をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、5つの柱の基本的な考え方を申し上げましたが、これからは議事日程に基づき、それぞれ個別に御説明申し上げたいと存じます。

それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算であります。

補正額といたしましては、1億2,146万7,000円で、予算総額は51億2,974万5,000円となるものであります。また、国の2次補正分によります地域活性化・生活対策臨時交付金事業についても計上いたしております。

歳出の主なものより申し上げます。

20ページの一般管理費では、備品購入費として機構改革に伴う庁用備品と臨時交付金活用事

業であります本庁舎に設置する地上デジタル放送対応テレビの購入費を計上いたしております。

財産管理費では、臨時交付金活用事業といたしまして、本庁舎の耐震 1 次診断と工事請負費におきまして非常用電源設備の設置事業及び行政無線バッテリー交換事業について計上いたしております。また、機構改革にあわせて庁舎改修事業の経費も計上いたしております。

2 1 ページの企画振興費では、新たに地方バス路線維持対策費補助金の計上が主なものであります。

賦課徴収費では、委託料を確定見込みに伴いまして減額するものであります。

2 2 ページの戸籍住民基本台帳費では、臨時交付金活用事業で、戸籍電算システム更新の経費を計上いたしております。

2 3 ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計の確定見込みによって、繰出金を計上しております。

2 4 ページの福祉医療対策費では、後期高齢者医療制度の保険料の特別対策に伴う電算システム改修業務の経費と保険基盤安定の確定見込みに伴う繰出金を計上するものであります。

障害者福祉費では、更生医療給付につきまして実績により減額をいたすものでございます。

2 5 ページの保育所運営費では、臨時交付金活用事業で園舎の耐震 1 次診断経費と保育園 3 園にエアコンを設置する経費を計上いたしております。

2 6 ページから 2 7 ページにかけての母子衛生費、予防費、健康づくり推進事業費では、実績に伴いまして減額又は増額をいたすものであります。

2 7 ページの土地改良事業費では、県事業負担金を見込みにより減額するものであります。

2 8 ページの水産業振興費では、水産廃棄物処理事業特別会計の精算により繰出金を減額するものであります。

3 0 ページの道路橋梁新設改良費では、委託料の測量設計経費、工事請負費の町道改良経費、公有財産購入費並びに補償補てん及び賠償金については、臨時交付金活用事業であり、事業費総額は 1,500 万円となるものでございます。

河川維持改良費では、洪水ハザードマップ作成費及び県事業負担金につきまして、実績及び見込みに伴う減額でございます。

3 1 ページの砂防費では、小規模急傾斜地崩壊対策事業の事業終了によります、精算でございます。

港湾建設費では、県事業負担金を見込みにより減額するものであります。

3 3 ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計における下水道使用料の減額見込みによりまして繰出金を増額するものであります。

非常備消防費では、臨時交付金活用事業として消防団員の作業服及び消防ホースを購入するも

のであります。

消防施設費では、臨時交付金活用事業で消防団本部の消防ポンプ車を更新するための経費を計上いたしております。

35ページの小学校費の学校管理費では、臨時交付金活用事業といたしまして、平生小学校の管理・特別教室棟の耐震2次診断の経費と平生小学校と佐賀小学校のフェンスを改修するための経費を計上いたしております。

中学校費の学校管理費では、臨時交付金活用事業といたしまして、平生中学校の管理・特別教室棟の耐震2次診断の経費を計上いたしております。

36ページの公民館費では、臨時交付金活用事業として、豎ヶ浜コミュニティセンターのエアコン設置工事の経費を計上いたしております。また、町内各公民館や図書館へ地上デジタル放送対応のテレビを設置するための経費を公民館費及び図書館費へ計上いたしております。

37ページの保健体育施設費では、臨時交付金活用事業として、武道館の屋根を改修するための経費と体育館に地上デジタル放送対応のテレビを設置するための経費を計上いたしております。

38ページの土木施設単独災害復旧費では、実績に伴いまして減額するものであります。

公債費の元金につきましては、19年度の地方財政対策としての補償金免除繰上償還の実施に当たりまして、20年度分の繰上償還の対象となります一般会計債8件分を一括返済するための所要額を計上いたすものであります。この財源といたしましては、借換債を発行し、確保したいと考えております。

公債費の利子につきましては、借入金利の確定に伴い減額するものであります。

39ページの上水道企業費につきましては、臨時交付金活用事業として、老朽管改修工事に要する経費を田布施・平生水道企業団への工事負担金として計上いたしております。

渡船事業費の共同運航事業負担金については、今年度の実績見込みにより追加計上いたすものであります。

それでは続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

前に戻りまして、10ページの利子割交付金につきましては、見込みによりまして、減額いたすものであります。なお、減額した額は減収補てん債として措置されるものであります。

地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、国の2次補正によるものであります。

臨時交付金の活用事業につきましては、歳出のところで御説明いたしましたところでございます。

15ページにかけましての分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出で御説明いたしました事業の確定見込みなどによります特定財源の補正であります。

16ページの寄附金につきましては、ふるさと納税によるものを追加計上いたしております。

財政基金繰入金につきましては、臨時交付金活用事業の一般財源充当分でございます。

まちづくり基金繰入金につきましては、実績に伴います、減額でございます。

17ページの諸収入では、歳計現金の運用によります町預金利子の精算でございます。

18ページにかけたの町債では、各事業の確定見込みによるもののほか、先ほど御説明いたしました補償金免除繰上償還の財源としての借換債を新たに計上いたしております。

また、6ページ、第2表の繰越明許費につきましては、国の第1次補正での地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び国の2次補正関連の地域活性化・生活対策臨時交付金事業並びに定額給付金事業、子育て応援特別手当事業や医療・年金対策の推進経費としての後期高齢者医療保険システム改修経費及び漁港海岸保全施設整備事業と漁村再生交付金事業を翌年度に繰り越しまして、事業実施するために計上いたすものであります。

7ページの第3表、地方債補正につきましては、先ほどの繰上償還に係る借換債を追加いたしますほか、各事業の確定見込みを勘案いたし、起債額の変更をいたすものであります。

なお、40ページに給与費明細書、41ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

補正額は3,490万5,000円を追加し、予算総額は15億3,997万8,000円になるものであります。

歳出ですが、7ページの徴税費につきましては、国保システムの改修業務委託料を追加いたすものであります。

一般被保険者療養給付費は、実績勘案によりまして増額いたすものであります。

8ページの共同事業拠出金の高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、拠出金の確定によりまして増額いたすものであります。

9ページの予備費につきましては、追加計上するものであります。

6ページの歳入につきましては、共同事業交付金を確定見込みによりまして計上いたすほか、国保システム改修経費の財源として一般会計繰入金を追加計上いたすものであります。

続きまして、議案第3号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

補正額は、241万5,000円を減額し、予算総額は5,461万5,000円となるものであります。

今回の補正予算は、8ページの歳出であります。施設管理費で漏水調査の委託料を計上いた

しております。この事業につきましては、臨時交付金を活用して実施いたすものであります。

公債費につきましては元金償還額の確定に伴い減額をいたすものであります。

また、4ページ第2表の繰越明許費につきましては、先ほど御説明いたしました、臨時交付金活用事業で、漏水調査を実施する経費を翌年度に繰り越して実施するものであります。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第4号平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正額は103万2,000円を減額し、予算総額は6億7,316万5,000円となるものであります。

今回の補正につきましては、9ページの歳出で、流入量の確定見込によりまして、下水道管理費の流域下水道事業維持管理費の減額が主なものであります。

7ページの歳入につきましては、下水道使用料の確定見込みにより減額するものであります。また、下水道使用料の減額に伴いまして、一般会計の繰入金を増額するものであります。

8ページの町債につきましては、事業費確定見込みに伴い町債の減額をするものであります。

4ページ、第2表の地方債補正につきましては、対象事業費の変動に伴い起債限度額を変更いたすものであります。

なお、10ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正額は346万9,000円を減額いたし、予算総額は56万5,000円となるものであります。

今回の補正につきましては、6月より水産廃棄物処理事業を休止したことによる歳入・歳出それぞれにおきましての精算でございます。

続きまして、議案第6号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正額は10万5,000円を減額いたし、予算総額は6,672万3,000円となるものであります。

7ページの歳出につきましては、漁業集落排水施設管理費の財源の内訳変更でございます。公債費の利子分の減額は、確定により減額するものでございます。

6ページの歳入につきましては、漁業集落排水施設使用料を実績見込みによりまして、減額を

するものであります。また、一般会計繰入金につきましては、使用料の減額に伴いまして、増額をするものであります。

続きまして、議案第7号平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

7ページの歳出につきましては、国庫補助金の増額により財源の内訳を変更するものでございます。

6ページの歳入につきましては、要介護認定モデル事業の国庫補助金を増額いたしております。国庫補助金の増額に伴いまして、介護認定審査会負担金と事業会計繰入金につきまして、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第8号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正額は697万円を増額いたし、予算総額は9億9,084万3,000円となるものでございます。

9ページから10ページにかけましての歳出につきましては、国庫支出金の確定見込みによりまして、財源の内訳を変更するものでございます。

11ページの高額介護サービス費につきましては、見込みによりまして増額いたすものであります。

12ページの特定入所者介護サービス費につきましては、見込みによりまして減額いたすものであります。

基金積立金の介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、21年度の介護報酬の3%増額措置に伴い、保険料の上昇を抑制するために、国の2次補正により措置された介護従事者処遇改善臨時特例交付金の原資により、基金を設置するものであります。21年度及び22年度の2年間において、必要とする額を介護保険会計に繰り入れるものでございます。

13ページの地域支援事業費につきましても、それぞれ確定見込みにより減額または増額するものであります。

6ページからの歳入につきましては、介護保険料や国庫支出金、支払基金交付金、県支出金や一般会計繰入金、基金繰入金について、おのこの見込みにより減額あるいは増額をいたすものであります。また、歳出のところで御説明いたしましたとおり、国庫補助金で介護従事者処遇改善臨時特例交付金を増額しております。

続きまして、議案第9号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

補正額は495万5,000円（同ページに訂正発言あり）を増額いたしまして、予算総額は

1億8,037万2,000円となるものであります。

8ページの歳出における徴収費では、後期高齢者医療保険システムの改修経費を計上いたしております。これは、21年度より所得の低い方の保険料の負担軽減が実施されることから、システム改修経費が国の2次補正で措置されたことによるものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、確定見込みにより増額するものでございます。

7ページの歳入におきましては、それぞれ確定見込みにより減額あるいは増額をいたすものであります。

以上で、平成20年度各会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（田中 稔君） ここで休憩に入りたいと思います。10時から再開いたします。

午前 9時48分休憩

.....
午前10時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

山田町長。

町長（山田 健一君） 引き続きまして、申し上げます前に、先ほど議案の中で一番最後のところの議案第9号の後期高齢者医療事業の特別会計補正予算のところ、補正額を459万5,000円のところを495万と間違えて読みました。お詫びをして訂正させていただきたいと思っております。

引き続きまして、議案第10号平成21年度平生町一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、議案とともに、平成21年第2回平生町議会定例会資料をお配りいたしておりますが、この資料の2ページに平成20年度との款別比較、並びに3ページに予算節別分析を明記しておりますので、予算書とあわせてごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算総額は、46億8,180万円でありまして、前年度対比3.7%の増額となっておりますが、これは主に柳井地区広域事務組合ふるさと振興基金配分金や漁村再生事業の事業費の増加と新規事業の団体営ため池整備事業に伴い増加いたすものであります。

それでは、主要事業や新たなものを主体に歳出から御説明を申し上げます。

39ページからの総務費につきましては、6億5,581万円でありまして、前年度対比10.9%の増加となっております。この主な要因といたしましては、柳井地区広域事務組合ふるさと振興基金配分金のふるさと振興基金への積立金によるものであります。

一般管理費では、自治会活動費につきまして、地域活動の活性化を目指して引き続いて計上いたしておりますほか、集会所建設補助金や、備品購入費におきましてはAED購入経費を計上い

たしているものであります。

4 2 ページからの情報通信費ですが、継続事業といたしまして、住民情報システムを初めとする各種の事務処理システムの保守管理や使用料を計上いたしております。

4 3 ページから 4 4 ページにかけましての庁舎管理費でございますが、2 1 年度から町有財産の管理事務が財務班へ移管することから、今までの財産管理費から庁舎や公用車の管理経費などで予算編成替えをいたしてありまして、新たに庁舎管理費の予算費目を設置いたしております。庁舎管理費では、公用車をリースでの更新とするほか、将来の行政無線のデジタル化に備えての行政無線デジタル化調査経費と本庁舎のひさしに防護ネットを張るための所要の経費を新たに計上いたしております。

4 4 ページから 4 6 ページの企画振興費ですが、新規事業といたしまして、第四次総合計画の策定に向けた準備としてのアンケート調査の経費を計上いたしておりますほか、風力発電の完成記念イベントの経費を計上いたしております。

4 6 ページからの財務財産管理費ですが、平成 2 1 年度より新設予算費目として、財政業務や事務移管された町有財産に関する経費を予算措置いたしております。

4 9 ページからの賦課徴収費ですが、引き続き徴収体制を強化すべく予算措置をいたしております。

5 0 ページの徴収対策費ですが、徴収対策室を設置して 2 年目となることから、滞納処分業務を強化すべく予算費目を新たに設置いたしております。

5 2 ページから 5 4 ページの選挙費では、平成 2 1 年度に予定されております衆議院議員選挙に対しまして所要経費を計上しております。

5 6 ページからの民生費につきましては、1 2 億 3, 8 2 8 万 5, 0 0 0 円でありまして、前年度とほぼ同様の予算規模となっております。

社会福祉総務費では、新たな取り組みとして地域福祉計画の策定のための経費を計上いたしております。地域福祉計画は平成 2 2 年度に策定いたしますが、平成 2 1 年度の取り組みとして、地域住民の方々からの意見を集約して、策定のための基礎資料といたすものであります。また 2 年目となります地域福祉活性化事業や、国保会計への繰出金の計上が主なものであります。

5 9 ページからの老人福祉総務費につきましては、配食サービス事業を初めとして継続事業として各種のサービスを予定いたしておりますほか、介護保険事業勘定特別会計への繰出金が予算額の過半を占めております。

6 0 ページからの福祉医療対策費では、引き続きまして福祉医療にかかわる所要額を計上しておりますほか、後期高齢者医療療養給付費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

61ページからの障害者福祉費であります。障害者自立支援法関係経費につきましても引き続きそれぞれ計上いたしております。

64ページからの児童環境づくり推進事業費では、新規事業といたしまして、次世代育成支援行動計画の策定のための経費を計上いたしております。平成21年度中に策定するものであります。継続事業といたしまして、児童クラブ事業や子育て支援センター事業の運営費を計上いたしております。このほか、育児用品助成事業につきましても引き続き所要額を計上しておるところでございます。

65ページの児童措置費では、新たな制度の拡充はありませんが、児童手当につきまして所要額を計上いたしております。

67ページにかけましての保育所運営費では、法人保育園委託料につきまして、入園実績を勘案し増額して計上いたしております。

69ページからの衛生費につきましては、3億1,269万1,000円でありまして、前年度対比6.1%の増加となっております。この主な要因といたしましては、乳児や妊婦健診の拡充及び熊南総合事務組合や周東環境衛生組合への負担金の増加によるものであります。

保健衛生総務費では、柳井地域広域救急医療事業や柳井医療圏救急医療施設運営費の負担金などを計上いたしております。

70ページからの母子衛生費では、不妊治療費助成事業につきましては、引き続き取り組むことといたしておりますほか、乳児健康診査につきましては1カ月児の健康診査が新たに対象となり、また、妊婦健康診査につきましては、公費による助成回数を5回から14回に拡充するものであります。少子化対策の一助となるものと期待をしているところであります。

71ページからの予防費の委託料では、乳幼児や児童・生徒の予防接種について、平成21年度より日本脳炎の予防接種を新たに開始する予定であることから拡充を図っております。高齢者のインフルエンザ予防接種の経費につきましては、自己負担額の見直しが行われたことにより所要の経費を計上いたしております。

72ページからの健康づくり推進事業費では、各種健診として、所要の額を計上いたしております。

74ページからの環境衛生費では、フラワーベルト整備事業につきまして、必要経費を精査して引き続き計上しているものであります。

浄化槽設置整備事業費補助金は、実績を勘案して所要の額を計上しております。

75ページの環境保全費では、地球温暖化対策地域協議会の開催経費を計上いたしております。

76ページの清掃費では、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合への負担金が主なものであります。おのおの負担額が増加いたしておりますことから、5.8%増加しております。

76ページからの労働費は、896万1,000円でありまして、予算内容につきましては、ほぼ前年度同様でございます。

78ページからの農林水産業費につきましては、4億6,111万9,000円でありまして、前年度対比35.3%と大きく増加いたしております。この要因は主に、団体営ため池整備事業の新規事業や継続事業といたしまして海岸保全事業と漁村再生交付金事業の事業費の増加によるものでございます。

79ページの農業振興費では、新規事業として、ジャンボタニシ防除対策協議会への補助金を計上いたしております。また継続事業として、ひらお農業体験農園運営協議会への助成を行うために所要の補助金を計上いたしておりますほか、県農地・水・環境保全向上対策協議会に対する補助のほか、町担い手育成総合支援協議会への補助金を計上いたしております、本町の農業振興を図ることといたしております。

81ページからの土地改良事業費は、大幅な増加となっております。この要因といたしましては、新規事業であります西分の川久保ため池の改修整備事業費を計上いたしていることによるものです。また、県事業であります農免農道整備事業負担金につきましては、平生南2期工事と平生中央2期工事に伴いまして増額の予算措置といたしております。

このほか継続事業としましては、単独土地改良事業費につきまして7件の改良を予定し、所要の額を計上いたしております。

83ページのひらお特産品センター管理費では、避難器具を設置するための工事費を計上いたしております。

84ページにかけましての中山間地域振興事業費では、引き続き中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するための事業を実施することといたしているところであります。

林業総務費では、引き続き有害鳥獣捕獲対策と有害獣防除柵等設置事業に取り組むこととしております。イノシシによる被害の低減につながるものと考えております。

85ページの林業事業費では、引き続き林道改良に要する経費を計上いたしております。

86ページから88ページにかけましての漁港建設事業費では、先ほど御説明いたしましたように、漁村再生交付金事業による防波堤や護岸の改良工事により、大きく予算額を増加させております。漁港海岸保全事業につきましても、前年度より事業費を増加して計上し、高潮対策に取り組むことといたしております。このほか、単独事業の漁港改良事業費や漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金が主なものであります。

88ページからの商工費は、1,592万円でありまして、前年度対比3.8%の減少となっております。減少要因といたしましては、丸山海浜パーク排水設備工事の終了によるものでありま

す。

91ページからの土木費につきましては、4億5,437万3,000円でありまして、前年度対比6.4%の減少となっております。この主な要因は、小規模急傾斜地崩壊対策事業の終了により減少するものであります。

92ページから93ページにかけましての道路橋梁維持費では、引き続き道路橋梁補修に要する経費を計上いたしております。

93ページの道路橋梁新設改良費では、単独町道改良事業費や県の道路改良事業負担金につきまして、所要の額を措置いたしております。

94ページの河川維持改良費につきましては、単独河川改修事業費や県事業であります自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

砂防費では、県事業の自然災害防止事業負担金を計上いたしております。

95ページの港湾建設費の負担金では、阿多田地区などの海岸保全事業等の2件の県事業負担金が主なものであります。

96ページからの下水路費の工事請負費では、引き続き4カ所の単独下水路改良事業費について所要額を計上いたしております。

97ページからの住宅管理費につきましては、引き続き、用途廃止住宅の解体経費を計上いたしておりますほか、消防法の改正に適應するため、田名第2団地などの町営住宅を対象に火災警報器を設置すべく所要の経費を計上いたしております。

98ページの下水道整備費の下水道事業特別会計への繰出金は、2億6,113万2,000円でありまして、前年度対比4.0%の減少となっております。

99ページからの消防費は、2億2,086万9,000円でありまして、前年度対比1.2%の減少であります。これは、広域消防組合への負担金の減少によるものが主な要因であります。

100ページの消防施設費では、新たな取り組みとして、上水道工事にあわせて消火栓を設置するための負担金を計上いたしております。また、毎年度継続して整備いたしております防火水槽につきましては、1基分の設置費を計上いたしております。このほか、広域消防組合負担金が主なものであります。

101ページからの教育費は、3億5,134万7,000円でありまして、前年度対比2.1%の増加となっております。

103ページにかけましての事務局費では、学校支援補助教員を継続配置するための所要の経費を計上いたしております。また、教育委員会事務所の玄関改修工事の経費を計上いたしております。

105ページにかけましての小学校費の学校管理費では、平生小学校のプール循環浄化装置の

移設費を計上いたしております。

106ページからの小学校費の教育振興費では、佐賀小学校に特別支援補助教員を配置するための経費を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費などにつきまして、引き続き必要額を計上いたしております。

108ページからの中学校費の学校管理費では、自転車置場の改修工事費を計上いたしております。

110ページからの中学校費の教育振興費では、引き続き35人学級の実施に向けて少人数学級講師設置に係る所要の額を計上いたしております。また、遠距離通学費や就学援助費につきましても実績を勘案いたしまして措置いたしているところであります。

115ページから117ページにかけましての公民館費では、佐賀公民館内にある図書室の床の改修工事を計上いたしております。

121ページからの保健体育総務費では、平成21年度に平生町が引き受けることになっております周南駅伝競走大会の補助金を計上いたしております。

124ページの災害復旧費は、307万9,000円でありまして、前年度と同額でございます。

125ページの公債費は、7億3,967万9,000円でありまして、前年度対比2.8%の減額となっております。これは、平成21年度分の補償金免除繰上償還分が確定していないため、当初予算に計上していないことによるものです。

126ページにかけましての諸支出金は、予算額1億4,348万2,000円でありまして、前年度対比7.7%の増加となっております。

渡船事業費につきましては、事業主体は熊南総合事務組合であります。県からの補助金については組合所在市町に対して交付されることになっておりますことから、大きく負担額が増加するものであります。

127ページ、予備費につきましては、前年同様の1,500万円を計上しております。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

12ページであります。12ページからの町税は、13億786万2,000円でありまして、前年度対比では2.2%の減少となるものであります。景気の低迷などにより町民税は個人・法人ともに減少を見込まざるを得ないものであります。

14ページからの地方譲与税は、5,500万円で、前年度対比で5.2%の減少となるものであります。道路特定財源の一般財源化の影響分を見込んでいるものであります。

15ページの利子割交付金は、550万円でありまして、現在の金利動向等を勘案し大幅な減少を見込んでおります。

16ページの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、株価の低迷の影響分と

して大幅に減少すると見込んでおります。

地方消費税交付金として17ページの自動車取得税交付金につきましても、20年度の実績と地方財政計画の伸び率などを勘案し、それぞれ計上いたすものであります。

地方特例交付金につきましては、児童手当特例交付金や減収補てん特例交付金と21年度より創設されました自動車取得税の減税に伴う減収補てん特例交付金を見込んでおります。

18ページの地方交付税は、予算額18億2,900万円でありまして、前年度対比6.0%の増加を見込んで計上しております。このうち普通交付税につきましては、20年度創設の地方再生対策費約5,400万円と21年度より創設された地域雇用創出推進費約4,600万円を見込んでの計上といたしておりますが、20年度の確定額とほぼ同額で見込んでおります。

19ページにかけましての分担金及び負担金は、7,513万9,000円でありまして、前年度対比6.2%の減少となっております。この要因といたしましては、小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金の事業費減少に伴うものであります。

19ページから22ページにかけましての使用料及び手数料は、6,721万8,000円でありまして、前年度対比3.6%の減少となっております。

22ページから25ページにかけましての国庫支出金は、2億4,116万7,000円でありまして、前年度対比13.0%の増加となっております。この要因といたしましては、主に団体営ため池整備事業と海岸保全事業によるものであります。

25ページから30ページにかけましての県支出金は、3億9,214万9,000円でありまして、前年度対比11.2%の増加となっております。この要因は、団体営ため池整備事業と海岸保全事業及び漁村再生交付金事業によるものであります。

30ページから31ページにかけましての財産収入は、1,213万6,000円でありまして、対前年度比45.7%の減少を見込んでおります。このうち、不動産売払収入につきましては、遊休町有地の売払収入として、1,000万円を計上しております。

32ページの繰入金につきましては、21年度については財政基金を繰り入れない予算編成が可能となったことによりまして、1,000円の予算額で計上しております。

繰越金は、前年同様の3,000万円を計上しております。

35ページにかけましての諸収入は、1億3,245万5,000円でありまして、前年度対比113.8%の大幅な増加を見込んでおります。増加の要因につきましては、主に、柳井地区広域事務組合の解散に伴う配分金によるものであります。

36ページにかけましての町債は、3億6,910万円でありまして、前年度対比30.7%の増加となっております。この要因は、国の21年度予算計上におきまして、臨時財政対策債が20年度予算対比で55.3%増額されたことから、町債においても臨時財政対策債を増発するも

のであります。

続きまして、8ページの第2表、債務負担行為につきましては、町土地開発公社における公共用地取得造成事業に伴います借入金の債務保証の限度額を定めるものと、土地鑑定総合評価業務委託の限度額を定めるものであります。

次に9ページ、第3表、地方債につきましては、それぞれの事業などに対し、町債を起すものであります。

以上で、平成21年度平生町一般会計予算につきましては、説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算につきましては、順を追って御説明を申し上げます。

議案第11号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、14億6,405万6,000円でありまして、前年度対比4.0%の増加となっております。

歳出につきましては、19ページからの保険給付費全体では前年度比で5.2%の増加となっております。平成20年度の実績を基本に、被保険者の異動など考慮して積算しております。

22ページからの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度への現役世代からの支援分として、被保険者に応じて各保険者に納付が割り当てられるものであります。

23ページの前期高齢者納付金等につきましては、医療費が多額となる高齢者の加入割合や給付費に応じて、保険者間の負担調整を行うものでありまして、内容といたしましては、被保険者数に応じた事務費や調整分であります。

24ページから25ページにかけましての介護納付金につきましては、対前年度比で約9.7%の減少を見込んでおります。

25ページの共同事業拠出金であります。前年度対比16.8%の増加を見込んでおります。

26ページからの、保健事業費につきましては、平成20年度から制度開始となりました特定健康診査等事業につきましては、受診率35%、保健指導率34%を目標として、取り組むこととしており、所要の経費を計上させていただきまして、前年度対比31.4%の増加を見込んでおるところでございます。

戻りまして8ページからの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、被保険者世帯数と被保険者数から推計し、前年度対比で1.7%の増加と見込んでおるところでございます。

11ページから12ページの、国庫支出金と県支出金につきましては、保険給付費の総額からそれぞれ算定をいたしております。

13ページの前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの加入者割合における保険者間の負担調整をいたすものであり、前期高齢者の加入率や給付費額の増加に伴いまして、前年度対比で25.8%増加するものと見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、前年度対比16.9%の増加を見込み計上いたしております。

14ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰入金は、それぞれのルールに基づきまして、算定をいたしております。

基金繰入金につきましては、特定健康診査の財源として国保基金から繰り入れるものであります。

続きまして、議案第12号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、5,384万4,000円でありまして、前年度対比5.3%の減少となっております。

歳出であります。8ページの簡易水道管理費の受水費であります。歳出予算総額の約42%を占めておりまして、今後においても会計運営を圧迫するものと予測せざるを得ません。

9ページの公債費につきましては、ほぼ前年度と同額でございます。

6ページからの歳入では、水道使用料につきましては、前年度対比で5.1%の減少を見込んでおります。7ページの一般会計繰入金であります。前年度対比で5.6%減少いたすものであります。

続きまして、議案第13号平成21年度平生町老人医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、48万5,000円でありまして、前年度対比99.6%と大きく減少となっております。これは、21年度及び22年度につきましては、精算業務を本会計で行うためであります。

続きまして、議案第14号平成21年度平生町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、6億6,403万2,000円でありまして、前年度対比2.3%の減少となっております。

歳出では、10ページからの、下水道管理費におきましては、流入量の増加に伴う流域下水道維持管理費の増加や、21年度からの上下水道料金徴収一元化に伴う負担金を計上いたしております。

11ページからの、下水道整備費では、実施設計業務と現況平面図の作成業務が大幅に増加しております。公共下水道事業の工事請負費につきましては、前年度対比で70.5%減少しております。

13ページの公債費では、3億7,000万円を超えるものとなり、会計予算総額の過半を占めるものとなっております。

7ページからの歳入では、使用料及び手数料につきましては、平成21年8月1日からの使用料の改定や供用開始区域の拡大などにより伸びを見込んでおりますものの、分担金及び負担金につきましては、20年度と同額と見込んでおります。国庫支出金、一般会計繰入金につきましては

は事業費を減少させたことにより減少するものであります。

4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道へ接続する、水洗トイレ等改造資金の貸付に伴います損失補償に対するものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第15号平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、8万8,000円でありまして、前年度対比97.8%の減少となっております。これは、平成21年度におきまして、事業を休止といたしますことから、事務費のみの会計処理となることによるものであります。

続きまして、議案第16号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算についてであります。予算総額は、7,562万9,000円でありまして、前年度対比14.1%の増加となっております。

9ページからの歳出では、施設管理費につきましては、前年度対比8.3%の増加となっております。主な要因といたしましては、汚泥処理手数料の増加であります。

10ページの公債費につきましては、引き続いての元金償還開始に伴いまして大きく増加をいたしております。

7ページからの歳入につきましては、漁業集落排水事業分担金は、19年度において整備事業が終了したことにより、減額をいたしております。排水施設使用料は、平成21年8月1日からの使用料の改定とつなぎ込み世帯の伸びによる増加を見込み計上いたしております。このほか、町債につきましては、平準化債の発行により増加しております。一般会計からの繰入金は、負担金の減少に伴い16.8%の増加を見込み計上いたしたものであります。

なお、4ページ第2表、債務負担行為につきましては、下水道事業会計と同様に排水施設へ接続する水洗トイレ等改造資金の貸し付けに伴います損失補償について、定めるものであります。

第3表、地方債につきましては、本会計の事業に対し、町債を起すものであります。

続きまして、議案第17号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、2,823万9,000円でありまして、前年度対比5.2%の減少となっております。

歳出は7ページからであります。認定審査会の運営のための所要の経費を計上いたしております。歳出額の減少は主に、要介護認定システムの改修事業の終了によるものであります。

6ページの歳入におきましては、これまでと同様に3町での負担割合に応じて、負担金、繰入金をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第18号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算についてであります。

予算総額は、9億7,467万3,000円でありまして、前年度対比1.7%の増加となっております。

予算の主だった増減を中心に歳出より御説明申し上げます。

11ページからの一般管理費におきましては、介護保険事業計画の策定と介護保険事務処理システムの改修が終了したことにより減少となっております。

14ページからの保険給付費につきましては、介護サービス等諸費におきまして、介護報酬の改定とサービス利用者の増加に伴いまして、3.7%の増額となっておりますが、介護予防サービス等諸費におきましては、要支援認定者の減少などから、前年度対比で11.8%の減少となっております。給付費全体では2.1%の増加となっております。

16ページの高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療保険と介護保険の負担額の合計額が高額になる場合におきまして負担を軽減する新たな仕組みとして、平成21年7月31日が最初の基準日となり、支給申請を受けつけることとなります。

18ページからの地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターの機能の充実を図り、認知症対策などを行っていくため、包括支援事業費を増額いたしております。また、介護給付適正化に新たに取り組むこととし、所要の事業費を計上いたしております。

6ページからの歳入では、保険料につきましては、第4期介護保険事業計画における保険給付費や地域支援事業を賄うために保険料率を改定いたし、前年度対比で6.3%の増加となっております。

国庫負担金につきましては、保険給付費の増加に伴い増加するものと見込んでおります。

7ページの調整交付金につきましては、交付割合の減収を見込んでおります。

支払基金交付金につきましては、負担割合が1%下がったことにより、減少する見込みとなっております。

8ページの県支出金と9ページの一般会計繰入金につきましては負担割合などに応じてそれぞれ計上いたしております。

介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金につきましては、介護報酬の改定の影響による保険料の上昇を抑制するために、基金から繰り入れるもので、平成21年度におきましては、報酬改定の影響による上昇分の全額を軽減するために必要と見込んだ額を計上いたしております。

続きまして、議案第19号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、1億7,740万5,000円でありまして、前年度比5.6%の減少であります。

歳出につきましては9ページからありますが、総務費につきましては、システム関係経費などの一般管理費と保険料収納にかかる経費などを計上いたしております徴収費であります。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定分などの負担金と保険料収納分をあわせて広域連合に納付するものであります。

歳入につきましては6ページからありますが、保険料につきましては、普通徴収への拡大や保険料の負担軽減によりまして、前年度対比で14.9%の減少となっております。一般会計繰入金につきましては、事務費と保険基盤安定分をあわせたものとなっております。

以上で、平成21年度各特別会計予算の説明を終わらせていただきますが、一般会計予算、並びに該当いたします各特別会計予算の末尾に、給与費明細書、及び債務負担行為に関する調書、並びに地方債に関する調書を、それぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第20号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、平成19年に統計法が全部改正され、平成21年4月から施行されることに伴い、本条例の統計法を引用しております部分に変更の必要が生じたため条例改正いたすものであります。

続きまして、議案第21号平生町の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は去る平成20年8月の勧告で、民間の労働時間は職員の勤務時間より1日に15分程度、1週間で1時間15分程度短い水準で安定しているとして、国家公務員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定する旨の勧告を行ったところであります。国においてはそれを受け、関係法律等の改正を行い、平成21年4月から施行することといたしました。

人事院勧告及びこれに基づく法改正は、国家公務員を対象としたものであり、地方公務員の勤務条件に直接の影響を与えるものではありませんが、地方公務員法第24条の規定により国との均衡を考慮する必要があることから、県及び県内市町において同様の改正を行うべく現在準備が進められているところであります。

本町職員におきましても、国及び周辺自治体との均衡を図るため、始業、終業の時間を変えることなく、昼休憩を1時間とすることで1日の勤務時間を7時間45分に改定すべく、条例改正をいたすものであります。

また、勤務時間の変更に関連する「一般職の職員の給与に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例」の一部についてもあわせて改正を行うものであります。

続きまして、議案第22号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい

て御説明申し上げます。

本条例は、非常勤の職員に対する報酬の規定を定めたものでありますが、そのうち2件につきまして報酬額の改定をいたすものであります。

1件目は、中央児童館に勤務する児童厚生員についてであります。実際の勤務が指定日時の勤務となっている実態から、現在の月額で定められている報酬額を時給換算し、適切な報酬額に改めるものであります。

2件目は、簡易郵便局事務取扱員についてであります。郵政民営化以来全国的に閉鎖が相次いでいる簡易郵便局の維持のため、郵便局株式会社において委託手数料の改定がされたことを受け、本町の設置する簡易郵便局につきましても、その維持、存続の観点から事務取扱員の報酬につきまして所要の改定を行うものであります。

続きまして、議案第23号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、非常に厳しい財政状況の中、平成17年度から継続しております特別職の給料の削減を、平成22年3月までさらに1年間継続するものであります。

削減の内容といたしましては、給料月額に対し、町長が100分の15、副町長及び教育長が100分の10を減額するものであります。

続きまして、議案第24号行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、現在規定しております行政財産の土地及び建物の使用料の算定基準を、4月から適用することとしております普通財産の貸付料の算定基準と整合を図るため、改正をいたすものであります。

内容といたしましては、現在町内一律で定められている行政財産の使用料の算定基準を、実勢価格をもとに算定する普通財産の算定基準に合わせるものであります。

続きまして、議案第25号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は平成17年の自治法改正により、条例に定められた契約について長期契約が可能とされることにより制定いたしましたものであり、本町においても複写機の契約や、自動車のリース契約について規定してきたところであります。

このたび、庁舎の光熱水費節減対策の一環として本庁舎の冬場の熱源を電気にシフトすることを検討しており、それに必要な空調機について、リースでの導入を可能とするため条例改正をいたすものであります。

続きまして、議案第26号平生町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げ

ます。

本条例につきましては、第4期介護保険事業計画を策定するに当たり、平成21年度から平成23年度の介護保険給付に要する費用の予想額並びに地域支援事業に要する費用の予定額を賄うため、平成21年度から平成23年度までの各年度における介護保険料及び保険料段階を改定するとともに、平成21年度から平成23年度における保険料率の特例を定めるものであります。

なお、施行日については平成21年4月1日とし、平成21年度以降の保険料から適用することといたしております。

続きまして、議案第27号平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的に国から交付されることとなる介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に管理運営するために制定するものであります。

この交付金は、平成21年度ならびに22年度の保険料を引き下げるため、及びこの措置の周知等に使用することとなりますが、国の平成20年度補正予算において執行されるため、本町におきましても平成20年度会計で受け入れるものであります。受け入れには基金を新たに設置し、交付金の目的に沿って、21年度ならびに22年度に取り崩しを行い、介護保険事業勘定特別会計に繰り入れるものであります。

続きまして、議案第28号平生町下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、平成3年度から取り組んできたところであり、その普及率は、平成19年度末においては、51.6%に達しているところであります。

使用者から徴した使用料は、田布施浄化センターや下水道管の維持管理費、建設の際に借り入れた起債等の元利償還に使われておりますが、本来使用料ですべて賄われなければならないこれらの経費は、平成19年度においては維持管理費の9割程度しか賄えておらず、一般会計からの繰入金で不足分を補っているのが現状であります。

今後の下水道事業の経営安定、健全化のためには、経営努力をすることはもちろんであります。あわせて下水道使用料の料金改定により使用料収入を増額することは、避けて通れない状況であり、このたび平成21年8月から下水道使用料の料金改定をお願いするものであります。

続きまして、議案第29号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

佐賀地区漁業集落環境整備事業につきましては、漁港背後の漁業集落における生活環境と公共水域の水質改善を目的として、平成9年度に事業に着手し、平成19年度に関係戸数550戸、

23億5千万円の事業費をもって事業を完了したところであります。平成16年8月に供用を開始し、平成19年度末の水洗化率は55.2%となっております。

運営状況につきましては、公共下水道事業と同様、下水道使用料で浄化センター及びマンホールポンプ等の維持管理費と建設時に借り入れた起債等の元利償還費を賄うのが本来の形ですが、一般会計からの繰り入れで不足分を賄っているのが現状であります。経営健全化のため、下水道事業と同じく平成21年8月から料金改定をお願いするものであります。

続きまして、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

この規約改正の内容につきましては、先の12月議会で御議決をいただきました柳井地区広域事務組合の解散に伴いまして、山口県市町総合事務組合の構成組織から同組合を脱退させるものであります。脱退の期日は組合の解散と同じく平成21年3月31日とするもので、地方自治法第290条の規定によりまして議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第31号町営土地改良事業について御説明申し上げます。

本議案につきましては、危険ため池に指定されております川久保地区のため池整備事業でありまして、老朽化したため池の堤体の安全を図ると同時に、かんがい用水の確保を図り、危険ため池指定の解消を目指す事業であります。平成21年度に本事業の採択を受けるため、県に対して協議書を提出する必要がありますので、土地改良法第96条の2第2項の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第32号公の施設に係る指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成18年3月議会で御議決をいただきました、尾国地区老人作業所の指定管理者を変更するものであります。

指定管理者となっておりました地元老人クラブの「楽寿会老人クラブ」につきましては、指定以来適切な管理を行ってまいりましたが、会員の高齢化により管理が困難となってきたことから今年度限りで指定を取り消す運びといたしております。

その後の管理について、同地区の尾国地区協議会から指定の申し出があり、町といたしましても、地域に密着した団体であり、利用者の平等な利用の確保など、事業効果が期待できると判断いたし、公募によらない候補者として選定をいたしたところであります。

については、当該指定候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第33号田布施町道路線認定の協議につきまして御説明申し上げます。

町道につきましては、町の区域内に存することが原則となるものですが、特に必要な場合においては、その区域を越えて認定できるとして道路法に規定されております。

このたびの田布施町からの協議につきましては、田布施町の灸川沿いに完成した灸川排水機場へ通ずる河川沿いルートにつきましては、排水機場の維持管理上の必要性から平生町の区域87メートルにつきましては田布施町道「汐除線」に認定したいとの申し出があったものであります。区域外道路の路線認定につきましては関係市町の承諾が必要とされていることから、道路法第8条第4項の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第34号平生町土地開発公社の定款変更について、御説明申し上げます。

このたびの変更は、平成20年12月の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、土地開発公社監事の職務の根拠規定である民法の条項が削除されたため、根拠規定を公有地の拡大の推進に関する法律に変更いたすものと、公社の経理基準要綱の見直しに伴い、一般の企業会計原則で義務づけられているキャッシュフロー計算書の規定が追加されたこと、並びに、運用財産の規定を廃止するものであります。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、予算19件、条例10件、事件5件の議案につきまして提案説明を終わらせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

最後になりましたが、報告第1号平生町土地開発公社の平成21年度事業計画及び資金計画並びに予算につきまして、簡単に御報告させていただきます。

議案の末尾に添付いたしておりますものは、去る2月13日に平生町土地開発公社の理事会を開催いたし、御承認をいただいているものであります。

主な事業計画は、公共用地の取得、造成でございまして、これらに伴います資金計画及び予算を定めたものであります。この内容につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、町議会に御報告を申し上げます。

以上で、数多くの議案の提案を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますように、御願い申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。11時5分から再開いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

日程第41．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（田中 稔君） 日程第41、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、通告をいたしたとおりに質問を続けていきたいと思えます。

まず、高齢者医療制度について、普通徴収での滞納者の取り扱いについてお伺いをいたします。

後期高齢者医療制度、6回目となる保険料の天引きが、この2月13日に強行されました。今回の天引きで、昨年4月の制度発足からちょうど1年となります。原則として滞納が1年間を続くと、医療費の窓口負担が一たん10割になる資格証明書が発行され、事実上無保険状態になります。後期高齢者医療制度の保険料の徴収方法は、年金から徴収をする特別徴収と、保険料を直接窓口にも納める普通徴収があります。普通徴収は月額1万5,000円未満の年金受給者を中心に、既に保険料の滞納が増加をしているところでございます。全国保険医団体連合会の調査では、後期高齢者医療制度の保険料の滞納者が全国で17万人に上ることが明らかになっております。

ここで、当町のことを見ますと、特別徴収は911件、普通徴収が1,113件となっております。この普通徴収の中で、先日報告を受けましたが、その中で滞納者が46件となっております。前回の私の質問で町長は、保険料滞納者に対し窓口対応、納税相談などを含めて、機械的に資格証明書を出すことのないように留意をする。また、実態に即した対応ができるようしたいと答弁をされております。

これからも、この今の不景気が続く中で、保険料滞納者の増加が予測されると思いますが、前回の答弁を継続されるのかどうか、まず1点目にお伺いをいたします。

次に、後期高齢者医療制度は、高齢となり、無保険になった場合は、病気になっても医者にかかれず、また命と健康を脅かす事態が生まれる。このことは現実に起こりうることだと私は思っております。また年齢によって、医療を差別する制度、私はこの制度そのものは中途半端な見直しではなく、きっぱりと廃止をすべきだと思います。

この点について町長の考え方を伺いをいたします。この2点よろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 後期高齢者医療制度の考えとして2点御質問がございました。お答えをいたします。

最初の普通徴収の滞納者の取り扱いということで、町のほうからの資料提供もあったのかと思

いますが、直近の2月末現在の状況では、普通徴収の対象者が1,334名で、滞納者が40名と、対象者全体は2,200名が後期高齢者の対象でございます。それによって、今ありましたように、去年からいろいろ見直し等も行われて、制度の見直しが行われました。その後、特別徴収から普通徴収へ約700名ぐらいが移行されておるようであります。そういう今のところはデータが出ております。

徴収については、これからそれぞれ口座振替とか、あるいはまた特別徴収に変更されたりというようなケースもあると思いますので、この辺は実情をしっかりと動向を抑えていきたいというふうに思っております。

滞納の場合の1年間、資格証明書の発行の問題であります。この前も申し上げましたように、機械的に発行して交付をしていくという対応は、町としては考えておりません。できるだけ実情をしっかりと把握をして、その滞納の要因等についても分析をしながら、具体的な現実に即した対応をとっていかうということで、具体的な納付相談に応じたりして、できるだけそういう対象者を生み出さないような対策をこれからもとっていきたいというふうに考えておりますので、この運用につきましては、そういう形でしっかりと事情を踏まえた対応をしていきたいというふうに思っております。

今、こうした運用上ある程度、県下でも統一した基準をつくるべきではないかというようなことで、今いろいろ協議が、運用方針について協議が行われております。その辺もちょっと踏まえながら、今後の対応を考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、本町としては申し上げましたように、しっかりと実情を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

それから、制度そのものについての考え方ということでございます。確かにこの制度につきましては、いろいろ制度導入時点でいろんな批判があったり、いろんな苦情が寄せられたりというようなケースがあったわけですが、いろいろ制度改正が行われてまいりまして、今のところ住民からのいろんな問い合わせとか、苦情とかというのはだんだん少なくなってきております。ただ、老人の医療制度につきましては、やっぱり高齢社会の影響で、本町におきましても平成15年と平成19年、4年間で比べても1人当たりの老人医療費が約15万、1人当たりの老人医療費が平成15年が69万7,286円、平成19年度が84万6,816円、約15万円ぐらいやっぱり増加してきておると。こういった、これは全国、県もそうですが、傾向にある中で、こうした医療をどうしていくのか、これはもう本当に避けて通れない、今我々が直面をしておる現状だと思っております。

したがって、我々の、今町長としての立場から言えば、それは法律や条例というものを踏まえて、それを適評かつ適正に執行していくというのが町長の立場であります。同時にやっぱりそ

うやって今一連の改正が行われておりますけれども、見直すところはやっぱり見直して、そして本当にいい制度にしていったら、安心してみんなが医療にかかっていけると、医療を受けられるというような制度にしていくように、我々もその場でしっかり声を伝えていかなければいけないというふうに思っております。

私も今この広域連合のメンバーでもありますので、しっかりその辺の動向についても、実情を踏まえて、これからも要望すべきことはしっかり要望していかなければいけないというふうに考えているところであります。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、再質問させていただきます。先ほどデータについては、私の方がちょっと古かったのかもわかりません。ただ、1月末ぐらいのデータでしたから、今町長が申し上げられましたこの数値が正しいんじゃないかと、今思っております。

運用については、実情に即して資格証明書はなるべく出さない、こういう方向で対処されるようですから、その継続をぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

後期高齢者医療制度の問題は、この制度を発足するまでは、お年寄りからは保険証は取り上げないと、こういう制度だったんです。だから、それをぜひ続けていってもらいたい。これが私の要望です。よろしくお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

次は、農地の荒廃対策ですが、山口県は中山間地で増えている耕作放棄地をなくすために、対策基本方針の素案をまとめております。企業などの農業参入を一層促したり、農業関係者や県民の意見も取り入れて、3月末までに正式に策定をし、来年度から実施するとしております。新聞報道におきましては、農林水産省の統計によると、県内の耕作放棄地の面積は、85年に1,663ヘクタールだったのが、05年には3,858ヘクタールとなって、20年間で倍増をしております。

また、県の素案では、法律で農業振興を図る地域の中で、耕作放棄地となっている2,128ヘクタールを11年度末までになくすことを目標に据えております。まず、担い手を増やすことが必要なため、企業や定年退職者の就農を呼びかけることを盛り込んでおりますが、企業の農業参入については、規制緩和で05年から機会が増えております。公共事業が減って、経営の多角化が迫られている建設業界からの参入が全国的に目立っておりまして、県も既に説明会を開くなど、対応を進めていると報道されているところでございます。

耕作放棄地の解消は、基本的には農業つぶしの農地法への転換が不可欠だと思いますが、エコ対策、地産地消の面から考えると早急に取り組まなくてはならない課題であることは間違いがありません。

当町の方針、具体的な計画はどのようになっているかを、まず1点目にお聞きをいたします。

また、県土の7割が中山間地域で、大規模農業には不向きです。当町も全く同じだと思いますが、また食料の自給率は当県では54%で、都道府県別で35位だそうです。県は農地の有効利用で自給率を12年度に70%以上にするを目標にしております。当町の目標はどのようになっているかを、2点目としてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第2点目の農地の荒廃対策に関連をして、2点、一つは耕作放棄地に対する本町としての対策はどうなっておるかということでございます。

県の対応策について今お示しをいただいておりますが、確かに農業振興地域内の農用地区において、今2007年のデータで見ますと、耕作放棄地面積は御指摘のように2,128ヘクタール、これは県の状況ですが、これを解消目指していこうと、こうすることで基本的な考え方、具体的な取り組み等を含めて、基本方針が策定をされてまいります。

今これをしっかり我々も参考とするということになろうと思いますが、町は町として既にこうしたやっぱり耕作放棄地については、ある意味ではこの地域においても大変大きな課題だという受けとめ方を今日までしてきておりまして、既にいろんな農業委員会の皆さんも真剣にこの現状を把握をされて、いろんな農地パトロール等も実施をして、いろんな農地の現状について農地情報バンク制度といいますか、農地台帳を作成をされまして、いろんな農地のあっせん等もできるような体制を今整えていただいておりますし、また平生としても、きょうも申し上げましたように、体験農園等を通じて、できるだけすそ野を広げていくような農業に携わっていただくような、担い手につながっていくような対策も今取り始めているところであります。

県のそうした取り組み等も踏まえながら、本町としても具体的な解消計画を、これから策定をしていきたいというふうに考えております。そのデータのベースとなる耕作放棄地の現状等をしっかり押さえて、これから農業委員会等のフォローアップ等もいただきながら、一緒に、こうした町としての解消に向けての取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えているところであります。

今、農商工連携ということが、今商工会議所あたりで、これは全国的にもそうなのでありますが、企業の参入等を含めて、今商工会あたりも農商工連携と一つの大きなテーマにして取り組んでおられます。したがって、こういった本町としても、確かにそういった関係者ともいろんな話し合いの場をしっかりとつくりながら、できるだけ解消に向けての具体的な計画というものを、これから策定をしてみたいというふうに考えております。

それから、自給率の話ですが、国も今食糧農業農村基本計画、平成27年度の目標を76%、これは生産額ベースということございまして、生産額ベースで76%。今御指摘のありました

県が今54%、これを70%にという今目標で取り組みが進められておまして、そういう状況を踏まえて、この地域は今南すおう・大島地域の農林業・農山村振興指針加速化計画、これを今この地域、農林事務所管内ということになると思いますが、この地域で取り組みを進めていくということでありますから、まずはこういった県の、いわゆる70%目標というものが一つの大きな目安になっていこうと思いますし、担い手の確保、地産地消、基盤づくり、あるいは森林づくりや畜産業、こういったようないろんな柱を立てて、これからの自給率の向上、地産地消をしっかりと取り組んでいくということになるというふうに思っておりますので、町もこれから、そういった県と一体となって、目標に向かって取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 再質問させていただきます。

今山間部では鳥獣被害、これは特にイノシシの被害ですが、農産物の被害が急激に広がってきております、これは事実です。今は民家の裏庭まで出てくる始末です。これも昨日聞きましたが、これも間違いございません。その民家の裏庭を相当荒らしております。

このような状況の中で、県は有害鳥獣保護対策事業を廃止をいたしました。当町の21年度の予算を見ますと、20年度の予算とほぼ同等な予算を組んでおられます。しかし、これでは今ある被害が広がるだけで、現時点での被害は縮小ということは全然考えられません。町では、この問題をどう考えているのか、お伺いをいたします。これは耕作放棄地の問題と大きくかかわってくるものだと考えております。

また、先日の朝日新聞の報道では、町は安全で安心な地産農産物の生産や流通に力を入れるねらいで、町有機農業推進計画をまとめ、この4月に有機農業推進協議会を設立し、これに取り組む農家を増やすことを目指すと、このようなことが報道されておりました。

私は、耕作放棄地の再生、鳥獣被害対策、有機農業推進、この3点セットで対策を進めていかないと効果は出ないと思いますが、この点についてもどう考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今鳥獣被害の関連も御指摘いただきましたので、この辺の状況については、今経済課長のほうから答弁をさせますけれども、今ありましたように本町において中山間を抱えておると。しかもイノシシの被害はこここのところずっと大体この前からも御質問をいただいておりますように、被害もだんだん増えてきておりますが、捕獲も実際の実績として今日まで進んできておるわけでありましてけれども、なかなか十分な対策になっていない。この辺との今耕作放棄地対策と鳥獣被害対策と、それから有機農業推進と、この3点セットでやれという御指摘を

いただきましたので、今言いましたように耕作放棄地対策の一環として、今こういった鳥獣関係の対策も含めて、この計画の中に盛り込んで策定をしていきたいというふうに考えておりますので、今後のこうした耕作放棄地対策の耕作放棄地解消計画の中に取り組みたいというふうに考えております。

ちょっと今鳥獣被害状況については、少し経済課のほうからも報告をさせたいと思います。

議長（田中 稔君） 中本経済課長。

経済課長（中本 羊次君） 今御指摘のありました有害鳥獣の捕獲対策事業でございますけど、それに対しまして20年度から有害獣の防護さく等の設置事業の予算を組んでいただきまして、まずイノシシの被害状況に応じて作業に当たってございましたが、なかなか捕獲できない状況でありましたので、まず所有者の方に農地に防護さく等を設置していただき、自衛策を講じていただきたいという考えで、原材料の一部を助成する事業を始めております。20年度におきましては4件ほど申請が出て、これといってまたその設置した後は、そういった報告は受けてなく、その効果が出ているものじゃないかと考えております。

また、予算的なものにつきましては、今有害鳥獣の捕獲につきましては、捕獲隊に委託しまして被害状況に応じて作業に当たっているところでございますけど、今は主に鳥獣でございますけど、鳥のほうの被害防止が主でございます、最近はいノシシの獣のほうの被害が出ておりました、特にイノシシが多く発生しておりますので、今後は獣と鳥に分けて契約させていただきまして、捕獲対策に当たっていきたくて今考えておるところでございます。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今4件の、これは4戸と考えていいわけでしょうが、4件の対策の依頼が来たと、こういうことですよ、20年度で。言えることは、もう山間部ではものをつくらないと言われるんです、そういう対策をする前に、つくってもイノシシのえさになるだけと、それじゃつくらないほうがいいと。ほかにお金をかけて対策をしても、それよりはもうてぶったほうがいいと、こういう考えの人が増えているということなんです。

だから、この辺にも十分費用をかけないとだんだん耕作放棄地が増えてくる。今減そうとして、いるのに逆に増えるんじゃないかと、だから、私もさっき申しましたように、この3点セットで十分予算もつけてやらなければならないという提案をしたわけなんです。

その辺ところをぜひよろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは通告いたしましたとおり、質問させていただきます。

まず、風力発電についてお伺いいたします。

今、世界的にCO₂削減が言われておりますが、いかに地球温暖化を防ぐかは生きる人々に大きな責務であることは言うまでもありません。そのような折り、電源開発について、風力発電やソーラーシステムによる発電も原子力発電の開発以上に最近取りざたされております。平生町においても、箕山を中心にして1基プラス6基、計7基が設置されることは大変結構なことだと思います。財政硬直のさなか、年間約2,000万円以上の固定資産税が歳入されるということは、地域の活性化、財政面に大変役に立つことと思います。4月に入って本格的な稼働が始まると聞いておりますので、次の4点のことをお伺いいたします。

まず、1点目に、新しくできた6基は町の誘致によるものでしょうか。また、平生風力発電開発会社の進出によるものでしょうか。誘致なら、誘致の根拠、また進出なら進出の経緯を説明してください。

2点目、この6基の建設地は町有地であり、貸与するその面積はどれくらいになるのでしょうか。また、貸与料金は幾らになるのでしょうか。これらの固定資産税並びに事業税の予測概算の額をお聞きいたします。

3点目、この風力発電機の耐用年数は何年と聞いておられるのでしょうか。

4点目、これら特殊な機材の設置について、住民主体の町政なら詳しく調査して設置の決定をされたと思いますが、他地区の視察はされたのでしょうか。また、周辺の住民の声などがあれば具体的に教えてください。以上4点お願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一つは風力発電所の経緯について、今4点ありましたが、順次お答えをしてみたいと思います。

経緯につきましては、6基ということですが、最初の1基は平成12年からでございますけれども、これは当時は西島製作所が始まりまして、いろいろあっちこっち風強調査をやって、何とか風力をやりたいというようなことで、いろいろお話がありまして、平成12年の5月から正式にスタートして、私がここで直接お会いをしまして、その話を聞いて、風強調査をその秋から実施をするということで始まりました。

これが2年ぐらい、最初1年やって大体データは出たんですが、どこの地区の状況を見ても、やっぱり年によって違いがあったりいろいろすると、しっかりデータだけはとってほしいということで、我々も注文をつけて、2年か3年ですからデータをとったと思います。

その間に、今の次の質問ともかかわってまいります。平成16年に大星山風力エネルギー開発という会社と、一応これは西島が中心になっておるんですが、進出協定を結んだと、これは平成16年です。ですから、その前の15年に私も含めて、町の企画課の職員3人一緒に、同じように海に面して、平生と状況も少し似ているというようなこともありまして、兵庫県の五色町と

南淡町、ここに調査にまいりました。直接町長とも私もお会いをして、いろいろ話を聞かせていただいて、ここは第三セクターということでやっておりますが、もちろん風力がコンスタントにとれなきゃいけないし、騒音の対策等をどういうふうにやっておられるのか、あるいはそういうことを踏まえて、ただ我々もそれは大体そうだろうなと思ったんですが、いろんな大型の資材をやっぱり運搬しなきゃいけないから、そのアクセス道を確保しなきゃいけないとか、あるいはまた近くに送電線が、どこでも建てりゃいいというわけにいきませんで、近くに送電線がやっぱりつなぎ込めるところがなきゃいけない。いろんないい勉強をさせていただきました。そういうことを踏まえて、そのこともしっかりこの開発会社のほうとも協議をしながら、16年の6月に進出協定を結ばさせていただきました。それに基づいて、この建設に入るということで、その年の11月に一応1号基が供用開始ということであります。

それと同時に、もうその15年の段階だったと思いますが、大体風強調査をやっていけると、できれば町のほうも2基、3基、4基建ててほしいというようなことも要望として申し上げ、これは国の補助金というか、NEDOの補助金をもらわなきゃいけないし、中国電力が買うわけですから、中電との協議も必要というようなことで、これにやっぱり二、三年かかったと思います。そして、今の今度6基が今度は平生風力開発ということになりましたが、これとの進出協定を19年に、あとの6基のほうです、進出協定を結んで、そして建設をして、今年の4月からスタートと、こういう今状況になってきたということであります。

そういった意味で、一連の経緯の中で、こうした地域の実情、特色を生かした一つのこうした環境対策を含めた、エネルギー地域のそうしたエネルギーを構築していくという意味から、町としても、そうした町の方針にも合致をしておるといようなことで支援をしてきたというのが、今日までの経緯です。

それから建設、もちろん固定資産税とか、いろいろ町有地の賃借料とかあるわけです。これは後ほど担当のほうから数字は申し上げますが、もちろんそうした収入の面もありますが、それと同時にエネルギーを地産地消していくんだという一つの大きなテーマ、これはやっぱり町の一つの方針として生かしていきたいというのが、我々の立場でもあります。こうした立場で、この今都合7基が稼働していくということになります。

それから、耐用年数も含めて、これは一応税の期間は17年ということですが、この辺も御説明を企画課長の方から答弁をさせたいと思います。

それから、あとは住民のほうからの声はどうかということでございますので、いろいろ地域でそういう声がどういふふうになっているかということについても、企画課長の方から答弁をいたしたいと思います。

経緯と、そこら辺の実際の調査を踏まえた建設に至った経緯ということ、今私の方から答弁

をいたします。

議長（田中 稔君） 角田企画課長。

企画課長（角田 光弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、風力発電所の建設地の貸与面積の件でございますが、1基当たりおおむね600平米でございます。現在増設した6基につきましては、そのうち3カ所が町有地に建てられておりまして、先ほど言いましたように、1カ所当たり約600平米ということで、年間の賃借料が約8,000円ということになっております。

また固定資産税につきましては、償却資産に該当するわけでございますけれど、1基当たり耐用年数、先ほど町長が申し上げましたように17年間ということで、17年間の合計が約3,000万円ということになっております。初年度は約300万円程度の収入が見込めるということで、平成22年度からの歳入を今予定しているところでございます。

それと、風力発電所の建設に伴いまして、町民の皆様方から御意見等、御相談を受けた状況でございますけれど、第2期の6基の増設にかかわりまして、大野地区の方から「6基回り始めたらのくらいの音がするんだらうか、ちょっと心配だ」という御相談はございました。このときは、日本風力のほうから、事前の騒音のシミュレーションというのを調査をしているので、民家には影響がないレベルであるという説明をいたしましたけれど、実際稼働後にどういう状況であるかということもありますので、どのようなことが判断したいので、そういう騒音等を感じるようなことがありましたら連絡してほしい旨を伝えているところでございます。

また、同じく大野の方からですけど、風車建設後に音が聞こえるようになったという御相談もありました。それも夜寝静まったところに聞こえるということで、これもどのような音が判断したいので、そういうのが聞こえるとき連絡をほしいという旨を伝えておりましたけれど、ちょうど団地に家を新築された方で、電気温水器の振動音ですか、それと勘違いされているようなところもありまして、今のところその後御相談等もございません。

以上のように、そういう感じで住民の方から御相談をいただいておりますけれど、風車から発生する音には、発電機から出る機械音と、羽根が回る際に発生する風切り音がございます。当然音というのは距離が離れますと、だんだん減衰して小さくなるために、今回の増設6基分につきましては、民家には影響がないように十分な距離を確保して配慮されているとのことでございます。

事前の予測では音のレベルというのは、日常の生活音と同程度との結果が出ておりまして、事業者においては騒音による影響はないと判断されているものでございます。万が一異常な音が出た場合には、早急に原因を究明いたしまして、対策を行うこととされていますので、御報告をしておきたいと思っております。

以上です。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 企業の進出ということで、誘致ではなかったということで、よく経緯はわかりましたけど、まだこれには今固定資産税と貸与の料金はお聞きしましたけど、事業税がちょっとまだ言われてなかったように思いますけど、また後日教えていただきたいと思えます。

今、いろいろ住民からの声も聞いておられるようですが、これらすべて7基が稼働した場合、騒音はどのように考えておられるかということは、今苦情を聞かれる窓口をつくらと言われましたけど、先日張りめぐらされた電線の下の道路では、先般テスト稼働中に電波障害が何かわかりませんが雑音が生じて、ラジオの音が聞き取れなくなったということを知りましたが、7基同時に稼働すれば民家の障害があるのではないのでしょうか。また、今年1月18日の朝日新聞に記載されました、風力発電が原因か、体調不良の訴えを読み、住民の健康を心配するものであります。これは低周波音による影響とのことで、新聞には5カ所の地名や実例被害が出ておりました。

担当課や関係課は知っておられると思いますが、町長はこのような視点から対応を検討されたことはありますでしょうか。なければ、今後どう対応していかれますか。進出契約でなく、そういう公害防止というか、公害防止協定は結ばれているのでしょうか。結ばれているのなら提示していただきたいと思えます。お願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公害防止協定という話ですが、一般の工場の進出等については、当然公害防止協定といいますが、これは立ち入り調査等を含めてやるわけですが、これは建つても丸々見えるわけでありまして、したがって我々とすれば、この建設に当たって協定書を交わしております。

その中で、明確に公害及び災害の防止についてという項目をきちっとつけておまして、本事業に伴う公害及び災害の防止並びに周辺環境の保全に十分留意し、自己の責任において公害及び災害の防止に必要な措置を講ずるものということで、これを協定書としてお互いに交わしておる。

これは2社とも交わしておまして、プラス再度今回の6基のときは、これにあわせてまた私の方から申し入れをちゃんとしまして、回答として確約書をいただいております。風力発電の施設に近接する地域住民の生活の保全を図るとともに、安全確保に努めると、また騒音、振動等の生活環境に影響を及ぼす事象が発生した場合は、適時必要な措置を講じていくと、こういうことでありまして、確約書を今いただいております。しっかり、先ほど課長申しましたように、何かあればすぐ現地でそれを確認をして、どこに原因があるのかということをやっぴりきちんと明らかにして、その対応策をしっかりとっていただくということは、しっかりこれからも対応

していきたいと考えております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） あらゆる場面を具体的に想定して、住民の安全を守るのが行政の責任です。地元住民に迷惑や被害があってはなりませんので、厳しく対応されるよう希望いたします。

次の質問にいかさせていただきます。

次に、詐欺対策・消費者保護についてお伺いいたします。現在、悪質金融、催眠商法、いわゆるおれおれ詐欺等が多い中、平生町も例外なく被害が出ております。手口も複雑、巧妙、悪質化しており、なかなか未然に防ぐことが難しいように思われます。平生町として、町内における被害の発生状況はどれくらい把握されているのでしょうか。また、町民を守る被害防止対策については、どのようにとらえているのかお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 詐欺対策ということで、消費者保護についてどういう対策をとっておるか、町内における被害発生の現状ということでございまして、高齢者を特にねらったいろんな消費者トラブル、本町の場合も発生をいたしております。

いろんなケースがあるわけでありましてけれども、平生町のいろんな相談件数、町が受けたり、あるいは県の消費生活センターに相談があったケースとかあるわけですが、今つかんでおるのは、平成19年度が県のセンターが受け付けたやつが平生町分が68件、経済課のほうの窓口で受けたのが9件、平成20年度は今のところ、これ1月末であります、県のセンターで受けたのが45件、それから平生町の町の窓口で受けたのが19件、かなり増えてきております。それだけ悪質商法なり、あるいは振り込め詐欺の関連もあるのかも知れませんが、大体ほとんどは契約解除といいますが、クーリングオフの相談がほとんどだというふうに聞いております。詐欺で直接というのは、19件のうち1件、カード詐欺があったというふうに聞いております。

相談を受ければ、しっかり場合によっては弁護士さんなり、無料の法律相談会もございまして、そういうところをちゃんと御紹介を申し上げたり、被害防止に向けて、今暮らしの安全安心推進員というものを、平生町にも設置をしていただいて、いろいろ啓発にも取り組んでいただいておりますし、もちろん町の広報あたりも、本当にそういった欄を設けて、広報活動もさせていただいておりますし、そういったいつでも相談に対応できる体制はしっかり作りながら、同時にそういった啓発活動を今一生懸命取り組みをしておると。平生町の消費者問題協議会のほうもいろいろ会報を出したりというようなことで取り組みを進めて一生懸命呼びかけておられます。

こういった、やっぱり地道ではあっても、しっかり今回の振り込め詐欺じゃないけれども、わかって自分は大丈夫と思いつつも、いざその場になるとやっぱり引っかかってしまうというよ

うなケースが、よく伝えられておりますので、十分そこら辺については、これからもそうした消費者の啓発というのは、総合的に取り組みを進めていかなければいけないというふうに思っております。町としてもしっかりやっていきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） なかなか窓口も設けておられるようですが、警察や消費者センターも対策をとっておられますが、管内の被害が昨年は、実際被害に遭われたのは6件で、大体600万円被害に遭われておられるそうです。また、全国では276億円、県内は2億円の総額の被害が出ておるようです。

4月より平生警察署も柳井警察署と統合され、平生署が幹部交番となり、今の50人体制から人員削減されていきますので、今までのような状態ではなくなります。平生町としましても、もっと町民の生活の安全を守っていくために、今まで以上に取り組んでいかなければならないと思います。

役場には、担当窓口がありますが、まだまだ町民にはわかりにくいので、わかりやすくするためにも気楽に何でも相談できる窓口を設けてあげることについて、町長はいかが思われますでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） さっき6件の600万という数字を指摘、あれは振り込め詐欺の数字であります。これからことあるごとに今平生署のほうにも、これからこっちは幹部交番ということになっていきますので、住民サービスが低下しないように、そのことはしっかり警察のほうも、今まで以上に地域の対応をお願いをしたいということ、繰り返し署のほうにも私の方から伝えさせていただいております。

あわせて、今相談の窓口の話ですが、経済課のほうで今までも、こうやって今紹介しましたようにいろんな相談を受けておりますし、十分対応していけるように、今後ともどうぞ経済課で相談に応じますということで、しっかりその窓口はここでこうですよということも含めて、よくPRをしていきたいなというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 窓口に来た住民が、役場の事務処理にあわせてそれぞれの窓口に行くのではなくて、1カ所の窓口でとにかくいろんな問題が起きたときには、町の窓口に行けば対処してもらえるという、安心して役場に来れる、経済課とか、何課とかいってもわからない人がおられるので、町民課なら町民課のところ、1カ所に、机といすを置かれて、そこで大抵の手続きができるようにしてあげるといのが住民サービスにつながっていくと思います。これはあそこへ行ってください、ここへ行ってくださいじゃなくて、来られたらすぐ受け付けられるよ

うな窓口を設けられたらいいと、みんなが来やすいし、相談しやすくなってくると思いますので、ぜひそういう、これは何課、これは何課という感じで対応するんじゃなくて、来られたらそこでもうとにかく相談を聞いてあげて、そしてその担当の課の方が来て、相談に乗って上げるという、反対のシステムといいますが、そういう課の方から出向いてこられるような、そこで対応させていただけるような、そういう相談窓口というものを設けていただきたいと思いますので、ぜひそのほうを考えていただきたいと思います。

質問を終わらせていただきます。

.....
議長（田中 稔君） それでは、次に細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは経済不況についてお尋ねいたします。

アメリカ発の金融危機に端を発した世界的な不況が悪化の一途をたどり、日本においても国民生活に深刻な影響を及ぼしております。輸出産業を中心とした企業による大量の非正規雇用の契約解除、新卒者の内定取り消し、正規社員の整理など、日を追うごとに状況は拡大しております。企業城下町などは、財政的にも大きな打撃を受けているところでもあります。

町内でも残業がなくなったとか、収入が減った、受注が激減したなどの声を聞いております。町内の状況はどのようにとらまえておられるか、また今後の見通しと対策があれば、それをお答えください。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。現在の景気減速、特に急激な去年から秋以降の景気減速を受けて、雇用が大変厳しい状況になっておりまして、全国的に雇用不安ということが、今指摘をされております。国もそうですが、雇用対策をどうしていくのか、これは大きなこれからの柱でもあります。

町内における影響はどうかということではありますが、今のところ、経済ですから循環しますから、当然いろんな形で影響は出てくると思うんですが、今のところ派遣社員等の従業員の解雇とか、派遣社員の打ち切りとか、こういう話は今町内では、主だった企業の状況は調査しておりますが、今のところ出ていないという状況で、胸をなで下ろしておりますが、ただ現実にはいろんな雇用調整助成金とかに至らないまでも、中小企業の緊急雇用安定助成金、これを活用してやろうという企業もございますし、特に中小企業におかれまして、金融的な支援といいますが、この辺がやっぱり特定中小企業の融資認定制度がございますが、ここのセーフティネット補償制度というふうに言われておりますが、この利用される業者が非常に増えてきておることは事実です。今町内で2月末で36件、この融資の認定の制度を活用されております。去年までが、平成18、19年が大体14件くらいですから、倍増しております。特にやっぱり中小零細企業に影

響が出てきておるのかなというふうに思っております。

町内では、中には企業によっては、この4月から高卒の4名採用とか、2名採用したりとかという比較的元気な企業も一方ではあるということで、大きな雇用面での状況には立ち至っておりませんが、これからさっき言いましたように、いろいろ経済というのは影響してまいりますから、しっかりその辺も状況を踏まえながら、町とすればこういった状況に対応できるように、離職者緊急支援相談窓口、これはこういう状況になりまして直ちに設置をさせていただいて、それぞれ総合窓口として、ここで全部各課の連携がとれるように、今対応させていただいております。

議長（田中 稔君） 町長ちょっと待ってください。（ミュージックチャイムの音）どうぞ。

町長（山田 健一君） 一応窓口を設定をして対応しておりますが、今のところ相談はまだありませんけれども、ぜひこれから、税務課では仮に雇い止めとか、リストラとか、こういうことになりますと、離職者の場合の状況を想定しながら、税の減免の関係、あるいは健康福祉課で言えば生活安定対策資金、離職者の支援資金、子供さんの保育をされておる場合は保育料の軽減措置、あるいは建設課で言えば、道路作業員としての雇用対策、あるいは住宅の関係で言えば町営住宅、経済課がそちら辺を総合窓口として生活相談に対応するというので、一応経済課を窓口にくら辺のそれぞれ対応できるように、今対策をとっているところであります。

以上です。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 雇用不安があり、中小企業のほうも安定化資金を36件借りているというお話がございました。今のところ離職者が出るような状況には、町内においては無いというお話でした。もちろん町外に働きに行ってる方もたくさんいらっしゃるというので、そちらのほうのもしも離職された場合に、経済課のほうの窓口でいろんな相談に乗られる。町としてできる支援事業は軽減措置や減免措置、税金などもあって、それを一括して、そこできるといふふうに聞きましたので、そういった面ではさすがだなと思いました。

ただ、住民としてはこういったいろんな減免措置とか、軽減措置とか、それから雇用に対するいろんなメニューがあるよということを知っておくと知っておくだけで安心がございまして、そういった意味での周知も、多分今から広報でされるとは思いますけれど、そういった周知の面もこれからお願いしたいと思っておりますし、また今こういった状況で第1次産業の人材が確保できるんではないかということで、国、県、いろんなことをしております。農業、林業、水産業、そういったものへの支援というのもこれから考えられるのではないかなと思います。

あと税金の関係は前年度の所得によるものですので、たちまちの生活資金となると、社協の方で低所得者向けの低利融資がございまして、そういった面も社協の方でよく相談なさりながら、住民がとても助かる資金でございまして、そういったことも広報なんかで考えられたらと思いま

す。

そういったことで、この質問は終わります。とにかく、町内での企業誘致もそうですけれど、今ある企業に対する設備拡大の支援とか、そういったものも今からは県、国のほうもメニューを用意しているようですので、そういったものに乗られたらどうかという思いはしております。

議長（田中 稔君） 要望でよろしいですか。

議員（6番 細田留美子さん） それは要望で。

2つ目の質問に入りますか。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後1時からといたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは平生町の林業についての質問をいたします。当地では赤子山や箕山など三方を山に囲まれ、緑と海の美しい地域です。町内の40%が林野で、人工林が500ヘクタール、天然林が800ヘクタール、そして竹林が90ヘクタールとなっています。森林は、以前は木材の供給を初め、まきや炭などの燃料として、またキノコやタケノコ、クリなど、山の幸を住民にもたらすものとして、私たちの生活に密接なかかわりを持っていました。

しかし、木材の価格は長く低迷し、燃料もガスなどに変わりました。住民の仕事も第1次産業から第2次、第3次へと移り、これにまた高齢化、過疎化が加わり、現在のように山林は荒廃をしてしまいました。

しかし、近年森林の価値は木材の供給という経済活動だけではなく、むしろ国土の保全や水、空気などをきれいにする働き、地球温暖化の防止やいやしの効果などではないかといわれております。これからは、森林行政もここがポイントとなってくると考えられます。

そこで未来に美しい自然を残すために、住みよい環境を残すために林業の今の現状と課題、また森林組合がこういった場合役割が大きいと思いますけれど、その森林組合の育成も含めて、どうなっているのかお尋ねいたします。

そして、県では平成16年3月に、豊かな森林を次世代に引き継ぐことを目的としたやまぐち森林づくりビジョンをつくっています。その財源として、やまぐち森林づくり県民税を平成17年4月から導入しました。私たちも年額500円を支払っているところです。これは実施期間を5年として、税導入効果を検証した上で、必要に応じて見直し、検討することになっていま

す。ちょうど来月で5年目になります。当町でもこの事業を使って竹林を整備していると思いますが、この事業の内容と実績、効果をお尋ねいたします。

以上3つ、森林における現状と森林組合も含めた森林人材の育成、そして県の事業を使っての実績及び効果をお尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、林業における現状と課題ということで、現状は御指摘のとおり大変危機的な状況にあるということが言えようかと思います。竹林面積もおっしゃったように、御指摘のように町内91ヘクタールということで、今大変これも、何とか今御指摘のありましたように森林づくり県民税、これを使って竹繁茂防止緊急対策事業をやっておりますけれども、なかなか直ちにその効果が発揮できるという状況に至っておりません。

具体的なこの取り組みの内容とか、実績等については、経済課長の方から後ほど答弁をいたしますけれども、いずれにしても今日の、特に森林組合も東部森林組合ということで合併をして、今そちらの所管ということになっておりますけれども、首長として私も年に必ずこの森林組合との協議には出席をさせていただいております、つぶさに現状を把握させていただいておりますけれども、大変厳しい状況が続いております。とりわけ高齢化、作業員の減少と、こういうようなことで、一時木材価格も少しあれるのかなと思って注視をしておったんですが、なかなかやっぱり厳しい状況がございます。やっぱりこれは総合的にいろんな取り組みを、県産材を活用したり、この活用の方を考えていかないと、御指摘がありましたように、この森林が持つ多面的な機能をこれからも大事にしていくという観点から言えば、バイオの活用とか、いろんなこれからの木材の活用について、しっかり地域でまた考えていかなければいけない。

特に、議員も御承知のように地域エネルギービジョンを策定する段階でも、竹の活用についていろいろ大学の先生方も含めて、メンバーとして入っていただいて、地域の新しいエネルギービジョン策定をいたしました、やっぱりそこでも竹をどう生かして地域のエネルギー資源にしていくのかというのも一つの大きなテーマでありまして、できることから取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますが、御指摘のように、一番のネックは担い手といいますが、そこをどう組織化をどうやっていくのかと。県のほうもいろんな取り組みを、タケノコやシイタケの生産技術の普及、組織化と、こういうことでいろいろ生産拡大に取り組んでおられますが、やっぱりネックはどう組織化をしていくのかということが、やっぱり一つの大きな課題だというふうに受けとめております。

これからもそういった意味で、森林組合との連携というのをとりながら、こういった森林の活用、そしてまた生かしていけるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 中本経済課長。

経済課長（中本 羊次君） まず、2つ目の質問でございますが、東部森林組合は現在広域合併されまして、岩国市の周東町でございます。森林組合の職員数は今8名で、事務とか営業等をされておられます。また、作業員につきましては53名おられまして、うち平生町の方が1名おられます。

また、作業員の作業内容でございますが、現地での間伐、枝打ち、下刈り、除伐、新植などの作業を行っておられます。

森林組合への助成といたしましては、事業で流域育成林整備事業がございます。これは地域森林計画の対象森林を計画的伐採、造林、間伐等の施業を施行し、森林の整備を図る事業でございます。直接所有者の方が東部森林組合と契約されて、実施されております。平成20年度の造林事業計画では、浸食、下刈り、除伐、間伐、枝打ちを28.5ヘクタール行う予定で、事業費にして800万円の予算計上をさせていただいております。そのうち平生町が20%の160万円を補助する予定としております。

次の質問でございますが、やまぐち森林づくり県民税を活用した事業といたしましては、竹繁茂防止緊急対策事業がございます。繁茂した放置竹林等を緊急的に伐採し、森林の持つ多面的な機能を発揮することを目的に1年目の間伐と3年間の再生竹の除去を行うものでございます。これは県営事業でありまして補助率が10分の10となっております。

事業実績といたしましては、大野北の弁上地区において、平成17年、18年、19年度で事業費530万2,500円、面積にして4.1ヘクタールを整備しております。また20年度においては、ちょっと数量はまだ確定しておりませんが、現在整備面積約1ヘクタールを事業実施中でございます。

それと、やまぐちの森林づくり県民税の継続につきましては、今の県の考え方は、税制度のあり方や事業の内容などについて議会や県民の皆さんの幅広い意見をお聞きしながら、この制度の継続に向けて検討を進めていきたいというお考えのようでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今町長の方からも竹林の活用と申しますか、今繁茂している竹林をどう整備していくかという、伐採の観点、緊急的にはなってますけれど、これをどう利用していくか。そして、そういった人員の組織化、そして人材の発掘及び育成などのお話がありました。

組織化というので、ちょっと先日ちょうど錦町へそういった林業の女性部のところに研修に行く機会がございました。その中で6人程度の女性なんですけれど、山菜やつるなどの加工、それから、コンニャクづくりなんかをしてらっしゃいまして「結構売れて大変よ」と事業的に成功し

てらっしゃって、これは町のほうが100万円ほど貸してくれた。それであと6人が10万円ずつ出して、場所も町のほうがちょうどいい場所があって、それを貸してくれたという形らしいんです。

例えば、うちもハートピアがございます。ハートピアは、たしかそちらの関係で建てた建物だったと思いますから、ハートピアを活用して、そういった定年後の男性でもいいですし、もちろん女性でも構いませんけれど、そういった山のものを加工するような組織を立ち上げるような誘導をしていく。

その方藤井さんという方が代表だったんですけど、彼女いわく「雑木林は宝の山よ、実は何でも消費者の声をよく聞いたら、私たちがこんなものはごみだとか、ささいなものだとか、価値がないものだと思ってるものが、実は消費者にとってはすごい価値がある」と。ネット販売もしてますし、道の駅でも売っている。私たちちょっとかなりの人数で行ったんですけど、みんなが飛ぶようにみそとか、コンニャクとかを買っていくんです。そういったものを見るにつけ、まだまだ今から開拓していく余地があるように思います。

あと竹林の活用は、大島なんかがやっているのが、竹林を整備してタケノコの産地にしよう。今まで大野のほうもタケノコの産地でしたけれど、御存じのように中国産のタケノコなどがすごく出まして、価格が暴落してやっていけなくなって、タケノコの産地でなくなったわけですけど、また食の安全なんかと言われるようになって、国産のタケノコを求める声も大きくなってきました。加工場も大島にあたり、岩国にあたり、この近くにもあるはずですので、そういったまたタケノコの産地を目指すとか、クリにしる、シイタケにしる、そういったものの産地づくりに補助を出すとか、誘導していく、そういった政策も必要なんじゃないかなと思います。

作業員の高齢化なんかもございました。今平生町から1人という話でしたけれど、作業員の方が、この方若い方なんですけれど、今ちょうどこういった経済状況で、県を上げて担い手の発掘、農業にしる、林業にしる、しておりますので、そういったところにもしっかり働きかけをして、そういった方を育てていく、そういった視点も必要かと思えます。そういったお考えはないかちょっとお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、平生町の置かれておる地理的な状況とか、その地勢を踏まえた特色のあるこの林業の取り組みということで、今いろいろ御指摘をいただきましたけれども、ぜひ人材の育成を含めて、今東部森林組合の作業員の話も出ておりましたけれども、十分担当のほうも含めて連携をとって、これから対応していきたいというふうに思っておりますし、特に産地づくりの関係、それから、もう一つは今の本町におけるハートピアセンターの活用、この辺がやっぱりきょう午前中ありました、いわゆる耕作放棄地対策を含めて、我々として当面对

応していかなければいけない重要な課題だという認識で、しっかり取り組んでいけるように、私も十分努力をしていかなければいけないと思っておりますので、よろしくこれからも、また御提言がありましたらいただきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今御提言がございましたらということでしたので、ちょっと提言をしたいと思います。

森林を山をずっと整備していくというのは、本当に膨大な時間と費用とかがかります。何年にもわたってずっとやっていかないといけないものですから、基金をつくってその中で山林整備を計画的にしていく。今国の雇用、臨時交付金とか、いろいろ県とかいろんな交付金のメニューの中に乗っけてもいいですけど、まず基金をつくって年次的に、今回はここ、次はここという形で整備していかないと、どんどん荒れてます。

本当に多面的な機能を持ってると、先ほどからおっしゃってましたけれど、例えば風車の音にしろ、木立がかなり吸収して緩和している、そういったところもあると思いますので、これは利益を生むとか生まんとかという問題とともに環境の整備というあたりにもしっかり視点を充てられて、昔は私たちも芝を採りに行ったり、クりに採りに行ったり、シイタケを採りに行ったりしていたわけですけど、今は林道というか、そういった道も多分入れなくなってると思うんです。昔は経済活動イコール山里の整備ができていたわけなんですけれど、今なかなかそういうわけにはいかない。でも、さっき錦町の話をしたように、ある程度の経済活動もしながら、それに対応できないところを順次整備していくということも必要だと思いますので、基金をつくるなり、そういった年次的な取り組みを期待して、私の質問を終わります。

議長（田中 稔君） 今のは要望でございますね。

議員（6番 細田留美子さん） はい。

.....
議長（田中 稔君） それでは、次に平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。

まず、町政のあり方について、合併断念後の町政の検証を進め、町政の今後のあり方を再検討すべきではないかということで通告をしております。

合併協議が暗礁に乗り上げてまして、平生町としては単独で当面行かざるを得ないという年のことを思い出します。次の年の予算はなかなか大変な財源不足ということで約5億円ですか、各地で地域の説明会を開いて、この緊縮財政を実行するに当たってのいろいろ説明会を開催をいたしまして、私も参加をいたしました。当時、議員の定数をどうして減さんのかとか、こういうことも議会に対していろいろお話がございまして、議員の報酬のカットをするという議会の自発的な

行動とかも、このときにやりました。

この際に、町政のほうも町長みずからが給料をカットすることも含めまして、いわゆる報酬、費用弁償等を一律にカットするという施策も行いました。また、補助金についても全面的な見直しということで、補助率を下げるいろんな取り組みがされたことを思い出しますが、この間、それ以後いろいろな行財政改革等も進めましたし、特にこの財源不足が一番苦しかった原因は、国の三位一体改革で交付税が大幅に削減されると、これとも関与して相まってきておりましたから、大変な時期だったと思いますが、その三位一体改革に対する地方の反発ということもありまして、交付税措置もだんだんと戻ってきております。町長の朝の話にありましたように、前ほどには戻ってないが、一定の地方財政の寄与することにまでなっていました。

そこで、私は今度の議会で議員の特例条例、また町長等の給与に対する特例条例の見直し、職員の給与の見直し、この間給与体系の変更などもございましたから、特例条例だけの負担以上の負担も出てはおりますが、こうしたこともしまして、議員定数の削減や職員の数の減少、いろんなことで今日が迎えられておると思います。

そうすると、この特例条例をだんだん緩めてくる状況になってきたことは、これはいいことだと思います。しかし、このときにやった、いわゆる報酬や費用弁償、補助金についての見直しの議論は出ておりません。たまたま、よそ様のことを言うわけじゃないんですが、県は今年度600億円の財源不足ということで、職員の給与カットや県会議員の報酬のカット、それから補助金や助成金のカットとかなりやっております、きょうは県議会で厚生委員会が開かれまして、いわゆる障害者や母子家庭等の医療費の問題も昼から議論されているようでございますが、特例条例でやるところはなかなか住民には見えないんです。いつの間にかこちらに戻ってくるという仕組みになっておるんです。だから、県のこの事業も多分特例条例でやられた分については、そのうち二、三年のうちに戻ってくると。しかし、大幅にカットされたものは、なかなか見直されないという状況が続いていくんじゃないかと思うんです。500億円とか600億円という県の財政規模ですけど、平生町を換算しましたら約5億円、大体100倍だと思いますから、5億円と大体財源不足と同じ時期だったと思うんです、県の今の時期が。そういった点からも考えまして、財政見込みをちゃんとすると同時に、見直すときにはいろいろちゃんと一緒に見直していくと、こういう姿勢が私は必要ではないかと思うんです。

ここまで一応報酬及び費用弁償の表を見ても、16年からの一覧表なんですが、この中で町の4役、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会等もありますが、選挙関係の選挙管理委員を除いて、あとはそれぞれ国の補助金もありまして、ここは下がってないんです。立会人とかいろいろな問題は、

それから、これの一つ一つ、例えば監査委員さんを見ましても、大変熱心にやっておられるん

です。そうするとこのまま続けているのかという気持ちも持っております。農業委員につきましても、町長の話もありましたが、今荒廃地の対策ということで一生懸命、私も前に農業委員2年間努めさせていただきましたが、あのころの迫力とは全然違う迫力を今の農業委員会には感じるんです。やっぱり地域の産業を興すために、一生懸命働いておられる方々についても、私はやっぱりこれは当然見直していく必要があるんじゃないかと思うんです。それから、消防団です。消防団についても人数が減ってきて、なかなかやっぱり大変なそれぞれに対する負担も増えています。きょうの提案された中に、この中の一つ、児童厚生員の報酬がございますが、これは6万3,000円から6万6,000円に引き上げるという条例改正が今回出ております。こういった状況で、一つ一つにそれぞれこれは軽い、あれはあれとは言いませんが、ちょっと例えば報酬及び費用についても見直していく必要があるんじゃないかと思う。

それと補助金です。補助金についても、当然特例条例の見直しとあわせて、これは町の政策が大事ですから、政策にあわせて政策誘導を考えながら補助金の適正化を図っていくと。例えば、以前委員会で生ごみ処理機の話をしました。需要がないし、あんまり人気がないという話をしておりましたが、それはそれで政策評価をされて、これは賦課する必要はないと、ならそれはそれでいいんです。ところが今、例の太陽光発電でも国が一時補助金を出しておりましたが、これは国策に反するというので、また今度復活すると、こういうことをやっておられますが、それはそれで政策というのは、常に見直しながら行政が誘導していくという役割がございますから、特に補助金がそういう役割を持っておりますから、メリハリをつけた取り組みをされるといいと思うんです。

特に財源が伴いますから、例えばこれから20年度の決算も今から調整をされると思いますし、そういったことも含めながら、今年度中にやっぱりしかるべき手は打っていくと、こういう姿勢が必要ではないかと思うんです。

また、今後これから先いろいろとこういうこと自体があっても、いつ戻すというような住民に対する責任ある行財政改革というのは必要だと思うんです。そういった方向を私は求めたいと思うんですが、町長の考えを聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。議員御指摘のように本当にこの四、五年間といいますか、国の三位一体改革、それから合併協議が白紙に戻るといったような状況の中で、本町としてはいずれにしてもこの財政の問題が一つの大きな課題ということで、いち早く緊急平生町行財政改革プログラム、きょうも先ほど御紹介がありましたように、説明会も開いたりというようなことで、また議会の皆さんの御協力をいただく中で、大変な時期だったと思いますが、ある意味では緊急避難的な私はプログラムだったと思います。

その後、御承知のように国のほうからも集中改革プランということで、これをそのまま引き継いでいくような形で、今平生町の場合は集中改革プランを策定をして、とにかくいずれにしても将来的な合併ということも視野に入れながらも、当面はまず持続可能な行財政の基盤をつくっていき、足元をしっかりと対応していかなきゃいけないという立場で、今日までそうした、一つは第4次の行革大綱、これでそれぞれ組織等の見直し等もかけてまいりましたし、もう一つは今申しあげましたように平生町の集中改革プラン、これを軸にして行財政の改革を進めてきたということでございまして、御指摘のように報酬とか、かなりばらつきが今出てきているという御指摘ごもっともだと思いますし、補助金のあり方についても相当切り込んできた経緯もありますし、かなり意識的には途中からやっぱり組織に対して、あるだけに補助金を出すというよりも、事業に対して、そのまた熱意に対して補助金を出していこうというような形で、若干内容的にも変更をしてまいりましたし、今議員御指摘のように政策的な意図を持ってこれからやっていくというのは、当然あり得ることですから、この辺を含めて御指摘をいただいておりますように、ちょうど21年度は今第4次の行革大綱の最終年、きょうも午前中申しあげましたけど、今の平生町の集中改革プラン、これも21年度で終わります。それから向こう5年間の計画を、今からこの21年度につくっていかなくちゃいけない。

同時に、今度は第四次の総合計画、これは23年度からスタートということで、今一応組織体制がスタートさせていこうということで、今進める体制をつくったという状況でありますので、むしろ総合計画は今からまた順次御説明をしていかなきゃなりませんけど、当面は行革大綱とこの集中改革プラン、これが21年度の一つの、次年度以降に向けての大きな取り組みの課題であります。

したがって、この課題のこれを次以降の策定をしていく段階で、今御指摘をいただいたようなもろもろの問題点等については、洗い出しをもう1回やって、これからの中期的なある意味では方向づけができるように、減せばどういう形で、どういうふうに将来していくのかというようなことも含めて、しっかり検討して、方向づけをしていきたいというふうに考えておりますので、今申しあげましたような行革大綱と集中改革プランの検討の過程でしっかり協議をしてきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほどの県の事業の発言の中で母子家庭と申しましたが、今度は父子家庭も入るようで、ひとり家庭に言いかえておきます。ひとり家庭と呼ぶそうですから、今度は。

今答弁いただきましたから、一つの提案をいたしましたので、すぐに回答をいただきたいとは思いますが、どうもやっぱり5億円の財源不足のどさくさもあつたし、三位一体改革もありま

したが、最近の県の状況を見て500億円とか600億円というお金が突然不足するという発表をされたんで、議会だって困るんです。ところが県の場合言ったら悪いですけど、長い間知事さん勤められて、なぜ突然こういう話が出てくるんだらうかという、県議会のほうも戸惑われておるんじゃないかと思えますけど、そういう点では財政担当者にぜひ話をして、来年度予算を組む直前になって5億円も足りないという相談を持ってこられたら、こっちはたまりませんから、しっかりした財政見通しをしっかりと立てた上でやっていく必要があると思います。

そういう点では議会としても常日ごろの行財政運営なりについての関与はしていきたいとは思いますが、この見通しは、あなた方は正確にまずもって提案されない限りは、大変困ることですから、この点はちょっとつけ加えておきたいと思えますし、町長の今の答弁でこの問題は置きたいと思えます。

次に、教育行政について3点ほどお尋ねをいたします。まず、一つは学校の耐震化の方向性です。耐震補強と建てかえかと、こういうのが一つです。私は仕事の関係で耐震補強のことによく出会うんです。例えば光市内のある高等学校の体育館を、去年の暮れから今年2月にかけて耐震補強をされました。これ2カ月ちょっとで済んだんです、体育館です。いろいろ構造の違いもあるでしょうけど、それと光警察署は皆さん前を通ったら御存じのように、警察署でしたら鉄格子のように筋交えが通っても別にそれほど違和感がないわけですが、随分と大変な耐震改修が目の前で進むのを見てまいりました、工事もかなり長い間かかりました。

それと、山口大学の附属学校の光に小学校、中学校があるわけですが、ここの中学校が来年度から耐震改修をされる予定で今進んでおられる。これは運動場に2階建てのプレハブ校舎を建てて一時移動です。どうも耐震の工事を見ているいろいろ大変だなという気も思うんですが、平生町の場合、これから先、先ほど教育委員会からの情報提供で平生中学校の耐震改修についての情報をいただきました。約10カ月かかるようですが、この間の生徒の体育館を使用した授業、それから部活、運動場を利用した授業、部活、こういったものが停滞をしてくる。こういったことをどう切り抜けるのかとか、いろんなやっぱり疑問があるんです。建てかえの議論を私はいろいろしてきました。できるだけ最小限にしようと思えば建てかえが一番いいんじゃないかと思いついてやってきましたが、どうも方向性としては耐震化の方向でおられるようですが、全体計画がどうも見えてこないんです。今まで違う中学校の体育館のことだけがどうするかどうするかという議論が、あとは1次診断、2次診断という議論ですが、平生町として、当面はちょっと学校にしましようか、小学校、中学校の耐震化をどういう方向で進められるかという、また財源はどうするかと、そういったことの大きな計画を組んでいかないといけんと思うんです。目の前の一つ一つ悪いものから、モグラたたきのようにやるというのも手かも知れませんが、私どもとしては財源計画もございますから、そういった大きな方向を示していただきたいと思うのが一点です。

これはいろいろ国の補助金の制度もありましようから、財源対策としてはできるだけ有利な方向を使おうということで、先ほど申しましたように山口大学でもあの古い校舎の耐震化をしようと言われるぐらいですから、耐震化で有利な財源援助をしようという国の方針のようですから、それはそれとして理解もしておりますから、考えを聞きたいのと、とにかく生徒の、3年間しかないわけですから、生徒そこに。学業に重大な影響を与えることだけは、最大限防いでいかなければならない。これは義務だと思いますので、そういった観点からお伺いをしておきたいと思えます。

教育行政についての2点目は、「早寝早起き朝ごはん」の取り組みと「我慢をする力をつける取り組み」。教育現場に対しては、ここからいろいろ申し上げるのはできるだけ控えたいと思えますが、前から申しておりましたように「早寝早起き朝ごはん」、これは全国的に、平生町でもいろいろ取り組んでこられておるようですが、学業、また体力、いろんな支障が出てきまして、これは効果があるということで取り組んでおられます。平生町での取り組みがどのようにおられるのかと。前の議会では山陽小野田市の話もしましたが、そこでいろんな実験、成績、実際に実践例が出てきておるんです。

それでここにもう一つ付け加えておきたいのは、早寝早起き朝ごはんを確実にしようと思うんなら、我慢する力をつけることだと思えます。みんな、教育委員会今まで聞いたのは、頑張る力をつけるというのは校長先生や教育委員会が一生懸命言ってるんです。子供たちに頑張る力をつけよう頑張る力をつけよう、頑張る力をつけることも大事ですが、同系列と言われておりますが、我慢をする力、これをやっぱり大いにやっていく必要が私はあるなと。例えばテレビを見る時間を我慢しよう。インターネットをやる時間を我慢しよう、そして早寝をしよう。これはいろんな生活リズムを変えると同時に、人間形成にも重要な役割を果たすと思えます。

ぜひ取り組んでいきたいんですが、参考例として話をしますが、いろいろ本を読んできましたら、例の学問の神様と言われました菅原道真、この人の書いた中に、「堪忍は一生の守り袋」というのがおるんです。もう千何年前の話ですね。やっぱり堪忍する力、いわゆる我慢する力は一生自分の人生を守る力だと、こういう言葉もあるようですから、この点について、ぜひそういった方向での取り組みを進めていただきたいと思えますから、教育委員会のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

3点目は、米飯給食は御飯茶わんでとる。こういうことなんですが、先の補正予算のときにちょっと簡単に触れました。それ以降、私は興味を持ちまして、テレビでいろんなニュースがあるたびとか、よその情報を調べてみたら、これいろいろやってるんです、各地で。あの茶わんだけじゃないんです。古いところは昔ながらのアルミのところもあります、と同時に先進的なのは小さなところですけど、地元で窯業が盛んなところは、地産地消じゃないですが、そこでつく

った皿で御飯給食を出そうと、その点では教育委員会の主体性というのは、子供の食育を進める上で、この茶わんの選択というのは、大事な側面があるんじゃないかと思えますから、これについての、ぜひ導入をしていただきたいという観点で、お考えをお伺いしておきたいと思えます。

以上です。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまは教育行政につきまして、3点にわたっていろいろ御意見いただきまして、平素からの御指摘等踏まえまして、本当にありがたく感謝申し上げたいと思えます。

まず、1点目の学校の耐震化でございます。これにつきましては、平成18年の12月に耐震化推進計画を策定をいたしました。ちょうど今閉会中の継続調査案件でも取り上げていただいておりますように、その都度報告をしながら取り組みを進めさせていただいております。

そういうふうに学校の耐震化ということにつきましては、我々もまた議会の皆様方も喫緊の課題であるという共通認識は一緒であろうというふうに思っております。

当然、こういったことについて国においては、地震防災対策特別措置法、この法律の改正によりまして、倒壊等の危険性の高い学校施設の耐震化は、5年をめどに図るようというふうに国としては考えておるところでございます。

こういうさなかにありまして、本町の耐震化における計画について少し申し上げてみたいと思えますが、まず学校の施設、建物の数でございます。全部12棟という形で計画に上げております。平生小学校につきましては、渡り廊下を一つの棟という形で考えていること。この中で屋内運動場、体育館については、平成3年の建築でございますから、このたびの耐震化の計画の中には入っておりません。平生小学校は4棟入っております。

次に、佐賀小学校でございますが、これは3棟でございます。この中で普通教室と管理教室についての校舎と屋内運動場については、それぞれ昭和61年、62年の建築でございますから、これも今回の対象には入っておりません。ちょっと佐賀小学校の屋外に特別教室棟ございますけど、この建物が耐震の対象ということになっております。

平生中学校におきましては4棟、この中で音楽教室といいますが、特別教室が昭和59年の建築ということで、4棟中3棟が対象、その中で喫緊の課題といいますが、防災も含めて、計画の中では平生中学校の屋内運動場を最初に耐震を図っていこうというふうに、計画としては義務づけておりますが、この工事の12棟のうち、8棟が対象になって、この8棟の工事の順番でございます。今申し上げましたように平生中の体育館が、まず平成22年度、23年度におきましては平生中学校の普通教室棟、24年度におきましては、平生小学校渡り廊下を含めて普通教室棟、

25年度が平生小学校の特別教室棟、これは特別教室棟といいますが、管理教室といいますが、ちょうど真ん中の建物でございます。26年度が中学校の特別教室棟、これについては正面玄関、生徒玄関ではなくて、正面玄関、職員室を含めた建物でございます。27年度に平生小学校の普通教室棟、これについては昭和52年の建築でございますけど、2階建ての一番グラウンドに近い建物が27年度、佐賀小学校の特別教室棟含めて、27年度でひとまず補強工事は完了するという計画でございますが、基本的な考え方といたしましては、国の考え方でもあるんですけど、新築、改築であれば耐震化が早く進まない、これをいかにして早く進ませようかという考え方の中で、経費も安く、工期の短い耐震補強でやるように国は指導しておるところでございます。構造上補強が困難な場合については、新築でもいいということですけど、通常は耐震補強にプラス改造で対応するよというの、国の基本的な考え方でございます。

そういう国の考え方に本町も対応いたしまして、耐震化を必要とする、先ほど申し上げた8棟につきましては、基本的には耐震補強。技術的に困難な校舎については改築ということで考えておりますが、この改築ということにつきましては、現在のところ平生小学校の普通教室棟、プール側の校舎です。これは外廊下になっておりますから、プレス、鉄骨を工事をするといたしても、なかなか困難な技術的なものがございますから、これについては改築ということと、中学校の特別教室棟、正面玄関等を含めたものでございますけど、これについては2次診断の結果を待たなければいけないところではございますが、一応現在のところこの2棟を改築ということで進めておるところでございます。

こういった場合の事業費でございますけど、概算でございますが約20億円という試算が出ております。そしてまた補助単価が問題でございますけど、現在補助単価を10万円と過程した場合には、町の負担でございますが約14億円程度であろうというふうに見込んでおります。これを12棟すべてを改築、新築するということになりますと、試算では約30億円以上がかかるであろうと、また町費においても25億円以上の負担がかかってくるというのが、現在の試算の状況でございます。

中学校の体育館を、例えば今進めておりますように耐震補強という形で進めていきますと、期間的には10カ月かかるという結果といいますが、報告が出ております。このうち約7カ月間が体育館が使えないと、その間当然体育館で行う体育の授業、あるいは部活をどうしていくか、またグラウンドにおいても3分の1強が工事のために必要という状況を踏まえて、このとき中学校の生徒がいかに体育の授業、あるいは部活を問題なくこなしていけるかということについては、非常に大きな課題を抱えております。難しい問題がございます。

当然建物がないわけでございますから、それにかわるというものとしては、やはり町の体育館、あるいはまた小学校の体育館、また町民グラウンド、そういう違う施設を使うということになっ

てまいりますけど、こういうことを考えていくのは21年度1年間をかけてというふうに考えておるところでございますが、そう気の長い話もできません。当然22年度にどのような形で予算が必要であるか、あるいはまた施設の整備が必要であるかということもございますので、今年の夏休み、8月にはある程度のを学校側から報告書的なものとしていただきたいと、当然教科の実数の問題、あるいはカリキュラムの問題、いろいろございますので、教育委員会というよりか、学校がどういう形で運営していけるかというところで、学校の意見を聞きながら、それに基づいた対応をしてきたいと考えて、現在のところあります。

次に、財源対策ということでございますけど、今の時点で国からの事業の推進というのは、昨年から補正予算等をお願いをしておりますように、第2次診断等につきましては、前倒して20年度予算で12月、3月、この補正も含めまして4棟の診断をお願いをしております。前倒しということで、国からの交付金に基づいた、町としては負担の少ないものでございますけど、こういったもので取り組みをしながら、また実際の工事に当たりますと、補強の場合でございましたらIS値の数値が問題でございますが、今のところ第1次診断等の数値から見ますと0.3未満であれば、国から交付金が3分の2出てまいります。この0.3以上となれば、2分の1でございますけど、改築の場合、新築するとなれば国からの補助率については3分の1に減ってくるというところで、現在のところ考え得るだけのものを情報等を勘案して、耐震補強を主体として、国からの交付金をより多く町として交付いただきたいということで、そういう財源対策のもとでの考え方になっております。

次に、早寝早起き朝ごはんの取り組みでございます。先ほど本を出しておられましたけど、陰山英男さんからのメッセージと申しますか、家庭ではどういった生活習慣の改善が必要かというお話が本のみならず、教育の世界でもいろいろ情報が行きわたっております。最も重要な生活習慣は、陰山先生は朝食、睡眠、テレビ、読書というふうに位置づけをされておりますし、また具体的に申し上げますと子供の生活習慣の実態を知ること、睡眠時間を十分とること、朝食は必ず食べること、テレビの視聴時間は2時間までとすること、ゲームやインターネットは短めにすること、読書量は多いほどよいという形で、こういったことはだれもが考えて当たり前だというふうに思われることでございますけど、なかなか守れそうで守れないことばかりじゃなかろうかなというふうに思います。

学校といたしましても、それぞれ「早寝早起き朝ごはん」の取り組みについては、平生小学校では栄養教諭を核とした食育推進授業、これ19年度、20年度の2カ年の事業でございますけど、この中でいろいろそういう状況と申しますか、「早寝早起き朝ごはん」の取り組みを進めてきた結果、アンケートの結果でございますけど、朝食を欠食する児童が減少したということになっております。

また、今年度、来年度とコミュニティ・スクールが平生小学校に置かれておりますけど、この中でも部会のほうで基本的な生活習慣について推進をしていこうという取り組みもございます。また、子供たちに対しては健康づくりカード、特にこの1月からは生活見直しカードという形に変えておりますけど、「早寝早起き朝ごはん」それぞれ毎日チェックするようにカードをつくって、それに子供に記載をさせるように取り組みをしておるといふ報告を受けております。

佐賀小学校におきましても、保護者への啓発プリントの配布、また生活チェックカードを配布して自己反省を促すと。平生中学校においては、1年の家庭科で朝食の必要性、栄養のバランスの大切さ、規則正しい生活、早寝早起きを指導しておるといふ形で、18年度から継続的に家庭での取り組み状況を保護者アンケートで確認をしておるといふでございますが、中学校で平成20年度「早寝早起き朝ごはん」を実践しているかという問いに対しましては、よくとか、ややとか、当てはまるという回答が80%で、毎日朝食をとるといふ生徒の割合については、同じようにこれは92%というような結果が出ております。なかなか100%ということは難しいかもわかりませんが、100%に向けて学校としても学校の目標の中に位置づけをして、取り組みをしておるといふのが現状でございます。

それから、我慢をするということでございますが、先ほど菅原道真公の言葉を引用されておっしゃいましたが、私もある新聞の1面のコラムがございますが、そこに昨年の11月26日に出ましたのが、「堪忍のなる堪忍はだれもする、ならぬ堪忍するが堪忍」といふ言葉がございました。昨今ささいなことで堪忍袋の緒を切らす人が、世代を問わずに増えていると、当節は切れると表記される。途中略しますけど、堪忍袋の緒が細った社会は子供にも大人にも生きづらいといふふうな形で、やはりこの堪忍袋の大切さといふものが新聞紙上にも出るようになっております。

今、子供たちに本当に堪忍袋なるものがあるのかということも質問してみたい状況ではございますけど、なかなかそういうものが教えられてないし、家庭の中でもそういう話もないような状況じゃなかろうかなといふ気もいたします。そういう点については、当然今後の教育の中で考えていかなければいけないことだろうとは思っております。

この正月に中学校長から年賀状をいただきました。その中に書いてあることをちょっと紹介をいたしまして、学校サイドもよく考えているなということも御理解いただきたいと思っております。「我慢を教えることが年々難しくなっています。今年は教職員全員、学校全体で達成感を味わえるようなPDCAを実行したいと思っております。」こういう形で、私に対するメッセージといふんですが、それをいただいたときには本当に嬉しくも思いましたし、これから実践をしていってくれるであろうといふふうに大いに期待をしておるところでございます。

そういう形で、お答えにかえさせていただきたいと思っております。

次に、米飯給食で御飯茶わんをということでございます。これにつきましては、昨年の臨時会

で給食食器をお願いをいたしましたときにもお話をいただきました。当然、食育という観点から給食食器についても、重要な役割があるというのは認識をしております。

学校給食法の目的の一つに、日常生活における食事について正しい理解と、望ましい習慣を養うことと規定されておりまして、日本食のマナー、作法といったものを身につけてもらうことも重要な学校給食の目的というふうに考えておりますし、今御指摘、御意見いただきましたこと、本当にありがたいことだと思います。

先般の臨時会でも申し上げましたように、いろんな考え方のもとで今平皿と深皿と小皿の3種類を使い分けしておるというのが現状でございます。佐賀小学校では、4年前より御飯には深皿を使っておるという実態があるということは、新しく聞いた情報でございますが、当然平生小学校、平生中学校については、児童生徒が多いというようなことも含めまして、なかなかそういう形で即深皿といいますが、御飯茶わん的な食器に交換するというのは、一朝一夕にはいかないことかなというふうにも考えております。

当然、予算が伴うということもございまして、また一つ考えていただきたいのは、例えば1日3食食事があるとすれば、約1,000回の食事がございまして。その中で学校給食は、長期休業等もありますから年間大体190回、その中でまたカレーの日とか、パンの日とかいろいろありますので、平皿を使って御飯を食べる回数というのが130回、130日ということで、1,000回食事をする中で1割強というような回数の中でのことでございます。当然そういう中で、考え方なり、食育におけるマナーというものも教えていかなければならないというのは、先ほど申し上げましたが、本当はといいますが、やはり家庭の中でどれだけそういったしつけができるかということが、一つのポイントであろうと思います。

実際、私も1回給食を、この前臨時会で御指摘いただいた後、学校に行って食事をさせていただきましたけど、ちょうど御飯の日で、やはり平皿で御飯を食べるといのは慣れてないせいか、大変難しいわけではありませんけど、時間がかかったような気がいたします。子供たちにもそれとなく尋ねてみましたところ、「別に食べにくいことはないよ」というような話もいただきました。というのは、ちょうど3年生と一緒に食べたんですけど、1年生のときからそういう形で給食を食べているということは、慣れといいますが、そういったことが影響しておるんだろうという思いはいたしますけど、これから子供たちの状況、学校の考え方、あるいはまた施設の改善とか、施設の整備とか、いろいろな問題がございますから、そういうものを勘案しながらどういう形で食育を推進していく上で、ベストな選択であるかということは、時間をかけてというわけじゃございませんけど、状況を判断をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩いたします。2時10分から再開いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたしますが、ほとんどこちらから言い放しになるような質問になるかも知れませんが、御答弁をいただいたことに対して、ちょっと何点か、希望もございますからお話をしておきたいと思います。

一つは耐震化の方針ですが、体育館の方向はこの前示されまして、今度屋根を変えるということで大工事、普通の体育館の補強よりは大工事になると、多分そうすると床まで張りかえるようになるんだろうと思いますけど。今回はかさ上げという方向もありますから、改築も含めまして、体育館というものの性格上、筋交えが入って補強されてもそれほど見苦しいと言ったらおかしいが、圧迫感のある状況ではないと思いますし、約3メートルですか、かさ上げされること自身はいいことですから、今回体育館については了解できるかなと思いますけど、特に普通教室棟です。先ほどの話では平生中学校の普通教室は全部耐震補強になるという感じのようです。

先ほど申しましたように、光警察署の窓から見られたらわかるとおり、H鋼がばっしりとペケ印に入ります。これは一番初めに見たのは県立の防府高校の耐震改修の工事を見ましてびっくりしました。これは何が起きておるんだろうかと。ところが、あそこは防衛庁の基地がある関係でいろんなことができて、制度を有利に使われたのかなという気がしておりましたが、今度平生中学校はあの校舎全部ペケ印を窓に入れて、鉄骨で、遠くから見たら監獄でもあるんじゃないかなと思うような建物になってくる可能性があります。そういった点では、ぜひ最低でも普通教室棟は私は改築をしていく必要があるんじゃないかと思います。

財源の問題がございます。先ほどの答弁は国のいろんな財源措置の説明をいただきましたが、この地域でいろんな新たな財源の可能性というのはこれから先あるわけですから、そういったことも含めまして、普通教室棟についてはぜひ改築する方向で、私は考えていただきたいという希望を持っておりますが、これは付け加えて希望を述べておきたいと思います。

よそを見ましても、窓に全部筋交いが、鉄骨をペケ印に組むというのは、それは圧迫感があります。ぜひよく、そういうところがあったら一遍見ていただきたいと思うんです。

それから、早寝早起き朝ごはんの取り組みについてですが、これは学校現場はいろんな努力をされてるはよくわかりましたし、とにかく今要るのは我慢をする力をつけることだと思います。最後には、だれでもよかったといってナイフを振り回すような社会ですから、どうかしてやっぱり小さいときから我慢をする、身につける、こういったことを身につけていく教育を長期間にわたって続けることが、社会の健全な状態を取り戻すのに役立つのではないかと思います。教育現

場に対して議会からいろいろ、個人の意見とはいえ、いろいろ言うことはあんまりいいことじゃないと、一つの提案として受けとめていただきたいと思います。

それから、米飯給食の御飯茶わんのことですが、選択肢が先ほどいろいろなところがありますよと申しましたように、いろんな機会に取り入れていく、例えば給食設備の更新だとか、食洗機ですね、いろんなチャンスがあると思いますから、先ほど大変細かい計算をされまして、約1割が平皿というふうな、今食事の傾向として朝パンを食べる家庭が大変増えてきておると思うんです。米飯は3.5というのは、大変私はいいい状況だと思いますが、朝もパン、昼もパンでは、そういった点ではやっぱり御飯茶わんを持って食べると、こういうのはやっぱり家庭も大事ですし、学校でも大事だと思いますので、さらなる努力をしていただきたいと思います。

質問は次にいきます。

住宅用の火災報知機の設置についてです。先月2月号の平生町の広報に「住宅用火災警報器を設置しましょう」ということで出しておる。ちょうど3月の初めは春期全国火災予防運動もございました。そういうことでこの特集を組まれたと思いますが、住宅用の火災報知機は条例で、これは柳井広域消防の火災予防条例に、平成17年に新築の家は18年6月1日から義務化される。それから、既存の家は平成23年6月1日までに設置してくださいということが条例で決められております。

それでいろいろとちょっと調べてみました。現在の火災報知機の設置状況ですが、柳井広域消防の話によりますと、平生町では大野地域で、消防組織と地域でお年寄りの家をいろいろ尋ねていかれて、約10%ぐらいが設置されておったようです。それでこれは新築の家もございましてから、消防のほうでそれぐらいやったら、あとどれぐらいの比率だろうかという換算をする方法があるようでして、平生町においては約25%ではないかという回答を広域消防のほうからいただいております。

それで、住宅用火災報知機が実際にどの程度役に立っておるかという話もお伺いしましたが、柳井市でアパートの方が火事、夜だと思いますが、火災報知機が鳴って、びっくりして窓から飛び降りたと、そういうことがあって助かったというのがあるようです。そのかわり足は折られたようですが、でも命よりはずっといいと思うんです。それから、これは昼間だと思うんですが、大畠地区のほうで台所で煮物をしていて外に出たと、中で火事が起きて火災報知機が鳴ったと、それで早目にわかったという事例が今2件ぐらい報告をされておるという話をお伺いしました。

ところが、ひとり暮らしの家庭がこれからどんどん増えてくる。それと議長、ちょっと済みませんが、質問を続ける上でちょっと音を出させていただきたいんですが。

議長（田中 稔君） はい。許可します。

議員（11番 平岡 正一君） これ火災報知機ですね（火災報知機の音）これぐらいの音なん

です。私も家でやってみました。家の中におれば聞こえますけど、外じゃ聞こえんのです。外をずっと出て歩いてみましたが、そうするとひとり暮らしのお年寄りが火事になったときに、もし逃げ遅れる可能性は、元気なら逃げられますけど、やっぱり足が悪いとか、体が悪いという方は、これは何ぼ鳴っても逃げられないという状況だと思うんです、これくらいの音ですから。これをどうするかという問題はあるにせよ、有効であるのは有効であると思うんです。

ですから、この設置をどのようにこれから先、そして23年の6月1日までにつけなさいという義務化の条例を行政でつくっておるんです。どんな取り組みをされるのかをちょっとお伺いしておきたいと思います。それとひとり暮らしのこういった問題も対応がございますから、お考えを聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 住宅用の火災警報器の設置についての御質問でございますが、御指摘のように新築はもう建築確認のときにやられますから、平成18年の6月1日からスタートしておりますが、既存の住宅の場合は御指摘のように平成23年6月1日までという設置期限と今いたしております。

今いろんな広報等を通じながら、町としても今対応を進めておりますし、また今紹介もありましたように消防署と地区の女性防火クラブと一緒に、大野地区あたりは回って、お年寄りのところを、そして巡回指導をされておると。大変こういう取り組みというのは、本当にいいことなんで、消防署もぜひ広げていきたいというような意向は持っておるようでございますけれども、こうした地域での取り組みも大事でありますし、これから消防団の方々との連携というものも大事になってくると思います。

特に、御指摘がありましたように、ひとり暮らしとか、高齢者、障害者、こういった、いわゆる災害のときの要するに要援護者といいますが、そのマニュアルを今つくって、プランを策定をしていくということにしておりますけれども、火災の場合も含めてそういうやっぱり計画の中に位置づけをしていかなきゃいけないだろうと思っております。

同時に、こういった警報器の設置について、特に今申し上げましたような方々に対して、町として助成ができないかということ、今検討を指示させていただいておるところであります。できるだけ早く方向性を導き出していきたいというふうに思っております。できれば、ただ単にということではなしに、助成というのではなしに、地域の、今申し上げましたように消防団の皆さんとも連携をしながら、その地域での防災力を高めていけるように、そういう活用の仕方が考えられないかということで、いろいろちょっと知恵を出すように、そういった方向で今検討を指示しておるところであります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（１１番 平岡 正一君） １００点満点の答弁をいただきましてありがとうございました。

ぜひ条例で義務化をしておりますから、そういったことを念頭において取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

.....
議長（田中 稔君） 次に、藤村政嗣議員。

議員（１２番 藤村 政嗣君） それでは、あらかじめ通告をしております、次のことについてお尋ねいたします。

初めに第１点は、第四次の平生町総合計画の取り組みについてでございます。このことにつきましては、新年度予算にも計上しておりますように、目的としては使わなくてはならないと、もう地方自治法の２条の４項にあるわけでございますけれども、平成１３年につくりまして、２２年までが第三次の総合計画ということでございます。第四次が今からつくらなければいけないわけでございますが、第１点としましては、総合計画の策定スケジュールはどうであろうかということが第１点。

それから、第２点は、第三次の総合計画の人口目標の達成度、目標をそれぞれ設定をしておりますけれども、これがどういう経緯であるのか、その検証はどうなっておるのかということでございます。

それから、第３点は、三次の計画における少子化・定住対策の取り組みについてどのように検証されておるのかということ、まずこの３点をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第四次平生町総合計画の取り組みに関連して３点御質問をいただきました。

まず、第１点目の第四次平生町総合計画案の策定スケジュールについてということでございます。今議員御指摘のように地方自治法で義務づけられておまして、基本構想と、それから基本計画、あわせて総合計画ということになるわけでございますけれども、けさも申し上げましたように、第三次の総合計画が２２年度に満期を迎えるということになりまして、２３年度からスタートする。

したがって、今年度から今年度、来年度と２カ年で準備に入っていこうと、こういってこの２月に第四次の総合計画策定に着手をするという意味で、策定委員会の庁内の課長クラスで構成をする策定委員会、それから班長クラスによる補助員で、あわせてこの策定の体制をまず庁内で設置をさせていただいたということでございます。

第三次のときは、議員も御承知のとおり、いろいろ経緯の中で、この策定をいただいたということで思い入れもあろうかと思いますが、これから第四次の総合計画に向けての、この第三次計画の課題等についても、進捗状況、達成度等々、いろんな課題のこれからの洗い出しと、こういうものを今から進めていながら、これから今年の10月ぐらいには住民のアンケート調査を、まず実施をしていきたい。そして年が明けまして、基本構想のたたき台といいますが、原案を策定をいたしまして、その後審議会において、いろいろ協議をいただくと、審議会に諮問をしていくと。また、当然町内各会場におきましてまちづくり懇談会等も開催をしていくことになると思いますし、できれば来年の10月ぐらいには、その審議会答申をいただいて、暮れの12月の議会に基本構想が上程できるように、段取りとして、これから進めていきたいというふうにご考慮しておるところであります。

それから、第三次総合計画の人口目標でございます。人口目標につきましては、第三次を策定をするときに、平成22年においては想定が1万4,338人と、当時平成22年の想定が1万4,338人ということで予測をいたしておりました。したがって、それにプラス政策努力目標、政策努力を加味して第三次における目標を1万5,000人ということで設定をさせていただいたわけでございます。しかし、これは日本社会全体でありますけれども、人口減少の時代に入っておりまして、特に平生町の場合も予測を上回るペースで人口の減少が進んできております。

県の人口移動統計調査で、ちょうど今この21年の2月1日で1万3,783人と、こういう状況に今なってきております。世帯数だけは、ずっと大体5,100から200の間をいったり来たり、ずっと世帯数はほとんど移動がないんでありますが、人口につきましては、そういう状況に今なっております。なかなか定住人口についての目標達成、なかなか困難な状況に今日あると。残りが2年間ということではありますが、そういう状況にあらうかと思っております。

それから、第三次総合計画における少子化・定住対策。少子化対策等につきましては、町全体でいろいろ今日まで子育て支援、あるいは仕事と子育ての両立支援等々対応させていただいておりますし、次世代支援のこれから計画も新たにまた策定をするということもきょう申し上げましたけれども、特に本町におきましては、佐賀地区において人口減少が著しいというようなこともありまして、平成15年から16年にかけて、佐賀地区の若者定住促進住宅10戸建設をさせていただいたところでございます。今この定住促進住宅10戸で37名、今人口いらっしゃいます。そのうち子供が17人ございまして、平成20年度で佐賀小学校、この住宅におられる方で佐賀小学校に在校生が6名、それから21年度から10名に増えます。こういうことで一定の成果を、今生み出してきておるといふふうにとらえております。

こういうふうにとらえて定住対策の取り組みも進めさせていただいておりますが、こういった人口の定住対策とあわせて、これから、いわゆる交流人口についても、これからぜひ増やしていけるよう

に取り組んでいきたいというふうに思っております。

ちなみに特産品センターの入客数でございますが、これは平成11年、できたときが8万3,564人、これが今平成19年で13万7,710人、6割強ぐらい入客数が増えてきておるということでございました。こういった交流人口も、これから今度の観光も含めて、一つの今度の観光客も増やしていけるように、そういった交流人口の増にも努めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは2回目の質問を行います。

平成20年の9月定例会で河藤議員の質問に対しまして、計画倒れにならないように第三次の総合計画審議会を中心に、まちづくり協議会を設置し、事業の実施状況を日ごろからチェックするというように答弁されておられますが、この効果といいますか、検証といいますか、まちづくり協議会の効果はどういうものであるかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まちづくり協議会につきましては、第三次総合計画を策定をするときに、審議会のメンバー、審議会の委員さんを母体としまして、第三次の計画を策定に協力をいただいたと、答申をいただいたという経緯もございまして、計画をつくって、はい、終わりということではなしに、産んだ子をしっかり育てて、見守っていく、育てていくと、こういう観点から引き続いてまちづくり協議会という形で、当時の策定審議会のメンバーの方を中心に、この協議会を毎年、まちづくり協議会として開催をしてまいりました。

年々町のいろんな施策、主だった取り組み等々報告をしながら、第三次総合計画の趣旨にのって事業展開ができるようにということで、いろいろ途中で皆さんの提言や、あるいは意見をいただきながら、町の政策に反映をしていくようにということで、今日まで、特にとりたててこれをということではありませんけれども、毎年きちっと町の事業計画等についても報告をしながら、また折々の御意見等もいただきながらやってまいりました。

したがって、これも今年の今からまちづくり協議会、当然この新年度に入りましたら協議会を開催をいたしまして、いろいろアンケート等について今から実施をしますが、その中身等についても協議をしながら、この生かしていきたいというふうに考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） ただいままちづくり協議会につきましては御説明をいただきましたが、この審議会の名簿を見ますと、かなり減っておるわけです。10年近くたつと、かなり4人も5人もお隠れになっておるというような状況でございますけれども、この委員の選定につきましては、公募委員というのを前回やっておりますけれども、こういう考え方は今後もあるわ

けてございますか。

それと、今のまちづくり協議会の生んだメンバーをとということでございますけれども、かなり人数が減っておるということでございます。委員の公募をするのかどうか、もう一点お尋ねをしておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 当然審議会のメンバー等の任命につきましても、やっぱりそれぞれの時代に対応してしっかりやっていけるように、その辺の人選についてもしっかりやっていきたいと思ひますし、公募についても当然考えていきたいというふうを考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政副君） それでは次にまいります。

教育の支援についてでございますが、まず第1点は、実施されている支援策。それから、この支援策に対して、今後の基本的な考え方、こういうものをお尋ねしておきたいと思ひます。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問でございます。教育の支援について、1点目が実施されている施策は、2点目として、今後これらの施策に対する基本的な考え方ということで、2点いただきました。

教育委員会、学校教育におきましては、総務課中心でいろいろこういった支援策を展開しておるところでございますが、20年度、またこの21年度につきましても、課としての目標を重点事項に、保護者の経済的支援という項目を掲げて取り組んでいるさなかでございます。その支援の根拠となりますけど、学校教育法に経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、町は必要な援助を与えなければならないと、こういう規定がございます。

そこで本町における経済的負担の軽減の事業といたしましては、まず就学援助費、これは要保護世帯、準要保護世帯でございますけど、学用品、給食費、修学旅行の費用、宿泊訓練費などの費用の一部助成が就学援助費としてございます。

次に、児童生徒の医療費、これについても要保護世帯、準要保護世帯が対象でございますけど、学校検診で指摘された病気等が対象となってまいります。自己負担分を補助するという形でございます。

次に、特別支援教育でございますが、特別支援学級に在籍する児童の保護者の経済的負担の軽減でございます。これについては所得要件はございません。学用品、修学旅行、校外活動費などの一部を助成をするという制度でございます。

それから、次に遠距離の通学費でございます。小学生は片道2キロ、中学生は片道6キロ以上が対象ということになっておりまして、バスでの通学、あるいは自転車での通学に対する助成で

ございます。通学用のヘルメットの購入費、これは中学生に限られてまいりますけど、片道2キロ以上で自転車通学の許可を得た生徒については、新1年生でございますけど、1人当たり1,400円の助成ということになっております。

それから、幼稚園の関係でも1点ございます。幼稚園就園援助費でございます。これは私立幼稚園、当然町内にはございません。町外に私立幼稚園ございますけど、ここに在園している園児の保護者へ補助をするという制度でございまして、内容的には住民税、所得割の階層を設けまして、補助額を助成しておるところでございます。

以上が、学校教育等における支援策というところでございます。

今後、これらの施策に対する基本的な考え方でございますけど、どうしても昨年の秋以来の自動車産業などを初めといたしました生産調整によって、派遣労働者や正社員までもが解雇されるというような、大変厳しい経済不況の中におるわけでございます。所得要件のあります就学援助費につきましては、今年度については受給世帯が前年度、19年度に比べて3世帯増えておるという状況でございます。これについては、通常の増減の範囲内ではなかろうかなというふうに考えております。当然、所得の把握が前年度の所得が対象という形で判断をしておりますから、21年度につきましては、こういった、先ほど町内では、確かにそういった事例はないということが紹介されましたけど、21年度については経済不況の影響が出てくる可能性はあるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、保護者の経済的支援をしていくという基本的な考え方の中でございますから、21年度におきましても重点事項として引き続き実施していくこととなりますし、また町民の方々からの申請状況等の推移も見守っていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 今、るるメニューにつきまして御説明いただきましたが、この教育援助につきましては、一般会計の要素が非常に高いわけございまして、先ほどもありましたように、経済不況の中であれば増える可能性が多いということが予測されるわけでございます。ぜひともこの事業につきましては、基本的な考え方としまして継続していただきたいというふうに申し上げまして質問を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） これより行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 予算の総合的な問題で質問しようかと思いましたが、行政報告の中に町長がその趣旨を説明されましたのでちょっと質問したいと思います。

ここ最近、柳井の市長選挙、下関の選挙と、テレビで見えておりますと大体新しく出てこられた方、政治を皆さんの手にとりか漠然とした課題で答えておられます。これはまあ、新人じゃったらそれはしょうがないかなと思いますが、今度町長かなりやっておりますと、もとの基本的な思いを具体的な面で忘れてしまっただけではないという問題があります。

そういった基本的な問題で質問したいのですが、まず実践テーマで掲げられております町民との協働によるまちづくりとか安全安心なまちづくりとかきょう、るる説明がありまして、こういったことができてます、こういったことができてますと言われてましたが、町長が当初掲げられた安心安全なまちづくり、町民との協働というのはこういったものであったのかどうか、これを踏まえて総合計画とか町長の思いが職員に全部に伝わってでき上がらないと、だれが、協議会委員が出てきてやろうとそれは作文に過ぎないと思うわけなんです。

その思いで、町長は今までこの実践を打ってきたことと、自分が当初に思った町民との協働のまちづくりというもののギャップというか、そういったものがあるのかどうなのか。もともとこんなものでしたよというのであればもう質問のあれはありませんけど、私いろいろとテレビで掲げられておるような住民参加型の、地域もいろいろありますそういったものにせいとか何とか言うんでありませんけど、もともと町長はこのこういったものに僕はマッチした考え方だと思うんですよ。イメージ的にもですね、協働でやるというイメージ的にも。

それが、本当に自分の思ったとおりになっておるのかどうか、なっていないんだから今からそれは入れていかなきゃいけないもんですね。ややもすると、町民との協働のまちづくりというのは丸投げになるんですよ。そうであってははいけませんよ。

住民が率先して町をおこす、安心安全でも、例えば総務課のあれも組織率100%を目指したとか、これはこれで構わんと思うんです。ただ、これからの、今年はこれで100%でもいいですけど次の年は、例えばもし何か起こったときに、足が悪い人がおるそれをどう助けていくかとか、それは個人情報の問題にもかかわりますし、だれがそれを鈴つけに行くのか、だれがそういったメンバー助けていくのかとかというのは町側サイドでふらんと、住民サイドにふらんと、住民のほうから組織はつくりましたけど何もしませんよ、何もしませんよじゃないが、普通に考えてやっていだけ、ただ組織率があって実践はしましたよといったものになると思うんですよ。そういったことを踏まえて、今ここまでの反省はどうであったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大きなテーマとして、協働のまちづくり、それから安全安心のまちづくりということで、大きな柱にして我々も今取り組んでおるわけでございますけれども、一体その抱いておる理念と現実はどうかという話でございます。

当然、協働のまちづくりということもいち早く我々も打ち出して取り組んでまいりましたし、

やっぱり行政と地域の住民とがお互いにパートナーシップといいますが、それぞれで結ばれていくということがその一番のベースだというふうに思っておりまして、私はこれは、この協働のまちづくりというのは今から私が一番ベースに据えてやっぱり引き継いでいかなければいけない考え方、とりわけ今地方分権ということがよく言われますが、これからは地域分権だというふうに私は思っております。

コミュニティをどう再生していくのか、地域を再生していくためにどのように我々はこれから地域で、地域の力がしっかり発揮できるように、我々も制度的な問題を含めて見直していかなければいけないし、地域のそういった、いってみれば地域で権限なり財源なり、財源まではいかにいかにしても一定程度の権限を持って地域での活動、できれば校区ぐらいの単位に、公民館単位ぐらいで私は理想としては描いております。

そういったところで、一つの公民館の役割の位置づけも当然ある課題でありますけれども、やはりそういったところをベースにしながらお互いの顔が見える組織、そうした中で地域のこれから高齢化も進んでいくであろう地域福祉、こういったものもしっかり対応していけるような姿を理想としては私は描いておりますから、できるだけそういった形に近づけていけるような姿をこれから取り組んでいきたいと思っておりますし、現実にはなかなか今そうになっておりません。

したがって、地域の力発揮事業というのもやってまいりました。やってまいりましたが、なかなかその、本来私たちがねらった効果というのが、出てる部分もありますしそうでないところもあります。本来行政でやらなきゃいけない分野も入っておったりとか。この辺は、ですから今年は一たん休止をして見直しをします。そして、改めてリニューアルしたやつを来年度考えていきたいというふうに思っております。この1年というか、21年度でしっかり再検討していこうというふうにいたしております。

それから、自主防災組織、安全安心のまちづくりもそうですが自主防災もたしかきょう申し上げましたように、144の自治会のうち100の自治会、自治会の率にして69%というふうに申し上げましたが、自主防災組織をつくただけじゃこれまた意味がないんでありまして、やっぱりこの自主防災の組織がどういう形でそれぞれ地域の特色生かしながら、防災であり防犯でありいろんな活動が展開されているところあり、やれていないところあり、こういうことありますから、この辺もやっぱり一定の課題、あるいはまた去年もやりましたけどもそういう自主防災組織が主体的になって防災訓練をやるというような形を含めて、こういった自主防災組織をつくって今からどうそれを生かして活動させていくのかということがこれからの大きなテーマだというふうに思っております。

そういった安全安心のまちづくりについてもそういう角度から、せっかくこういった組織をこれからさらに充実強化していきたいなというふうには思っております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） なかなかこの場でこういうという、きちっと言うというのはなかなか難しいことはよくわかっておりますし、それが職員の間で町長が考えておることがきちっと職員に伝わる、これが情報の共有化といいます。

この辺が職員に伝わったかどうかというのが、何か我々は課長会議とかそんな出てませんから、ややもすると町長が第三者的に、何かをやることに対して第三者的に見ておられるようなややもすると印象を持ちます。

その意味で、ここできちっとした、今そういう反省も持っておられるのであれば、それを町長の思い、俺はこういうまちづくりするんだということを、課長会議、職員会議でここが違うんだということを徹底的に伝えてほしい。同じこういうまちづくりをしますという文書を書いても、身が入るとるものと単なるこの印刷物とでは違いますから、それは期待して質問します。終わります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。3時から再開いたします。

午後2時52分休憩

.....
午後3時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

次に提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、補正予算、特に地域活性化・生活対策臨時交付金について、これ繰越明許費ということで実質的には次年度の実施事業です。補正予算でこちらのほうで組んでありますので一応、何と云うんですかルールと申しますか、そういうものについてお尋ねをいたしたいと思います。

特に、この6ページの第2表の繰越明許費をぱっと見ますと、主に家電製品といえますかそういう物の購入に充てられていらっしゃる。大方は定額給付金事業ですか、これ4月の中旬ごろに実施予定ということで、まず、1点目にお尋ねしたいのが、これ繰越明許費ですから次年度ということになるんで、いつごろその他のものについては実施予定なのか、計画について少しまず触れさせていただきます。

それと、今も申し上げましたけれどもこういったデジタル家電ですね、テレビとかエアコンとか。これそのものが地域の活性化、また生活対策交付金ということですから、いわゆる何と云うんでしょう、今までみたいに指名願いを出してる業者さんだけじゃなくて、もっと大きな目で見ると必要も若干あるのじゃないかなということで、例えばこういった家電製品なんかでも確かに町内に販売店さんいらっしゃいます。一方で、設備屋さん、電気工事にかかわるそういう設備屋さんも実際には販売をされてるというケースも多々ありますですね。

そうすると、今までみたいに指名願いだけを出してある業者さんを指名するというんでは、果たしてこの交付金そのものの有効性というかどうなのか、この地域の活性化全体を考えてみればもっと広くこの町も対応するべきじゃなからうかということをおもいますので、こういったものの購入の計画ですか、そのことについても触れさせていただきたいと思っております。

それと、先般から地域産業、地場産業の振興ということできょうも若干一般質問の中でお話が出ておりました。そうすると、ここに1点消防団員さんの作業服のことが出ておりますですね。

これ消防団員さんの服がどういう形で決められてるか私も詳細わかりませんが、ただ町内に縫製メーカーさんありますよね。それはいろいろあるんでしょうけれども、そうするとやっぱりそのこともあわせていろいろと考えるとかにやいけんのじゃないか、それがこの地域の活性化交付金、それが一番非常に有効なんじゃないかと思うんですけれども、そういったことを検討されたかどうか。

そういったことも含めて、この非常に大きな9,000万円というものを国から、この是非は別に置いて地域の活性化・生活対策臨時交付金という趣旨そのものを正味に考えれば、私こういうこともやっぱり十分検討されたはずであろうと思っておりますので、その辺の経緯も踏まえてお考えをお尋ねをさせていただければと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大卒私のほうで答弁を申し上げまして、あと総務課長のほうから何点か、数点ありましたのでお答えをさせていただきますが、今回の地域活性化・生活対策臨時交付金、これは今御指摘のようにかなり幅広く地域の活性化につながるという観点からできるだけ、ある意味ではなかなか今まで、のどから手が出そうな各課にとっては対策が打ちたいが、なかなか予

算の制限の中で厳しいというような状況が一方でありながら、その中でこうした今回この事業を活用できるということで、その前にも実は国のもう一つやっぱり交付金の事業がございました。

このときも、十分活用していきたいなというふうに思っておりましたが、なかなかそのときはきちっと腑に落ちるような形で使えませんでしたので、今回はぜひそういう形で活用して、各課にとっても、各課にとってというのはそれぞれの所管をする地域の住民にとって生かしていけるような形にぜひしてほしいということで、私のほうからも特に注文をさせていただきました。いろんなアイデアを出しながら、今回こういう形でリストアップをされたというふうに私も受けとめております。

したがって、これを今からいろいろ発注をしたり実際に購入をしたりする場合に、できるだけそういった影響がいろんな広範囲に及ぶように、地域にとってもそのことが活性化につながるように十分そこら辺は踏まえたこれからのこの交付金の生かし方というものを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

あと、消防の関係の服とか、それぞれ後また答弁をいたします。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） それでは、ただいまの御質問につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、いつごろ実施予定なのかということでございますが、先ほど町長申しましたとおり、これは経済対策、地域活性化対策でございますので、早急に取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それと、家電等のそういった購入の予算も組んでおります。基本的には、先ほど言われたように備品購入なり工事請負、そういった指名願い等の対応ということで今考えて、各課でこれはとりまとめたものをこうして一覧で出しておりますが、その辺につきましても、どうしたら、町長今申しましたとおり、知恵を出して地域のそういった取り組みができるのか、この辺も検討、協議していきたいと、早急にやっていきたいと思っております。

それと、消防団の作業服でございますが、これにつきましては今冬服と夏服とありますが、2つの消防団の作業服がございます。このたび、これをもう4シーズン1本のこの作業服ということで更新をさせていただけたらと思っております。

これは、基本的にはメーカーの基準がございまして、もうこの県下は全域そういった対応をしております。これが、本当に今町内にございます縫製の工場で対応ができるんかどうかというのはちょっと私確認しておりませんが、その辺も確認をして検討してやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 私の思いと町長の思いも一緒だったようですんで、大変幸せな答弁をいただきました。感謝申し上げます。

それで1点ほど、どうも話で、何といいますが、各課から上げてこらっしゃったんだろう、これは所管課ごとに発注ということになるんでしょうか。そうすると、例えばよく予算書を見ると若干テレビなんかでも、形状も違うんでしょうけれども値段が若干違うかというようなところもありますし、それは用途によって違うから規格が違うんでしょう。

ただ、その辺のところがありますんで、これ所管課でされるということが果たしてどうなのかなあとということも私思うもんですから、その辺のことだけちょっとお尋ねをさせていただければと思います。

議長（田中 稔君） 総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、基本的には各課から出てきたものでございますが、もう何回も協議もさせていただいておりますし、その今のテレビ、例えばテレビのことについては、基本的には同じ見積もりの値段で今計画を上げさせていただいておりますというのが内容でございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 濟いません。私の勘違いかも、同じ見積もりの値段ということは、この中ぜんぶ同一の規格で同じ値段で見積もりがなされてると思ったんでいいんでしょうか。

そうすると、11台というやつがあったですね。あれの合計が22万3,000円掛けた分にならないと思うんですけど、体育館と、教育委員会は違うということですか、そうすると、どういう流れになるか、27万分もあれば22万3,000円もあるちゅうことなんですけど、ちょっとよく私わかりませんのでもう1回、そのことだけ御説明お願いします。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） ただいまの、ちょっと説明不足な点がございましたが、型によってその辺でちょっと値段のばらつきがございますが、型によって値段は一緒にしておることによって御理解をいただきたいと思います。

議長（田中 稔君） よろしいですか。

議員（8番 河内山宏充君） いいです、3回目ですので。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 繰越明許の話が出ましたが、ちょっとこれに関連してですが、この中に去年の12月の補正予算で組んだものが3件入ってるんですね、3件。

去年の12月、これはなかなか面倒くさいんですね。去年の12月の特例交付金の名前は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金という名前なんですね。今度の分は、地域活性化・生活対策臨時交付金ですね。

去年の特例交付金が973万7,000円あったんです。そのうち、中学校の耐震の審査に300万円、小学校の耐震の審査に200万円、それと低公害車導入事業費これに425万3,000円、あと端数が48万何ぼかございましてこれはAEDが何かの、48万4,000円端数が出て、これは一般管理費の中に入っているんですよ。去年の12月の補正予算です。

それで、耐震の分はこれは繰り越してもしょうがないと思うんですが、車の購入、去年の12月に補正をして、なぜこんなものは1カ月もかからないんじゃないかと思うんですね。緊急を要すると言いながらまたなぜ繰り越されるのか、ちょっと理解に苦しむんですね。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、6ページにいわゆる1次補正分の12月で御議決いただいたものがございます。今言われたように、低公害車とか救急医療用の機器とか、下の辺にございます平生小学校の耐力度調査、また平生中の耐震2次診断、これが12月補正で御議決いただいて、国の1次補正のこれ取り組みでございます。

この内容につきましては、早急に対応をしているということで、今議員さんのお話のとおりでございますが、まず1点目に、これにつきましては国のほうから指示がございまして、精算交付をするということでございますので、3点、ここで言ったら小学校2つに分けましたら4点のこのセットでないと交付のお金がおおりてこないというのが1点ございます。

それともう1点は、ハイブリッドはお乗りになっておられると思いますが、今特にそういった、予約しても3カ月4カ月かかるということで今対応しております。早急に導入するようにしておりますが、ちょっと時間がかかるということでこういった対応になってきたということで御理解いただけたらと思います。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） わかりました。国もおもしろいですね、セットで全部出さなきゃお金を上げないというような、急ぐものはすぐ急いで、交付金も早く配ろうと言いつたんですが、精算が間に合わん分はこれはこれで、もうそれと発注業務には入っているということで理解して、それからAEDの端数整理ですね端数整理48万4,000円か、これはもう済んでるということですね、そのように理解していいですか。はい。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） 今言われたように、既に取り組みをしておるところでございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 款ごとか何かでやってんだらうと思って待っていたんですがね、全般で今いかれたんですか。普通は歳入歳出全般でぽってやって、それから款ごとぐらいにやられるですよ。いつでも質問。補正は一遍でやってんですか。（発言する者あり）

議長（田中 稔君） 何か。

議員（5番 淵上 正博君） ちょっと質問があるのですがよろしいでしょうかね。

議長（田中 稔君） 休憩します。

午後3時17分休憩

.....
午後3時19分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

次に、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平成20年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号平成20年度平生町熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 6ページの国庫支出金の要介護認定モデル事業費がございますけど、これの内容と効果といいますか、そういったものをお尋ねします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） お答えさせていただきたいと思います。要介護認定モデル事業250万円の補正でございます。

12月補正で、1次判定ソフトのシステム改修事業費を630万円で計上させてもらっておりますけれども、そのときはまだ国の補助のほうが確定しておりませんでした。このたび、補助の上限額500万円の2分の1で250万円の承認をいただきましたので計上いたしまして、財源内訳の変更というふうにさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） モデル事業費とあるものですから、モデル事業なら何かねらいがあつてのことかなと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。1次判定のソフトを変えたというのは、どういった意味でしょうか。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 今、認定審査会のほうの1次判定のシステムについては、これまで18年度に制度が変わりまして、要支援1、要支援2というものが新たにできました。

それで、今要介護1の人を要支援1と要支援2に振り分けるんでございますけれども、これまで要介護1については1次判定システムで判定することができずに、2次の介護認定審査会のほうで要介護1のほうを決めておりました。その辺を、このたび1次判定ソフトで、要介護1について1次判定で判定できるようにこのたびからすると、21年の4月からするということでございます。

議長（田中 稔君） よろしいですか、はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

以上で補正予算につきましての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時27分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

続きまして、平成21年度予算の質疑を行います。一般会計につきましては、全般と歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては、会計ごとに質疑を行います。

まず、議案第10号平成21年度平生町一般会計予算について質疑を行います。一般会計予算全般についての質疑はありませんか。河内山議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、予算全般といいますが、ということでお尋ねをいたします。

先ほども、行政報告の中で吉國議員さんから、ちょっとダブるかもしれないんですけども、要は協働のまちづくりというふうに言われますけれども、やはり行政が先か住民が先かどっちが偉いかというんじゃなくて、同じ目線で考えるということが協働のまちづくりの第一歩ということに。

しかしながら、それぞれが相手の立場になって考えるということはちょっとやはりなかなか難しい、その辺のところは私も人のコミュニケーションをとるに当たって非常に注意しているところなんですけれども、長の言葉が、結局吉國議員さんも伝えるというところを焦点当てられて言われましたけれども、伝えるということができてないんじゃないか。つまり、伝えて信頼を受けるといえることですね。そういうことができてないんじゃないかということでお尋ねをいたします。

さきの産業文教常任委員会で、一般廃棄物の基本計画書の策定について議論がございました。そのことが、平成21年の予算に反映されてるのかどうなのか、そのことをまずお尋ねをいたします。

私どもが調べてみますと、これは平成7年3月に策定されて以来ずっとそのまま、計画の最終、その1次基本計画の策定書は最終年度が平成20年ということになっておりました。

あのときに、総務 済いません。総務厚生、ごめんなさい。もとい。産業文教もとい。勘違

いしておりました。ちょっと舞い上がってしまって、大変失礼。総務厚生常任委員会で一般廃棄物処理場、し尿請負の手数料のところではたしかそういうお話があったかと思いますが、まず、これに対する取り組みどうなのか。と申しますのも、結局そういうことをちゃんとやらないと、どんなに協働と言われてもそれは話は進まんのかなんかと思ってしまうんですね。先に与えるべきじゃないかと。公務員さんというのは、そういう立場の方々じゃないのか、平成7年からそのままにずっとなってますですね。

それと、いろいろと調べていってみますと、この予算の中で漁村の振興なんかいろいろと予算組みされておられますけれども、たしか佐賀には漁港の管理条例というのがあって、漁港の運営維持を毎年度公示するようになってるはずなんですけれども、そういった手続もされてるのかどうなのか。計画を毎年出されるようになってると思うんですね。そういったことをちゃんとやってらっしゃるのかどうなのか、21年度の予算にあわせて基本的なことをお尋ね、2点ほどお尋ねをいたします。

議長（田中 稔君） 木谷町民課長。

町民課長（木谷 巖君） 今河内山議員さんのほうから質問がありました一般廃棄物の収集運搬の処理計画ですが、これは平成7年度に計画を立てて、見込みじゃないけど最終は平成20年度ということで、この21年度から21年度に見直しということで計画といいますか立てる予定ですけど、予算的には基本的なものでありますので、21年度の予算の中には予算要求はしておりません。

議長（田中 稔君） よろしいですか。安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 漁港の管理条例に基づく手続等につきましては、処理はいたしております。

議長（田中 稔君） 河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それぞれわかりました。ただ、1点不思議に思うのが、今町民課長さんはそういう基本計画をやるのに予算組みはないと。そうすると、いろんな基本計画、福祉計画にしる地域何とか計画にしる、そういう形のやり方もあり得るといふふうに私理解したんですけど、それとは違いますからいいですけど、きょうも朝のニュースで、朝だったかきのうだったか、全日空がミスを不問にするというニュースをやってました。御存じでしょうか。

やっぱり、ちゃんとしたことはちゃんと報告というか自分で、こう何と言うんですか、自分で学ぶというんですかね、教育長さんなんかよくわかる、みずから課題を課してみずから研究して対処していくということ、学校の子供たちもそういうふうやってるんですから、やっぱりみずからメインテーマを持って与えられていくことを節に望みまして終わります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑ございませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一つ、予算全体といいますか細かいことかもしれませんが、県事業の負担金ですね。大阪の知事が国の直轄事業の都道府県負担分を、奴隷制度だという過激な言葉まで使ってやっておられますが、都道府県は確かに国の事業の負担をしているかもしれませんが、市町村は県事業の負担をしておるんですかね。このところは一つもまだ出てきてないんですけど、昔平生町にも町道の舗装や改良したら地元負担金というのが一時10%というのがありましてね条例が、とってたんですよ。

記憶にない方が多いかもしれませんが、そういう条例があって地元負担金、それはまあ確かに今度の、国も言いますようにそこで事業をやればその受益があるじゃないかと、何ばか出さないよと。それはそれで考え方はいいんですけどね。

そこが余りこぼれて議論が進んでるから、それはそれで私も引き算をして聞いておるんですけど、その平生町のそれはなくなりました。今やっと、地元負担金とってないと思うんですよ。

それで、そうすると県の負担金についても、若干これは議論としては起きてもいいんじゃないかと。知事さんがあれだけ言われておるわけですから。機会がありましたら、ちょっとそういう声を上げることは町長ちょっとお考えを聞いておきたいと思うんですが。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 県事業に対する負担金ということで、一応この場合はルールといいますか、に基づいてやっておりますし、ただ恐らくいろんな事業をやる場合に県といろいろ相談しながら、ぜひこの事業をやってほしいと。

直轄事業負担金の場合は、そういうあれは余りないんですよ。こっちが頼みもせんにやりやがってというような感情が多少あってそういう状況になっとるんだらうと思いますが、県の場合も事業を何とか消化せんにゃいけん。予算せつかくとってきたから、これ何とか協力してくれというようなケースも中にはありますんで、その辺についてはやっぱり我々として、もっと主体的にかかわって行って、これはやっぱりぜひやってほしいと。

それについちゃ、地元負担金もだからありますよと。ただ、この場合は少しそういう性格じゃないから少し考えられないかというようなことができれば、それはこれからそういうことも話をしていくケースがあると思いますが、ただ基本的には今そういった一つのルールに基づいて事業が実施をされておるといふふうを受けとめておまして、少し一般論というか雑談の中で少しその辺もこれから機会を見て、話す機会があればというふうに思っております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 歳入について、個人の町民税ですけど、苦しくて下がるとい
うことなんですが、この根拠の中で給与所得は98.2%下がっているんですけど、営業所得が
120.3%、農業所得が138.3%と、これ積算根拠の中に上がってきてますが、これはどう、
このとおりになり得るということですか。

議長（田中 稔君） 洲山税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

給与収入につきましては、先ほど言われましたように山口県統計調査表、これを参考にして
1.5%減少ということで予測をしております。農業所得、営業所得等につきましては、平成
19年度の数値を採用しております。

以上です。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） ということは、この不景気の中でこのとおりにならんということ、
可能性が強いですね。

議長（田中 稔君） 洲山税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（洲山 和久君） 一応、予算計上するとき、関係主査、班長ともい
ろいろ推計しながらやっていったところでございますが、これに近いような数字にということで
予算計上しております。

議長（田中 稔君） いいですか。

議員（9番 吉國 茂君） はい。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、歳出について質疑を行います。

議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） それでは、総務費についてちょっと。41ページの労働災害保険、
負担金の中で労働災害保険が5割くらいアップしておると。これはどういうあれになっているん
でしょうか。

それから、42ページで修繕料がやっぱり3割くらい上がっているんですね。17万円か、
場所が特定されて出しているのかどこのか。

それから、ちょっとわかりづらいんですけどね、委託料の中で人事給与システム保守管理、これが平成20年で、平成19年は44万1,000円あって20年は16万8,000円、今回31万5,000円と変動、何かこれは、今回これが増えるというあれはどういうことなんでしょうか。

それから、43ページ、住民情報システム、借上料ですよ。これが、今回23万8,000円アップしてます。どこがどう変わってこうなるのか。これは19年度のときは964万2,000円計上してきて、20年で68万4,000円上がって1,032万6,000円になっとるんですよ。それで、今回また上がって、約2年間で100万円上がってきておるんですけど、今後の見通しとかこれはどうなんかということ。

それから、財務会計システムですけど、平成20年度当初予算で64万6,000円を減額修正して56万5,000円を出してこられて、今回は減額させた去年よりも上回って75万4,000円アップして出しております。この辺もちょっとお聞きしたいのと、それからその下の負担金の中で、電子申請システム運営協議会負担金がアップしております。この辺も、ちょっと聞かせていただきたい。

それで、便利になったとか効率化したとかいうんだったらまだあれなんですけど、直接住民に利益が出てないようなことでばんばんばんばん上がっていくというのは、いささか歯どめかけんとどうなんだろうという思いがしております。

それから、51ページですけど、戸籍台帳の借上料の窓口複写機のアップの理由。

以上ですね。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） 41ページの負担金補助及び交付金の労働災害保険の内容だと思えます。

基本的に内容から言いますと、臨時雇用のそういった方々に対しての労働雇用の保険、災害の保険でございます。また、この中にはいわゆる雇用保険もこの中に含まさせていただいております。雇用保険につきましては、いろいろな所定の要件がございますが、勤務時間とか勤務日数そういったもので今後追加、そういったことに対応しなさいということもございますので、この辺も加味してアップをさせていただいております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 角田企画課長。

企画課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思えます。

まず、42ページの情報通信費の需用費の中の修繕料でございます。これにつきましては、この中で総額では52万2,000円となっております、庁内LANの関係、住民情報システム

の関係については例年並みの緊急時の対応用として組んでおりますが、今年度増えましたのは地域イントラのネットワークの関係で、電柱の移転の予定がございますので、そちらのほうを計上させていただきます。

それと、同じく42ページの委託料の中の人事給与システムの保守管理でございますが、これにつきましては、金額的には31万5,000円でございます。平成20年度にシステムを入れかえまして、昨年度は6カ月間無償期間ございました。今年度は、丸々21年度につきましては保守管理が必要になりますので、1年分組みまして31万5,000円という金額になっております。

それと、43ページの住民情報システムのリース料でございます。1,056万4,000円でございます。これにつきましては、電算室のサーバーの管理等それぞれ各課の端末等の保守管理を入れておりますが、21年度予定しておりますものは税務課が2班体制になりますことや、徴収対策室の事務効率を考慮して端末を1台加えますことと、町民課の印鑑登録の端末でございますが、障害時等の危機管理対応のために、さらに予備の印鑑登録端末機を追加することを予定しております増加ということでございます。

次に、同じく43ページの財務会計システムでございますが、75万4,000円でございます。財務会計システムにつきましては、これも先ほどの人事給与と同じように平成20年度にシステムを入れかえまして、20年度は見込みで予算組みをしておりますが、結果として入札減等ございまして金額が減少いたしました。入札後の金額で12カ月分で年間予算を組みまして、75万4,000円ということになっております。

それともう1点、同じく43ページの電子申請システム運営協議会の負担金でございます。これにつきましては、平成18年の3月から運用されておりますシステムで、このシステムは県のシステムに県内の20市町が乗っかっている状況で運用を図ってまいりましたが、21年度に県のほうがシステムを入れかえることになりました。

従来の県の自己導入から、ASPと申しましてアプリケーションサービスプロバイダーといたしますが、民間の持っているシステムを利用してインターネットに接続された環境で、それぞれASPの事業者から提供されるソフト等を利用するシステムであります。そちらに県が移行するために、県のシステムを利用しておりました20の市町のシステムが継続して運用できないことになりました。

その結果、新たな電子申請のシステムを運用する必要がありますので、県内の20市町がそれぞれ単独でやるのか、県と同じようにアプリケーションサービスで県と一緒にやるのか、それとも市町共同でやるのか、その3つの選択肢の中で平生町といたしましては、最も経費費用の負担が低いものを選択することになりまして、宇部市を代表とする11の市と町で構成する新たな電

子申請運営協議会をつくりまして、そちらのほうで共同運営をする予定にしております、そのための初期導入経費の負担金や初年度の運営費用の合計が41万7,000円ということになっております。

以上です。

議長（田中 稔君） 木谷町民課長。

町民課長（木谷 巖君） それでは、51ページの戸籍住民基本台帳費の中の借上料、窓口事務複写電送機の件ですが、これは現在町民課と佐賀出張所との間でファクスによります戸籍等の送信を行っております。

この機器がもう既に、導入以来年数を経過しております再リースできておりましたが、昨年の12月でもう部品のほうの供給ができないということで、この21年度に機種を新たに導入する予定で、出張所のほうは本庁に比べれば新しいんですが、本庁のほうは機種が新しくなりますと、受けるほう側の字体が現在のままでは正確な受信ができないということで、本庁とそれから佐賀出張所のほうも機器を更新したいと思いますので、今回20年度に比べれば今の借上料が大きく変わってきております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） それなりの理由はあるんだろうと思いますが、毎回毎回こう、毎年毎年ちょっといじるたびに金が増えていくという、何かもったいない、こういったものもったいない気もしますんで、もうあらかじめこういうふうになるというのはわかっておる場合は一緒にもう決めて、毎年毎年やっていったら高くつく場合とかいろいろと研究していただきたいと思うんですよ。その辺は、専門家でないとはわかんともありますんで、研究をしていただきたいと思います。

それから、佐賀出張所との窓口業務、新しくただけで3倍、20万2,000円だったのが68万円になっているということですよ。これはまあ、町長前もちょっと印刷機とかのときも言いましたけど、総務なら総務でそういったもののリースの研究をさせてそこでリースさすと。一元化でから、たたき上げてやるというようなシステムをちょっと構築していただきたいと。

どっかにそういう部署をつくって、もう各ばらばらでこうやりよると、何ぼでも高くつきますんでそういった研究部門を設けて、入札とかそういったリースとかそういったものに対する研究部門をつくって、ぜひつくっていただきたい。これ要望で結構ですんで、よろしく願います。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 所管で申しわけないんですけど、そっちのほうでもより詳しくやろうと思うもので、先にお尋ねをいたします。

総務費の一般管理費の中で、簡易局の事務、郵政会社から83万8,000円ですか、出が

472万4,000円ですか、これ2局と書いてある。この説明をちょっとしていただけないですか。と申しますのが、これだけもらってこれだけ足して出すならまだしも、これどうなっているんですか。また所管でもやりますんで、そのことだけ1点先に教えていただければ、勉強して議論できると思いますんでよろしくをお願いします。

議長（田中 稔君） 吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） ただいまの39ページの報酬の、簡易郵便局の事務取扱員2局という内容でございます。この簡易郵便局につきましては、大野と尾国の2局でございます。郵便局の嘱託員に報酬を支払っているということでお願いをしております。

簡易郵便局の事務取扱員の報酬枠につきましては、今の郵便局株式会社このほうで昨年単価アップがございました。基本的には、3割アップということでございますが、平成20年度、昨年につきましては単価が8,800円（91ページに訂正発言あり）これを9,800円に、約1割アップをさせていただいております。

この確定額の根拠となるこの株式会社郵便局の単価についても、今後流動的であるということとこういった対応をさせていただいておるとというのが内容でございますが、雑入で、歳入のほうでこの手数料につきましては約830万円ぐらいの歳入でございます。

歳入があるからというわけではございませんが、今後こういった取り扱いの単価アップもございますし、どんどん全国で減っているというような状況の中でお願いをしておるような内容でございます。ぜひともこの報酬でお願いをさせていただきたいというのが内容でございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

休憩に入ります。それでは、4時10分から再開します。

午後3時57分休憩

.....
午後4時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

ここで、吉賀総務課長から発言の訂正の申し出がありますのでこれを許します。吉賀総務課長。総務課長（吉賀 康宏君） 先ほど説明を申し上げました簡易郵便局の取扱員の報酬につきまして、金額の訂正をさせていただきます。平成20年度につきまして8,800円と申しましたが、8,400円の誤りでございます。8,400円が本当でございます。訂正しておわびを申し上げます。

議長（田中 稔君） それでは次に移ります。

次に、民生費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 62ページの委託料、相談支援機能強化事業、委託先と内容をお願いいたします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 62ページの相談支援機能強化事業の委託先と内容でございますが、町内の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されますように、知的障害者につきましては城南学園のほうに、それから精神障害者に対しては柳井の恵愛会のほうに、それから身体障害者は岩国市の緑風園のほうに委託をしております。

金額内容につきましては、城南学園のほうに90万3,000円、柳井の恵愛会のほうに82万9,000円、それから緑風園のほうに4万8,000円ほど委託をしております。

以上でございます。 今から委託をするものでございます。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） これはどれくらいの、もちろんその今までの過去の人数に対しての予算組みだと思うんですけど、ちょっと、過去どれくらいの人数の方の相談業務をされたか、おわかりになられればお願いいたします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 相談内容でございますけれども、城南学園のほうには全体でわからないんですけども、全体で19年度は72人の延べ586回、それから柳井の恵愛会の病院のほうでございますけれども、全体で107人で延べ4,530回の相談があったというふうに伺っております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 96ページ、都市計画費ですが、昨年9月に街路事業の植栽の質問をいたしまして、将来的に積極的な対応をする御答弁をいただきましたが、この中見たところそれらしきものがないんですがどのようにされるんでしょうか。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 濟いません。道路維持費のあっちのほうで組ませていただいております。濟いません。92ページの委託料の町道草刈り剪定、このほうで予算計上いたしております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。

議員（11番 平岡 正一君） はい。

議長（田中 稔君） そのほか質疑はございませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 濟いません。先ほど、平岡議員さんの質問にひょっとしてあったかもしれません、ダブってたら途中でとめてください。

火災警報器の設置なんですけれども、これいろいろと聞いてみますと熱によるものと煙に反応するものと機種も、それとつける位置によっても、壁づけと天井づけはたしか兼用できるのもあるし兼用できないのもある。そうすると4パターンあるということを私思ったんですけど、町営住宅に取りつけられる際に、それぞれ希望される場所、入ってらっしゃる方と相談されてそういうふうになるのか、それとも一律にこうされるのか。

生活環境というのがそれぞれ違いますから、なかなか難しいとは思いますが、そうすると値段にも反映してくるということでなかなか、これじゃなきゃいけんよということが多分難しいケースが出てくると思うんですが、その対応というのはどのように。私が勝手に思うだけなんかもしれませんが、どのようにお考えになってらっしゃるかお尋ねをしておきます。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 町営住宅の火災警報器につきましては、機種は町のほうで選定をいたして設置をするようにいたしております。主に、天井型でございます。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。

議員（8番 河内山宏充君） はい。

議長（田中 稔君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありますか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 1点だけお尋ねします。遠距離通学費についてなんですけれども、これ昭和32年の文部科学省次官通達を超えた補助をしていただくことには大変敬意をあわらすとともに、私たちみたいに学校から遠いところですね。年間1万円の負担ということで積極的に支援、経済対策していただいているわけですけれども、ただこれ距離によって小学校と中学校非常に、最初の1回目、住んでるところによって非常に差がある、格差があると言うんですか。

例えば、中学生になって6キロぐらいの距離ですと、1発目はどうしても立てかえ、年間を通じては1万円ということなるんですけれども、5万2,000円1回にかかります。

そうすると、少子高齢化、またたしかということで、お二人いらっしゃれば10万4,000円とりあえず1発目要りますね。そうすると、かなりこの経済的な保護者の負担というものを考えておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところのお考えを教育長さんにお尋ねをさせていただければと思います。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） このたびの予算計上に当たりまして、部内協議を持った際に、やはりこの問題について私も疑問に正直言って思いました。当然、最終的に保護者の負担は1万円ということにはなりますが、それまでその家庭においては負担が多いと。ここを解決する方法はないのかという形で、担当のほうに指示は出したところでございますけど、今現在なかなか結論に至ってはおりません。

例えば、町が負担すべきものについては、直接事業者と支給ができないかということも一つの選択肢があるんじゃないかなという思いで、今現在に至ったままでございます。どういうことができ得るか、やはり相手方もございますので、そこらあたりについては今後できるだけ早い時点でできるものはしていきたいと思っておりますし、できないということになればさらにその方法があるかどうか考えてみたいなという思いでございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、給与費明細書から地方債の調書まで一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、特別会計予算について質疑を行います。

まず、議案第11号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号平成21年度平生町老人医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号平成21年度平生町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 12ページの委託料ですね。実施設計7,535万5,000円ですか、これはどこへ委託するのか。通常なら工事請負契約であるべきではないか、委託料ということになると競争入札でないような気がするんですが、その辺をお聞かせ願いたい。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） この件につきましては、このたびは認可区域を拡大したところ5地区で、延長的には9,700メートル程度委託するものですが、これにつきまして当然指名競争入札で対応していきます。

議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 指名競争入札であれば、委託でなしに工事請負のほうが、どうかねその辺は。ちょっとこう、委託というと必ずその、何ていうか競争入札でないような気がするんですが、私の勘違いですかね。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 従来から設計委託業務でございますので、競争入札はいたしております。随契の場合とは違って、どうしても業務委託ということで委託で計上させていただいております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号平成21年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号平成21年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第18号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第19号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例から、議案第29号平生漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの件について一括

質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案第28号下水道条例、29号集落排水の設置、これの条例について質問をいたします。

今回の提案は料金の改正ですが、朝の提案理由の中にありましたように、本来水の処理等は使用料で賄うべきところを十分賄えてないと。一般会計からの繰り入れで賄っているというのが実情だという説明がございました。

今回、値上げはそれはそれなりの理由があってやむを得ないとも思いますから、これについてじゃなくて下水道の供用開始区域に対する普及率、接続率の問題なんです。結局、集落排水などはもう工事は完了しておるのに接続率が大変低いと。下水道についても同じだと。これ2点ほど問題があると思います。

一つは、やっぱり環境対策なんです。例えば下水道で言えばそこ都市下水路の堀川事業やりまして、うまくつないでないばかりに生活排水が出て、いろいろと状況を見ても美観を保つためにいろんな苦勞をされておるようですが、やっぱり下水道ちゃんとつないでいけばこういった問題も解決をします。ですから、下水道の普及率の向上のためにどういう具合に努力していくかというのが一番大事だと思うんです。だから、それは環境対策でやったわけですから急いであげるといふこと。これがまず一点です。

もう一点は、せっかくあれが予算が有効に利用されてないために、回収できる料金が回収されてないと。一般会計からの繰り出しで賄わざるを得ないというのは、いわゆる料金の未徴収に似た性格のものじゃないかと思うんです。本来入るべきものが、行政指導の不徹底さと言うたらちょっとおこがましいんですが、住民に理解を求めてちゃんと接続していただければ回収できるんですよ、そういう条件があるんですよ。事業は進んでおるわけですから。

したがって、それが行われないために値上げをする、一般会計から繰り入れると。これ値上げするのはええんですけど、結局つないだ人に二重に、あなたもっと負担してください、つないでない人はそのまま。こういうことにもなって不公平さも生じるんですよ。この普及率についての、その接続を促進することについて、取り組みについてお考えを聞いておきたいと思います。議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 普及率につきましては、公共下水は現在のところ51.6%ということですが、問題なのは水洗化率が、19年度末で78.6%ということですが若干低いんですが、今までの取り組みといたしましては、19年度は隣戸訪問といたしまして、各戸を回ってお願いをして歩いた。そして、20年度については郵送でお願いをしております。

今後につきましても、積極的に取り組んでいきたいと思っております。それと、漁業集落につきましては、550軒に対して現在338軒ということですが61.5%程度でございますが、これ

について同様な取り組みを行っていきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今言いましたように、通常の取り組みをこれからも続けるという感じですが、ちょっとこれ値上げをしてつないだ人にしわ寄せを、当然それはかかるものはかかるんですから負担をしていただくわけですから、つながない人の責任というのは大きいと思うんですよね。

これやっぱ、その接続の環境対策で意味をちゃんと話しながらも、そういった投資をして回収ができないというのは企業であつたら倒産をしていくことになりますよ。そういった意味からも、ぜひ積極的な接続対策を進めていただきたいと思いますから要望しておきます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 3回目、済みません。ちょっと1回2回で興奮をして落としておりました。28、29の表です。何で同じようなものがこういう2種類の表になるんですか。同じように表、全く同じ中身で表の形が違うんですよね。これは、無理にこういう具合にしないといけんという決まりがあるんですか。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 大変難しいあれですが、従来を表を採用いたしました。ただ、今回につきましては立法メーター表示を漁業集落と下水道条例につきまして一緒に統一をいたしておりますが、表については従来のもので採用いたしております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから、議案第34号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平生町土地開発公社の平成21年度事業計画及び資金計画並びに予算についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質

疑が終了いたしましたので、3月10日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第42、委員会付託を追加いたします。

日程第42．委員会付託

議長（田中 稔君） 日程第42、お諮りいたします。議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第34号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議案第1号から議案第34号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月18日午前10時から開会いたします。

午後4時40分散会

平成21年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成21年3月18日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成21年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議員提出議案第2号 平生町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 9番 吉國 茂君 |
| 10番 福田 洋明君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 藤村 政嗣君 | 13番 田中 稔君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
企画課長	角田 光弘君	町民課長	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	石杉 功作君

午前10時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において大井哲也議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

・

日程第2．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第2、議員提出議案第1号平生町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第34号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、3月9日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、繰越明許費、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、

議案第10号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第11号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第32号、議案第34号および議員提出議案第1号につきまして、3月11日、委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号中所管事項、議案第11号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第32号、議案第34号および議員提出議案第1号につきましては、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、洪水ハザードマップ整備事業の河川管理費補助金が減額となる理由は何かとの質問に対し、事業の終了による精算で減額となるとの説明を受けました。

歳出については、財産管理費の行政無線バッテリー交換事業について、行政無線のデジタル化への取り組みはどうなっているのかとの質問に対し、町の防災無線は設置から約20年が経過しており、災害時に支障をきたすことのないように今回バッテリーを交換するもので、デジタル化については多額の経費を要することからも、デジタル化に向けた調査をしていくとの説明を受けました。

保育所運営費では、法人保育園保育業務の委託料が増加しているが、公立保育園の維持についての将来構想を検討をしているのかとの質問に対し、幼稚園を含めて総合的に判断をする時期にきており、早急に検討委員会で検討を進めていきたいとの説明を受けました。

議案第2号については、歳出の予備費の増額についての質問があり、歳入と歳出の差額調整によるものとの説明を受けました。

議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第8号については、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護報酬が3%上がることによるものかとの質問に対し、介護従事者の処遇を改善するための介護報酬が上がるので、介護保険料の上昇を抑えるための必要額が国から交付されたとの説明を受けました。

議案第9号については、後期高齢者医療保険システム改修は毎年行われるのかとの質問に対し、定期的でなく、制度改正等に対応して行われるとの説明を受けました。

議案第10号中所管事項のうち歳入全般については、ハイブリット車に対する税措置による税収への影響は何かとの質問に対し、21年度税制改正において、自動車重量税、自動車取得税が減免措置されるとの説明を受けました。

歳出については、電算関係のシステムは、電算系統全部を統括する組織体制になっているのかとの質問に対し、基本部分については、全体調整を企画課の情報管理班で行っているとの説明を受けました。

税務費について、都市計画税システムプログラム改造業務の内容についての質問があり、下水道処理区域の増加分を電算に加えていくものとの説明を受けました。

債務負担行為について、土地鑑定総合評価業務委託についての質問があり、土地の評価替えに伴う賦課徴収費の委託料に関するものとの説明を受けました。

議案第11号については、レセプトの電子化によりレセプト点検は不要になるのかとの質問に対し、電子化により点検の方法が大きく変わってくると思われるが、病院側の対応等の問題もあり、すぐに電子化されるというのは難しいのではないかと説明を受けました。

議案第13号については、会計年度はいつまで継続されるのかとの質問に対し、22年度までの説明を受けました。

議案第17号から議案第19号までは、質疑はありませんでした。

議案第20号については、統計調査員の身分証明についての質問があり、調査員には写真入りの調査員証を提示するように指導を徹底していくとの説明を受けました。

議案第21号については、職員の勤務時間は8時間から7時間45分となることに対する対応についての質問があり、有給休暇の取得等については規定を設けて対応をしていくとの説明を受けました。

議案第22号については、条例中に「町長が定める額」とあるものは、誰が見てもわかる形できちんと示された方がいいのではないかという意見がありました。

議案第23号から議案第27号まで、議員提出議案第1号、議案第30号、議案第32号、議案第34号については質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていた

だきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第10号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、これも以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第28号、議案第29号、議案第31号および議案第33号につきまして、3月13日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て、慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第10号中所管事項、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第28号、議案第29号、議案第31号および議案第33号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

議案第1号中所管事項については、道路橋梁新設改良費の公有財産購入は何かとの質問に対し、町道高須磯崎線の改良に伴う用地買収によるものとの説明を受けました。

教育費では、世代交流、地域交流の関係を含めた総合的な学校のあり方についての質問があり、地域に開かれた学校を、地域の教育力の向上とともに進めていくうえでも、複合施設について先進事例を研究しながら検討していきたいとの説明を受けました。

議案第3号については、施設管理費の漏水調査についての質問があり、昨年10月あたりから受水量が増加しており、漏水箇所が特定できないため、調査を専門業者に委託するとの説明を受けました。

議案第4号については、下水道使用料の減額の理由は何かとの質問に対し、実績に伴う減額補正との説明を受けました。

議案第5号については、雑入のタイヤショベル売却について質問があり、耐用年数を経過しており廃棄には処分費を要することから購入業者に売却したとの説明を受けました。

議案第6号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第10号中所管事項については、平生特産品センター管理費の非難器具設置について質問があり、2階交流室を一般や団体に使用開放し、施設の利用促進を図っていくことから収容人数が変更となる。消防法により避難箇所の設置が義務づけられることから非難器具を整備するとの説明を受けました。

林業総務費について、有害鳥獣捕獲対策について質問があり、鳥とイノシシで、25万円と10万円で分けて委託契約をしていくとの説明を受けました。

漁港建設事業費について、海岸保全測量設計と漁村再生測量設計の内容についての質問があり、海岸保全測量設計は小森地区から東魚見地区にかけての海岸保全事業、また、漁村再生測量設計

は、浜田地区の沖防波堤の改修工事に伴う設計業務の委託であるとの説明を受けました。

道路橋梁新設改良費について、町道改良の考え方についての質問があり、地元からの要望に基づき優先順位を決め重点的に行っている。舗装改修については、緊急性を重視して整備を行っているとの説明を受けました。

教育費について、学校管理費と幼稚園費の遊具点検について質問があり、小学校、幼稚園の遊具は毎月教職員で点検を行っているが、専門業者による点検を21年度から始めたいとの説明を受けました。

社会教育費について、文化財保護の補助金が大幅に増額となる理由は何かとの質問に対し、文化財の伝承という観点から、町指定文化財である神護寺の毘沙門天像を修理するためもので、補助金交付要綱により助成するとの説明を受けました。

また、図書館費、歴史民俗資料館費、保健体育施設費の調査分析とは何かとの質問に対し、平成17年に行われた教育施設のアスベストの調査では、対象となるアスベストは含有していないという結果であったが、昨年のJIS法の改正により新たに調査対象となるアスベストが追加されたため、図書館、歴史民俗資料館、武道館の3カ所について分析調査を実施するとの説明を受けました。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第14号については、下水道管理費の使用料徴収事務とは何かとの質問に対し、上下水道の使用料の徴収の一本化に対する水道企業団への負担金との説明を受けました。

議案第15号については、水産廃棄物処理事業費で土地の借上料が増額となった理由は何かとの質問に対し、事業休止により水産加工組合の負担分の借上料が、町の負担となるためとの説明を受けました。

議案第16号については、漁業集落排水施設管理費の汚泥処理が増額となっているが、収入と支出の関係から赤字が増えることになるのかとの質問があり、使用量の増加により、使用料収入も処理費も増額するものではあるが、使用料収入については低く積算して計上しているとの説明を受けました。

議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第33号については、質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 3月議会の議案に対して反対討論を行います。

まず初めに、議案第19号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算、これに対し、年金天引きやくるくると変わる保険料、徴収問題、増大する滞納、政府も右往左往しているこの状況、75歳以上のお年寄りに対する差別医療、私はこの制度そのものに反対です。よって、この議案に対して反対を表明をいたします。これにより議案第10号平成21年度平生町一般会計予算は繰出金の関係で反対をいたします。議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 議案第10号の当初予算いろいろと、先ほど淵上さんが反対討論述べられましたが、私は積極的賛成ではなく注文をつけながらの賛成討論にさせていただきます。

といいますのもG20でGDP2%財政出動を政府が約束しております。大体GDPが500兆円ですから10兆円の財政出動がこれから見込まれると思ひまして、今表明されてる以外で約3兆円あるということ、それから、そういったことが今から予算化されてくるということで注文をつけながらの賛成であります。

もう一つは、今年、第四次総合計画策定事業をされるということで、これに対しても期待を込めての賛成討論としたいと思います。

なかなかいろいろと需用費とか賃金とかいろいろ考えられて、事務的な積み上がりで今できる最大のことはされてきておるといことは、本当に事務方としての敬意は表します。ただ、ややもすると木を見て森を見ずといいますか、予算に方向づけがされてないような、きゅうきゅうとして今の状態を模索するがゆえに予算に方向づけがされてないと私は思っております。

特にこの全協が始まる時に、3月補正で地域活性化・生活対策臨時交付金が9,900万円入っておりまして、それを見て平岡議員が、「これだけの金があるとこれだけの事業ができるんよねえ」と言われたのが大変印象に残っております。今まではこの時期は確定で大体補正をするのが常でありましたが、盛りだくさんのいろいろな事業が組み込まれておりました。

ただ、私は、一番町の勢いを見る意味では町税が、町税の入りというものが大事であるという観点で、いろいろとこのデータベース化した情報でやっていると調べてみましたら、町税の個人所得は平成18年から19年の当初費はこれは定率減税の廃止もありまして1億6,000万円ぐらい、それは決算では未達でありましたが増加しておりました。ただ、平成20年、平成21年を見ますとマイナス6%、この年はマイナス1.51%ですが、私はこれは恐らく未達に

なるだろうと思っておりますが、こういったことで8,300万円、約9,000万円、9,900万円がこの2年間で消えておるわけなんですよ、いろいろと。それ特に私は憂いでおりますのは、その定率減税が出てきた年の19年にしても法人税の落ち込みマイナス15.3%、平成20年がマイナス12.6%、今年度がなぜかマイナス2.74%となっておりますが、これは恐らく私はそんなにいけないと思います。というのもこれ何でかという、この勢いを精査しなければいけないと思います。特に固定資産税でも、税務課に電話して、今回、まあ土地は若干上っておりますけど、今回1,000万円、1,100万円の落ち込み、対前年比、当初予算ですが落ち込みとなっております。これまだまだ新築の2分の1の減免が効いておるのかという電話をしましたところ、3年に1度の評価替えてこうなるんだと。要は新しい家はできずに古い家はその評価を落としていく、穏やかに日々は過ぎておりますが、平生町の、数字から見ると平生町の屋台骨がぱりぱりと音を立てて高齢化で落ち込んでおると私は思いを持っております。特に法人税は特別とん譲与税などの輸出が好調のときにも落ち込み続けておりますから、何で落ち込んだのか、特に小泉改革において公共事業の抑制を図りました。一生懸命その三位一体改革とか何とかということで、一生懸命努力して予算をいろいろと節約して削ってきましたが、と同時に、削った分だけ落ち込んでいっておるとい状況がこれありありと見えるわけなんですよ。こういったことに対しての総務課が唯一、総務課がこれに対して、歳入歳出を一体とした全面的な改革を引き続き実現するという、あいま抽象的な文言でやっています。まだこういう段階なんかというのが私の思いであります。

それと、税務課が唯一具体的に、納税者の滞納者の強化を唯一上げておるとい、誠に事務的にはすばらしい予算ではあるかもしれませんが、この21年予算に「町民と協働のまちづくり」とか、「安心・安全なまちづくり」とか、「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」とか、「活力にあふれ躍動するまちづくり」とか、「持続可能なまちづくり」。こうやってひらひらと、何か薄っぺらにこれが聞こえてくるものであります。ぜひ法人 いろいろと節約されるのは構いませんが、「角を矯めて牛を殺す」という例えがあります。私は自分が景気が、去年なんか景気がいいときにいろいろと、うちの協力会社がちょっと現役の者を雇ってくれんかという話もありましていろいろ電話かけましたが、一たんやめて家に、定年して家に落ち着くと二度と働こうとしません。それと同じで今ここでやっておかないと一たん閉めた扉、法人なんかでも一たんやめたらもう再び、まちづくりというのは今の時期にやっておかないと起これないと思います。そういったことで、公共事業の見直しを含めて本当にそういった研究をする、また職員を研修に行かず、先進地に研修に行かずということを実行してほしい。

それから、今回、第四次総合計画策定されますんで、所管課にはいろいろなデータを出さず権限を持たしていただきたい。それから、町長命令でそれを 薄っぺらなあれにしないで町長命

令で積み上げていって、各課の積み上げのこの第四次総合計画にしてほしくないということであり
ます。こういったことを期待をしながら、かなり厳しいことを言いましたが、賛成討論とさせ
ていただきます。

議長（田中 稔君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議員提出議案第1号平生町議
会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。
議員提出議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決する
ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号の件は原案のとおり
可決されました。

次に、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議
案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決され
ました。

次に、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立によ
り採決いたします。議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決され
ました。

次に、議案第3号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算から議案第8号平成
20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。
議案第3号から議案第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のと
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第8号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。失礼しました。多数でございます。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度平生町一般会計予算の件を起立により採決いたします。議案第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成21年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第11号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。もとい。起立全員であります。よって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成21年度平生町簡易水道事業特別会計予算から議案第17号平成21年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第12号から議案第17号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第12号から議案第17号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成21年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第18号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成21年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。議案第19号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平生町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第22号平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第20号から議案第22号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第20号から議案第22号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立多数であります。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例及び議案第25号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の件を一括起立により採決いたします。議案第24号及び議案第25号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第24号及び議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平生町介護保険事業の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第26号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第26号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平生町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件を起立により採決いたします。議案第27号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第27号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平生町下水道条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第28号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第28号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第29号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第29号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての件から議案第34号平生町土地開発公社の定款変更についてまでの件を一括起立により採決いたします。議案第30号から議案第34号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第30号から議案第34号までの件は原案のとおり可決されました。

日程第3 同意第1号

議長（田中 稔君） 日程第3、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは予算19件、条例10件、事件5件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。また、議員報酬につきましても議員提案として削減の取り組みをされましたこと重ねてお礼を申し上げます。

新年度におきましては、第四次行政改革大綱並びに集中改革プランの最終年となることもありまして、これら計画の確実な実行を図っていくため、「選択と集中による行財政改革と財政の健全化の推進」をテーマとして、節目の年としてその執行に取り組んでまいりたいと存じますので、議員の皆様方におかれましてもよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登載された事項に関する不服申し立てを審査決定するという重要な任務がございます。本町の場合、御承知のとおり、長迫の松田宏治さん、尾国の銭廣英男さん、そして大野喜多の久保徳行さんの3名の方を選任させていただいておりますが、そのうち、松田宏治さんの任期が3月23日で満了となります。松田さんは平成12年から3期9年の長きにわたりお勤めをいただいておりますが、任務の特殊性から適任者でございますので、再度選任いたしたいと存じます。松田さんの略歴は別紙として添付させていただいておりますが、平生町役場に37年余り勤務され、特に、税務行政に精通された方であることから判断をさせていただいているものでありまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

以上で、同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって本案に対しては討論を省略することに決しました。

これより同意第1号平生町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を起立により採決

いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

・ ・

日程第4．議員提出議案第2号

議長（田中 稔君） 日程第4、議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、御提案いたしております議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本議案は、昨年12月11日に提案され、本会議と付託先の総務厚生常任委員会で慎重審議の上可決された、平生町課制条例の一部を改正する条例に伴う平生町議会委員会条例の第2条第1号の総務厚生常任委員会の所管の改正をいたすものでございます。すなわち「企画課」を「総合政策課」に改めるものでございます。

以上、平生町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、今回6名の提出者を代表して提案いたすものでございます。議員各位におかれましてはよろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議員提出議案第2号平生町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第5 . 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（田中 稔君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分閉会